

史料と人物 I（中津市歴史民俗資料館分館医家史料館叢書 7）

Michel, Wolfgang

Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University : Professor

Tomida, Shuji

Nakatsu City, Board of Education

Oshima, Akihide

Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

Yoshida, Yoichi

Kurume University, Faculty of Literature : Lecturer

他

<https://hdl.handle.net/2324/9858>

出版情報 : 2008-03-27. Nakatsu Municipal Museum for History and Folklore
バージョン :
権利関係 :



中津市歴史民俗資料館 分館

医家史料館叢書Ⅶ

『史料と人物Ⅰ』

ヴォルフガング・ミヒエル編

中津市教育委員会、平成二〇（二〇〇八）年三月

編者前書き

昨年度、本耶馬溪町の屋形家旧蔵史料の整理を開始しましたが、本年度中は屋形家のご厚意により改めて現場の調査を行い、さらに様々な資料を確保することができました。目録の作成を進めながら、その内容にも目を向け、今回分析の最初の成果を紹介させていただくことになりました。江戸期の「在村蘭学」及び幕末・明治期の医療、教育の事例研究のために、この史料群は大変有望なものとなるに違いありません。

江戸時代の医師について取り上げる著者のほとんどは、医学の系統や医療の特徴に着目していますが、今回大江医家史料館の収蔵品から紹介する大江元明の「仕事雜記録」は、絵図を踏まえながら当時の様々な年中行事などを、出生届から絵踏みにいたるまで詳細に描いたもので、医学史の研究のみならず、一般の歴史研究にも大いに役立つ史料です。

本年度再開した村上医家の文書史料目録の点検・補充作業の成果はインターネットで公開する予定ですが、本書には、六代目家督玄水の研究熱心さや視野の広さをさらに裏付ける「六祖玄水医案」と「賀来氏證治」を掲載しています。また、これまで一度も調査されていない展示品「赤道北地半球之図」と「赤道南地半球之図」に関する詳細な分析もいただいています。

全国各地で進む高齢化や再開発、移転などにより、代々蓄積されてきた貴重な各種資料が失われつつあります。中津市は歴史民俗資料館の分館である二つの医家史料館の運営管理及び寄託・寄贈資料の保管と整理により、地元の素晴らしい歴史を後世へ伝えるためのよい方針を打ち出しています。本書が市民の皆様への資料提供に一層貢献できれば幸いと存じます。

平成二十年 春

ヴォルフガング・ミヒエル

目次

編者前書き

凡例

論文

屋形家

耶馬溪屋形家とその資料について 富田修司 1

屋形家と中津藩儒倉成龍渚 ― 写本「外療内治法 下」を中心に 大島明秀 7

明治初期における耶馬溪地域の医療 ― 屋形家史料「年中行事日記簿」を中心に 吉田洋一 31

大江医家

大江元明の「仕事雑記録」 保科 眞 53

村上医家

マテオ・リツチ系南北半球図に関する一考察 ―

村上医家資料館所蔵「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」を中心として ― 古賀慎也 98

村上玄水卓の「六祖玄水医案」及び「賀来氏證治」 細田富多 115

索引 135

執筆者一覧 138

【凡例】

- 一、底本は「外療内治法 下」（中津市歴史民俗資料館蔵）、「年中行事日記簿」（中津市歴史民俗資料館蔵）、及び「仕事雑記録」（大江医家史料館蔵）、「賀来氏證治」（大江医家史料館蔵）、「六祖玄水医案」（村上医家史料館蔵）を使用した。
- 一、原文の欠字・改行・平出・削除線その他体裁は総じて底本の表記を反映するように記した。
- 一、異体字・略字などは通用する字句に改めた。
- 一、「外療内治法 下」、「年中行事日記簿」及び「仕事雑記録」で見せ消ちは二重取り消し線で示した。
- 一、「外療内治法 下」、「年中行事日記簿」で虫損・破損・消跡など判読できないものは□または「 」とした。
- 一、「年中行事日記簿」原文の繰り返しの記号は全て、とした。
- 一、「外療内治法 下」原文で、書写者がトピックを示すために付した山印は、原文の表記を反映するために△で示した。
- 一、「外療内治法 下」原文で、割注内の記述は【 】で示した。

耶馬溪屋形家とその資料について

富田 修司

中津市歴史民俗資料館に、耶馬溪屋形家に関する資料が所蔵されている。この「屋形家資料」には、多くの医学・教育関係の史料が含まれており、中津市鷹匠町の大江雲澤¹とも関係があることがわかつている。江戸・明治初期の地方医師の医療活動、人物交流や学問のあり方を知る大変有益なこの史料は、現在もまだ整理中であるが、ここで調査経過について簡単に報告する。

平成一六（二〇〇四）年六月に、現屋形家当主佐間である屋形彰男氏（神奈川県在住）より資料の寄贈を受けた。中津市に寄贈されたのは、留守宅の管理を中津市在住の伊藤ケイ子氏（彰男氏の母方の親族にあたる）が行っていた関係から、伊藤氏が中津市歴史民俗資料館に連絡をくれたからであった。

第一回現地調査（平成一六年六月下旬）において、段ボール箱約五〇箱、薬箱、長持を持ち帰った。内容は医学薬学関係、教育関係、儒学関係、写真類など多岐にわたり、便宜上仮の分類を行って段ボール箱（三三×四五×三三糎）に整理した。さらに、平成一六年八月一二〜一七日にかけて、大分県立歴史博物館にて資料薫蒸を行った。

平成一九（二〇〇七）年二月には、調査整理を行っているミヒェル・ヴォルフガング、吉田洋一、大島明秀と共に、屋形家の場所確



図一 屋形家の皆様との合同調査（2007年6月）

認を行った。第二回現地調査（平成一九年六月二三日）では、屋形彰男、伊藤ケイ子氏らと現地で落ち合い、家の中を見せていただいた（図一）。その際には、襖二枚、写真、手紙類数十点を持ち帰った。この調査の前に、屋形養民以降の系図について聞き取りを行った。養民の祖父にあたる元亨諸文以降の屋形家の系図をうかがうこと



図三 屋形家付近

屋形氏と称している。屋形氏は、鎌倉、大友大内、あるいは黒田時代の戦乱を生き抜いた。

養民の父、屋形権八（郎）諸光は、天保の頃から幕末にかけて東屋形村、西屋形村の庄屋を務めていた。屋形は中津藩領であったが、

徳川ゆかりの譜代奥平

中津藩、隣接する天領⁴および日田の郡代、その支庁である宇佐四日市の代官所、これらを結ぶところにあった。幕末を迎えるにあたり、非常に複雑で困難な対応を強いられていた。権八は、村民の困窮立ち直りにも尽力し、倅まで庄屋格、生涯庄屋上席の格を与えられている。屋形氏は、いわゆる土地の名士であった⁵。

屋形養民は、屋形権八の長男である。天保元（一八三〇）年生れで、弘化四（一八四七）年八月から嘉永五（一八五二）年七月まで、中津鷹匠町の大江雲澤の下に入門をして医学を学び、同年九月に豊前国下毛郡西屋形村にて開業している⁷。養民がいかにして医を志したのかわからない。しかし、養民は幼い頃、強烈な体験をしている。天保九（一八三八）年の春、養民八歳の頃に、東屋形村で疫病が大流行した。この時の病人数三〇〇余人、死者は一〇名を超えたという⁸。村民は藩に要請し、中津から医師辛島泰

庵、小幡元如が村に入り⁹、治療にあたったという。この体験が養民に医師を志させたと充分に考えられよう。

医者を開業した養民は、医業の傍ら寺子屋を開いたのではないかとと思われる¹⁰。当時の日本では、読み書き算盤などを教える寺子屋が各地にあった。当時の民衆の教育機関を担っていたものである。慶応三（一八六七）年に、養民は今の場所に家を建て分家している¹¹。本来なら、父権八の跡を継ぎ庄屋となるところであるが、これを弟の諸定に譲つての事である。この事蹟は文書には残っていない。屋形家に伝えられるところによれば、医業と寺子屋での教育に専念するためであったという。

明治五（一八七二）年に、寺子屋や私塾と異なった新しい教育を行うため学制が公布された。今では義務教育は公費で賄われているが、当初明治政府は、学校は民費によって設けられるべきだと説いた¹²。屋形では明治八（一八七五）年に、「東屋形、西屋形、今行三村協議の結果、民家を借りてこれら児童を収容、普通の学科を教授すること」となり、養民の提供した土地、家屋を用いて、西屋形村字殿迫に学校が設置された¹³。

養民は、自分の子供を医業と教育界に進ませている。長男の秀策は明治五年に、父と同じ大江雲澤の下に入門している。四男の四男之助は教育界に進み、屋形小学校に明治二一（一八九一）年から大正一四（一九二九）年までの三八年間在職し地域の教育に尽力している。四男之助については、昭和一一（一九三六）年、屋形小学校の近くに、「その徳を後に伝えん為に功績碑を建てる」として、地元青年団の発起によって教育功績碑¹⁴が建てられてい



図四 ありし日の屋形家。道路拡張直後で、センターライン付近がかつての境界である（2004年6月頃撮影）。



図五 2007年秋に家屋は取壊された。

る（図六）。養民の家は、地元の人からは分家といわれず新宅（新造宅）と呼ばれていた事とあわせて、屋形家が地元の人々に愛されていたゆえんであろうか。

搬入された史料には医学関係の史料はもとより、教育関係の史料が多数ふくまれている。明治期の教育関係資料もまた屋形家とその土地とのつながりを知る史料である。今後の調査によつては、医学だけではなく教育についても研究対象として広がりを見せるかもしれない。



図六 1936年屋形小学校近くに建てられた教育功績碑。

【参考文献及び史料】

- ▲大分県教育百年誌編集事務局『大分県教育百年史』第一巻『通史編（一）』大分県教育委員会、大分、一九七一年。
- ▲大分県教育委員会編『大分県史料』第二巻、大分県立教育研究所、大分、一九五九年、三七一―三八六頁。
- ▲東耶馬溪村役場編纂『東耶馬溪村誌』東耶馬溪村役場、東耶馬溪村、一九二七年。
- ▲本耶馬溪町史刊行会編『本耶馬溪町史』本耶馬溪町、一九八七年。
- ▲ヴォルフガング・ミヒェル「中津藩医大江春塘について」『医家史料館叢書 VI』中津市歴史民俗資料館分館医家史料館、中津市、二〇〇七年、五八―七七頁。

史料

- ▲「下毛郡之内人畜御改帳」 元和八（一六二二）年、熊本大学図書館蔵・（財）永青文庫寄託史料」。
- ▲「開業届」、屋形家資料所収、中津市歴史民俗資料館蔵。
- ▲菱屋平七「著」『筑紫紀行』巻四、享和元（一八〇一）年。
- ▲大江雲澤「入門帖」、大江匠家史料館寄託史料。

- 1 現在、中津市歴史民俗資料館分館大江匠家史料館となっている。
- 2 当時は大分県下毛郡本耶馬溪町大字西屋形であったが、平成一七年（二〇〇五）三月一日に中津市と合併し、大分県中津市本耶馬溪町西屋形となった。
- 3 享和元年（一八〇一）菱屋平七は『筑紫紀行』巻四の中で「是より（宇佐市麻生）より山道を十町計登れば、桜峠とてかりそめなる小屋を造りて茶を売る家式軒あり。此所より南は中津領、北は公の御領のしるしたてり。しばし休みて坂を下りて、又半里計行て屋形村に至る。〔中略〕是より谷川の側をつたひて、川を右にもし左にもして度々わたりて、〔中略〕此峠（羅漢峠）を半里許下れば谷川あり。それより山の尾を廻りて五丁計行けば、羅漢寺の門前跡田村なり。〔中略〕抑阿蘇（麻生）村より此所迄稀には家もあれど、茶屋商家などは絶てなく、草鞋一つも求めがたし。過來し桜峠に家はありしがど、彼かりそめなる小屋なれば、旅人少き頃なれば時によりてはなき事ありときけば、此所に参詣ん人は、必阿蘇村にて其用意して、何をも彼をも調へ持べき異なり。陰阻き山道の物すゝきに、

立てより休むべき家もなく、やうやう谷水を掬ひ咽を潤してつゝしのぎ来りし。甚だわびしき道なりけり。」と記している。

- 4 小笠原長胤の失政により、元禄一一（一六九八）年幕府より家禄を半減された。これによつて、中津藩領と天領が混在することとなった。

- 5 本耶馬溪町史料刊行会編『本耶馬溪町史』一八一～四〇三頁。大分県資料刊行会編『大分縣史料』第一～二五巻大分県立教育研究所、大分、一九五九～一九六四年。大分県教育委員会編『大分縣史料』第二五～三七巻大分県中世文書研究会、大分、一九六九～一九七九年。『大分縣史料』第二巻の中に、中世屋形文書が掲載されている。

- 6 大江家資料の中に、大江雲澤の弘化午三年ヨリ明治五甲年迄の入門帖があつた。その二番目に、「同國同郡屋形殿迫村 屋形謙治 入門」とあり、この屋形謙治が屋形養民のことである。三一番目に「豊前下毛郡屋形殿迫 入門 屋形秀策 明治五壬申二月」とある。この秀策は養民の長男である。

- 7 屋形資料の中に、開業届とも言ふべき文書の副本が残されている。

小倉縣 平民

屋形養民

舊通稱謙司

當酉六月四十二歳十一ヶ月

一弘化四年丁未八月ヨリ嘉永五年壬子七月迄豊前國

中津大江雲澤二從ヒ都合五ヶ年内治外科産科

医学研究

一嘉永五年壬子九月豊前國下毛郡屋形村二

於テ開業

右之通相違無御坐此段奉申上候也

明治六年七月十九日

屋形養民

小倉縣參事小幡高政殿

明治四年十一月から同九年四月まで豊前國は小倉県であつた。その後福岡県となり、明治九年八月に豊前國は分割され、山国川より東は大分県となつた。屋形家資料には、明治十二年九月に大分県令に届出た同様の史料も残されている。大分県令宛には「一明治二己年二月ヨリ同縣同郡中津町大江春水ニ從ヒ種痘方修行 一明治七年戊四月種痘方卒業」がくわえられている。中津町大江春水とは、京町の大江家のことであり、大江春塘の三代後の人物である。京町大江家については、ヴォルフガング・ミヒェル「中津藩医大江春塘について」を参照。

- 8 「下毛郡之内人畜御改帳」(元和八年(一六二二))によれば、東屋形村一三一人、西屋形村二五八人、下屋形村二四人、今行村二一人、屋形谷を合わせても四二四人である。時代は違うが、罹患者の数の多さがわかる。「下毛郡之内人畜御改帳」は細川忠利による人畜改帳である。この頃本城は小倉城で、中津城は忠興の隠居城であつたので、細川氏の領国は小倉藩となる。

- 9 本耶馬溪町史刊行会編『本耶馬溪町史』、三七四頁。

- 10 屋形彰男・伊藤ケイ子両氏からの聞き取りによる。

- 11 屋形彰男氏と伊藤ケイ子氏によると、養民の四男・四男之助が生れたときに家を建てたという。両氏の話によれば、四男之助は慶応三年生れである。この家も二〇〇七年秋に取り壊された。

- 12 大分県教育百年誌編集事務局『大分県教育百年史』一九七―二二八頁。

- 13 本耶馬溪町教育委員会編『学校教育百年誌』、三四頁。本耶馬溪町史刊

行会編『本耶馬溪町史』四二六―四三五頁。東耶馬溪村役場編纂『東耶馬溪村史』一一一―一一五頁。

14

屋形家より一〇〇^{トニ}ほど先に碑はある。碑文に「(前略) 曰ク恩師屋形四男之助先生ハ明治二十一年四月ヨリ大正十四年四月マデ三十有八年又恩師立花彦郎先生ハ明治三十五年四月ヨリ昭和六年八月ニ至ル三十年ノ久シキ母校ニ於熱心ニ教鞭ヲ執ラル(後略)」とある。四男之助は、屋形小学校の初代校長を明治二十三年一月から明治四二年三月まで務めている。

本耶馬溪町教育委員会編『学校教育百年誌』、六四頁。
屋形彰男・伊藤ケイ子氏によると、養民の弟諸貞の子米次郎も碑建立にかかわっているという。

屋形家と中津藩儒倉成龍渚―写本「外療内治法下」を中心に―

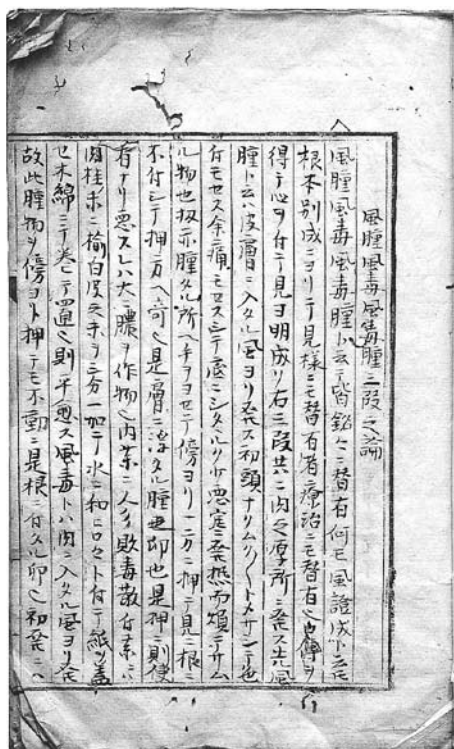
大島 明秀

はじめに

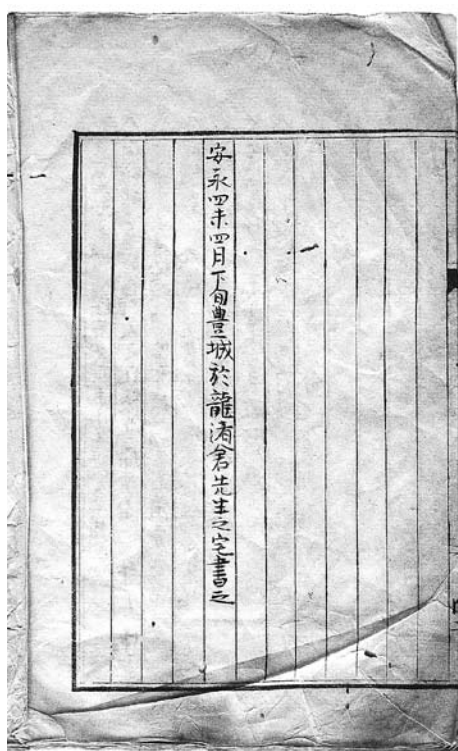
近世に現在の本耶馬溪地域にあたる西屋形村で医業を営んでいた屋形家に関する史料（以下、屋形家史料）が中津市歴史民俗資料館に寄贈され、筆者はその整理に従事する中で「外療内治法下」という写本に出会った（図一、一二）。

これまで屋形家は研究史でもほとんど言及されることのなかった医家であるが、興味深いことに「外療内治法 下」の末尾に「安

永四未四月下旬豊城於龍渚倉先生之宅書之」と墨書されていることから、安永四（一七七五）年中津藩儒倉成龍渚（一七四八～一八一二）宅でこの写本が作成されたことが判明した。本稿の課題は、「倉成龍渚之宅」で記したとされる本写本の書誌を提示し、その他の屋形家史料を踏まえて検討しながら、屋形家と倉成龍渚の関係、写本の内容、写本の書写者を追究することである。これまで未開拓であった屋形家研究の一つの土台とすることである。



【図一】「外療内治法 下」、一丁表（中津市歴史民俗資料館蔵）。



【図二】「外療内治法 下」、二丁裏（中津市歴史民俗資料館蔵）。

一、写本「外療内治法 下」の書誌と書写者

写本「外療内治法 下」は二八・三糶×二〇・五糶の楮紙二四枚(墨付二二丁)を、紙平紐によつて四つ目綴じにした冊子である。中は半葉一二行の野杵が刷られており、一行につき二五前後の文字が表記されている。薄れてはいるが表紙には朱書で「外療内治法 下」と題名の打付があり、上巻が存在していたことを窺わせるが現在まで現物の行方は不明である。写本末尾に「安永四未四月下旬豊城於龍渚倉先生之宅書之²⁾」と記されていることは上で述べたが、書写者に関する情報は示されていない。写本の内容は中国医学、医療に関するもので、基本的な書式として、病とその治方に関する複数の節が立てられている。各節の中では、病の別名、性質、症状および原因などの説明が行われ、治療法や処方薬の製造法や使用法が記されている。また、話が変わる所には欄外に山印(△)が付され、そこから新しい話になることが示されている。

さて、本写本の書写者を検討するにあたって、屋形家史料群に漢方系の医学、医療を内容とした無題の写本(小口書「脉訣」)を確認しておきたい³⁾。この写本においても、話が変わる所の欄外に山印(△)が付されていたり、平べったい独特の筆跡によつて書写されていることから、「外療内治法 下」の書写者と同一人物であると断定できる。この「脉訣」の書写者が屋形以文諸道であることから、「外療内治法 下」の書写者も諸道だと同定できる。

「屋形家系図」によれば、屋形以文諸道は「称養民号来徳始メ以医為業 以梁字訓屋形 文政九年十一月廿三日卒⁴⁾」と記され、

その称は養民で号は来徳、また、屋形家において医業を始めたこと、梁という苗字を用いたことが認められ、また、文政九(一八二六)年一月二三日に歿したことが知れるが、生年については不祥である。諸道の「養民」という号は『書経』中の著名な文句「禹曰、於帝念哉、徳惟善政、政在養民」(大禹謨)から得たものであろう。しかし一方で、「以文」という号については系図には記述が不在である。諸道は二男、二女を持ち、長男の名は諸文で医業を継いだようである。

中国料理に関する文献「卓子式^{しっぽくしき}」を著したことで知られる豊前中津の町医者田中田信(一七四八〜一八二四)は、屋形以文諸道と書簡をやり取りする関係にあった⁵⁾。田中田信を追究して大正一〇(一九二二)年に手稿を作成していた熊谷克己によれば、屋形以文諸道(梁養民)を「養民は嘉助の養子で医業を修め、屋形を漢字に当て、梁乗徳と號した。養民は延享二年の生れで文政九年八十三歳で歿した。中津藩の廣瀬氏を娶つて元亨を生んだ。」とされる。ここで屋形以文諸道が養子であったことや、生年が延享二(一七四五)年であるという系図に確認できなかった情報が示されているが、記述の出典が示されておらず、現時点で全面的に信用することはできない。しかしながら、歿年や父と子の名前などが系図と一致しており、その信憑性は高そうである⁶⁾。熊谷克己の指摘する屋形以文諸道の生年を信じるならば、倉成龍渚より三歳年長ということになる。系図においても医業を修めたとされる屋形以文諸道が「外療内治法 下」を作成したことは不思議ではないが、倉成龍渚と接点を持っていたことは注目すべきである。次章ではこの点についてさらに論じる。

二、屋形家と倉成龍渚について

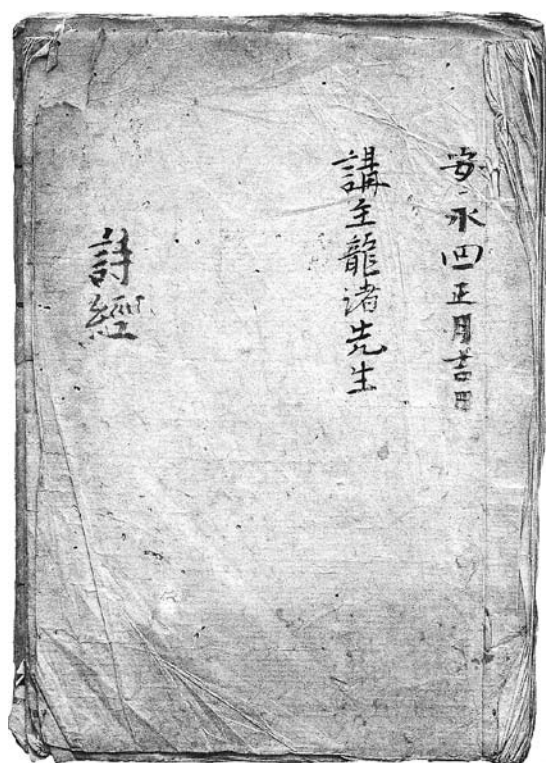
倉成龍渚は中津藩の漢学者で、寛延元（一七四八）年生、文化九（一八一二）年に没し、名は至、字は善卿、通称善司、善治、その号龍渚は五代藩主奥平昌高（一七八一〜一八五五）の命名であった。明和二（一七六五）年に中津藩儒藤田敬所（一六八九〜一七六八）に師事、さらに京都の伊藤東所（一七三〇〜一八〇四）に入門した後、中津に帰郷し、安永元（一七七二）年には藩儒、寛政元（一七八九）年侍読となり、寛政八年藩校進脩館を設立、教授に任ぜられた⁸。

屋形家史料の中に「外療内治法 下」と同じ書式、同じ筆跡で記された「安永四年正月吉日 講主龍渚先生 詩經」という写本がある（図三）。

この写本は「詩經」と記されながらも中身は、『周易本義』の語注釈と「采藥漫筆」という本草などに関連した語彙集から構成されている。この「講主龍渚先生」とは、倉成龍渚のことで、少なくともこの写本の「周易本義」に関する部分は、安永四（一七七五）年正月に屋形以文諸道が倉成の講義を受けて記したものである。この時倉成は既に中津藩儒の位置にあり、藩学設立を藩主に建議し、それが容認されるまでの間、志を同じくする野本良右衛門の宅を仮校舎として、学生の教授にあたっていた¹⁰。写本において「講主龍渚先生」と示されていることから、屋形以文諸道はこの野本宅における倉成龍渚の講義に参加していたと思われる。

既述したように「外療内治法 下」の末尾にも「安永四未四月

下旬豊城於龍渚倉先生之宅書之」とあり、「詩經」を写した三ヶ月後に「倉成龍渚之宅」で「外療内治法 下」が完成したことが分かる。この「宅」とは倉成龍渚の講義が行われた野本の宅とも考えられなくはない。しかしながら、本写本には「書之」とあることから倉成の講義録や著述などを書写したものとは考えにくく、屋形以文諸道が自身で著述したものである可能性が浮上する。



【図三】「安永四年正月吉日

講主龍渚先生

詩經、表紙

（中津市歴史民俗資料館蔵）。

倉成と諸道の關係をさらに示唆するものとして、記された年は不明であるが、倉成から諸道に宛てた書簡二通が確認されている。

「芳墨致拜誦候、霜氣日盛相成候處、彌御平安御凌之狀奉賀候、拙生並塾中無相變罷在候、久布御來駕も無之、御懷奉存候、尤近日御來頭可有之、趣計日御待可申候、且御咄申度事も有之候、鍵御世話被下別而辱候、于今不求候間、何卒御詮義可被下候、但し貧士高科を佛兼候間、十五錢目之方を御求可被下候、六十目の方も値段壹枚位にも相成候は、此方にも致度何れ宣敷御頼申候、御脇差拵の義、御申越被成候通致承知候、磨師へ可申付候間、左様に思召可被成候、萬喜期御來頭之節候、不盡敬白

十月五日

倉成 至

梁山人玉榻下

二白御家内皆様來へ可然御頼申候¹²」

この「拙生並塾中無相變罷在候、久布御來駕も無之、御懷奉存候」という記述から、倉成は塾を構えていることを諸道は認識していたこと、加えてそこに参加した経験があったことが間接的に知れる。また、この書簡は倉成が槍と脇差の購入にあたつて、諸道にその仲介、世話を頼んでいる内容であり、このことは二人の交友の深さを示している。

もう一つの書簡は以下のようなものである。

「御慶日出度申納候、陳御堅達被成御暮大慶候、老生無恙消二光侯老境相成候得共、宿疾大方相除き候故、達者に暮事に御座候、十二月の御札相立忝拜見候、然は秀卿御事京都御逗留も費用多仕送御難儀に付、此表へ被遣度之旨委細致承知候、此表は尚更費用多所御座候得共、此方へ引受候は、如何程にても御世話可致候、五兩も被遣候は、雜用迄相濟候様に可致候、外より寄宿は月に壹歩と壹人扶持に相定候、足下御事は此方より足しにて御世話可致候間、無御心遣可被遣候、道中入用衣服は五兩の外に御心得可被成候、京都へ被御遣次第被下候様可被成候、多は好道連も可有之候、淳意も當年は此表に罷下筈に御座候、二月末には出立可致候京都より御同道ならば至極宜御座候、淳意忝幹司此方に罷在候間、此者より京都へ申遣置候様可致候、去年は引繼御不幸の由扱々氣毒千萬御座候諸事御心配多御座段察入候、折角御世話被成御凌可被成候、拙老近來他所の方に被招無閑暇罷暮候、依之て家事は先心易方に御座候、俊平へ御傳言可申達候、是は本所の方にみせ開度候へ共、場明候事も無御座候、一三年も立候は、少々づ、行れ候様に相成、夫迄の仕送り大義被致候様に宿許へ御咄し置可被下候、右草々及御返答候餘寒に推移可申候、随一分御自愛可被成候恐々謹言

正月三日

倉成善司

屋形養民様¹³」

ここで「秀卿」が指す人物が誰であるか、そしてその人物が諸

道とどのような関係であったかは不明であるが、諸道に近い人物であったことは書簡から読み取れる。この書簡の内容は、「秀卿」を京都遊学させるにはあまりに費用が高いので、諸道は倉成の許での「寄宿」を頼み、それに対して倉成は承知したとするものである。前の書簡と併せて示されているのは、武具購入の仲介や、近い人物の世話を互に行いあうほど、倉成龍渚と屋形以文諸道が密接な関係にあったことである。以上を踏まえると、「外療内治法 下」の末尾の「龍渚倉先生之宅」とは野本宅ではなく、文字通り倉成龍渚宅のことだと考えられる。

三、「外療内治法 下」の内容と著者

「外療内治法 下」は一四の節から成っているが、「丹毒」、「附骨疽 是脚氣ノ毒腫也」ならびに「乳疾^付乳汁」は治例が一つの節として分離しており、それを他節と同じように一つの節内にまとめれば全一一節となる。以下、各節で病の定義、症状、治方などがどのように理解されているかを簡潔に記す。

風腫風毒風毒腫三段之論（一丁表～三丁表）

本節では「風」の字が付された病が主題となっている。ここで「風」について述べる。中国医学では、病因を外因と内因の二つに大別する。さらに外因は「六淫」と「瘴氣」に分けられ、「風」はこの「六淫」の一つで、「六淫」とは「風」に加え、寒、暑、湿、燥、火（熱）の自然界（気候）と関連のある六つを指す¹⁴。

「外療内治法 下」においては、「風腫」、「風毒」、「風毒腫」の三つの病について、「三段共二肉之厚所ニ発ス」と述べられることから記述が始まっている。「風腫」については「皮膚ニ入タル風ヨリ発ス」と考えられ、処方薬として人參敗毒散および肉桂や榆の白皮を用いて作る付薬が記されている¹⁵。次に「風毒」は「風腫」とは異なり、「肉ニ入タル風ヨリ発ス」とされている。「此病腹ニ入ハ立処ニ死」に至るほど危険な病であることから、人參敗毒散を多量に摂取することと、膿に対して鍼を用いることが唱えられている。史料によれば、「風毒腫」は「此病ハ骨之中ヨリ出ル故ニ必骨隨洞ニ発」し、療治が難しく、疼痛や膿を生じるが、早期治療すれば治癒することもあり。しかし、手遅れになると死に至ることもあるという。その処方として、鍼の効果的な使用法について詳細に説かれる。節末には人參敗毒散の作り方が記され、その他補助的な内服薬として、内補散、神効托裏散、黄芩湯、湯門冬湯などの名が列挙されている。

氣腫（三丁表～四丁裏）

「外療内治法 下」によれば、「氣腫ハ内之薄所ニ発物」であり、「肉腐テ廣成イツマテモ愈ヌ」く、治癒したとしても場所を変えて現れ、悪化していく病であることが述べられている。特に胸のあたりにできた「氣腫」は性質が悪く、治療が難しいようだ。節末には処方薬である木香流氣飲および十六味流氣飲の作り方が記され、材料の名が列挙されている。

瘰癧馬刀瘡瘻（四丁裏〜五丁裏）

「瘰癧」や「馬刀」は、宋代に王執中が記した鍼灸の古典書『鍼灸資生經』の卷七などに記されている病で¹⁶、「瘰癧」とは頸部リンパ節結核のことで、「馬刀」は「瘰癧」の中で、胸脇に生じて形の長いものをいう¹⁷。「外療内治法 下」では「瘰癧ト云ハ咽頸之迴腋ノ下耳ノ前後ニ莖中核之如又ハ梅桃ヲ埋タル如ニクルヲトシテ有」とされ、「瘰癧ト云は皆血氣不順成故ニ生ス」という。著者は「此瘡久ク滯テ後ニ皆瘻ト成物也」と警戒を呼びかけ、拔療治を行うことが諭される。節末には処方薬である黃湯連芫湯および托裏板榔湯などの作り方が記され、材料の名が列挙されている。

瘰癧（五丁裏〜七丁裏）

「瘰癧」はコブのことで、形が小さくて桜桃の核ぐらいのものが瘰、大きくて石榴ぐらいのものが瘻と呼ばれる¹⁸。「外療内治法 下」では「瘰癧ト云ハ五瘻六瘻トテ十一色有皆コブ之數也」と定義され、その「五瘻」とは石瘻、肉瘻、筋瘻、血瘻、氣瘻で、「六瘻」とは脂瘻、膿瘻、血瘻、筋瘻、肉瘻、骨瘻のことで、血が不順で鬱滞した時に生じるものと記されている。「外療内治法 下」の著者が考える「瘰癧」は、頸部リンパ節に限ったものではないようである。また、「惣而コブハ氣モ不順痛モセス唯目ニ見テ苦ト云計」と述べられ、さほど重病ではないと考えられている。また、ここで興味深いのは、本節の末尾に「弥吉亦曰」とあることである。ここで「弥吉」は氣腫、瘰癧、馬刀瘡瘻の内服薬がほとんど同じもので、瘰瘻も氣から発する病なので、氣を順にする薬が良いと述べている。

この「弥吉」とは諸道の知人の医学者、或いは医者なのであろうか。その詳細は不明である。

便毒（七丁裏〜九丁表）

「便毒」については、「飲食之結モ根本同前也」と述べられ、「苦寒之藥ヲ用テ下腑之濕ヲ瀉シテ捨レハ」多くはそのまま治癒するとされる。また、治癒しなくとも重い病気にはつながらないことが主張される。節末にかけて内服薬、灸、膏薬などの製造法や用い方が説かれ、とりわけ山販来薬の処方が主張されている。

妬清瘡（九丁表〜一〇丁裏）

「外療内治法 下」の著者は「妬清瘡」を「裸病之叟也」と定義し、この病には自然発生的なものと伝染するものがあるが、「此病之發根本ハ便毒ニ同」と述べている。処方を取り違え、こじれば「豆瘡ヲ生シ終ニハ難瘡唐瘡」となるので注意が必要という。その後、内服薬として補陰湯、四物湯などの作り方と使用法が述べられている。

陰瘡之外治（一〇丁裏〜一四丁裏）

「外療内治法 下」から、「陰瘡」とは陰部のできものを指すことが分かる。本節では本病の定義、説明などはなく、冒頭から消毒散の作り方と使用法が説かれ、途中、「唐瘡」の説明と治療法に話題が移るが、その後も當飯飲子、川芎湯処方、黃連阿膠湯ならびに神仙人參湯の製造法や用い方が述べられ、その他薬や治療法が説

明されている。

丹毒（丹毒治例）（一四丁裏～一七丁裏）

「丹毒」とは連鎖球菌などを原因とする真皮または粘膜固有層に生じる浮腫を伴う化膿性炎症のことである¹⁹。本節の冒頭に「丹毒」は「世俗」では「草」という名で呼ばれていることが述べられ、「黒草」、「炎草」、「赤草」、「穴草」、「走草」、「脚草」、「胸草」、「水草」、「髮草」、「齒草」、「乳草」、「切草」という一二の丹毒について、それぞれの症状が記されている。その後、節を別にした「丹毒治例」が説かれる。様々な治療法や、内服薬として清冷散、木香狼毒散、七種散などの作り方と使用法が説かれている。

疥癬（二七丁裏～一九丁裏）

「疥癬」とは疥癬虫の感染で、指間指側、下腹部、外陰部、間接部など、皮膚の柔らかな部分に掻痒の強い皮疹を生じる病のことである²⁰。「外療内治法 下」の著者は、「疥癬」を百乾疥、湿疥、虫疥、砂疥、瘡膿疥の「五疥」に分け、それぞれの症状の説明を述べる。その後、処方薬として清冷飲、木香狼、人參敗毒散の摂取が説かれ、さらに當飯欽子、苦辛丸、掃散、小豆湯ならびに硫黄などを用いて作る付薬の製造法や使用法が記されている。

附骨疽 是脚氣ノ毒腫也（右治例）（一九丁裏～二二丁表）

「附骨疽」とは、筋骨部位にできる疽のことで、多くは風寒湿が筋骨を阻み、氣血が凝滞することによって生じる病である²¹。「外

療内治法 下」において「附骨疽」は「脚氣ノ毒腫」であると考えられ、また、「三因方二曰白虎龍戸 癰節風之三ハ皆是相似ル物成ト」と記されている。この「三因方」とは、唐宋變革期に生きた陳言（一一三一～一一八九）が著した『三因極一病症方論』のことである。陳言は治療にあたって、内因、外因に不内外因を加えた三つの病因を重視した。三因の分類自体は、宋の校正医書局再編の『金匱要略』に記されているものだが、陳言はそれを『脈経』の脈診法と結合させ、六淫による外感と七情による内傷とを弁別して考える運氣論の枠組みを前提としてその病因論を展開した²²。元禄六（一六九三）年には和刻本も上梓されている。

「外療内治法 下」の著者は、その「三因方」を典拠として、「白虎」を惡寒發熱が生じ、「腰股ノツカヒ膝ノマワリ脚肩肘ノ骨之中ヨリ疼痛スル」病であるとし、「此病ノ根元ハ風寒暑湿之邪氣骨髓ニ入テ久滞シテ終ニ骨破テ出ル所之煩ト見ヘタリ」との理解を示している。「龍戸」、「癰節風」については、「白虎」と類似したものと説いている²³。また、「白虎」は節題の「附骨疽」、「脚氣之毒腫」のこととされている。その後、節を別にした「右治例」では、人參敗毒散、独活寄生湯、防己湯、葱白を用いた付薬などの作り方や使用法が述べられている。

乳疾^付 乳汁（治例）（二二丁表～二三丁表）

「外療内治法 下」によれば、乳房に膿が溜まった状態で鍼治療を施さなければ乳癰となり、それがさらに悪化すれば乳癰となり、それを悪療治すれば死に至るという。しかし、この流れは誤りで

ある。乳癰とは乳房の部分に発生する癰で、急性乳腺炎のことである。乳癰は乳暈部にできる癰管のことをいい、乳癰などの疾病の治療を誤り、瘡口が日を経ても癒着しないために生じるものである²⁴。「外療内治法 下」の著者が、理解を誤っていたのか、ただに書き損じたのみであるのかは不明である。

その後、節を別にした「治例」では、枯樓散、人參敗毒散、橘紅湯、内托升干湯、瓜蒌散などの薬や、穿山甲と温酒を用いて作る内服薬、生地黃汁、或いは橘皮などを用いて作る付薬の製造方や用い方が説かれている。

「外療内治法 下」に示されている病とその理解、および処方はい上のようなものである。文章の随所に見られる「論曰」、「亦曰」、「又曰」の一つ一つが、諸道の言葉か、何かの文献を典拠としているものかは分らないが、既述したように、「弥吉亦曰」（七丁裏）および「三因方曰」（二九丁裏）の二箇所だけは、出典が明示されている。「弥吉」の同定は今後の課題となるが、後者の「三因方」とは陳言『三因極一病症方論』のことであり、また、漢方の素養から、写本著者が漢籍に通じていたことが示されている。

史料に見られる豊富な知識と経験豊かな内容から言って、医者でもなく、医学および本草学に関する著作も記していない倉成龍渚の知識を屋形以文諸道が記録、若しくは書写したものとは考え難く、したがって諸道が倉成宅において蔵書、知識および経験などを基に「外療内治法 下」を自ら著述したことに疑いはない。

また、本史料の書式が、病とその治方に関する複数の節から構成され、各節ごとに病の別名、性質、症状、原因、その治療法、ならびに処

方薬の製造法と使用法が順に記され、話が変わる所には欄外に山印（△）が付されていることは、屋形以文諸道の几帳面な性格を反映していると同時に、その医学、医療に対する熱意もまた示しているのである。

おわりに

以上、屋形家史料「外療内治法 下」とその著者であると考えられる屋形以文諸道を中心に筆を進めてきたが、それらの追究の中で諸道と中津藩儒倉成龍渚との密接な関係性が浮き彫りになり、山奥に在住する一医者 of 知識、経験、交友関係ならびに勉強の方法の一端を垣間見ることができた。この事例は近世後期において辺境に居住する学者の教養や情報網を示すものともなりえよう。屋形以文諸道は中国医学の知識だけではなく、明末の科学技術が記された『天工開物』²⁵を所有しつつ、紅毛流医学の素養もまた持っていたようだが²⁶、それらについての詳細な分析は今後の研究に俟ちたい。

1 「外療内治法 下」（中津市歴史民俗資料館蔵）、二二丁裏。

2 「外療内治法 下」、二二丁裏。

3 屋形以文諸道写「無題」（小口書「脉訣」、中津市歴史民俗資料館蔵）。以下、「脉訣」とする。

- 4 「無題」〔屋形家系図〕、中津市歴史民俗資料館蔵。なお、諸道は二人いるが後者だと思われる。以下、「屋形家系図」とする。
- 5 中津郷土塾編『豊前中津 田信傳』五、一九〇二頁。なお、本書の一九〇二頁に諸道と田信の書簡二通が翻刻されている。書簡に日付は入っているが年度は記されていない。
- 6 中津郷土塾編『豊前中津 田信傳』二二頁。
- 7 「屋形家系図」。系図において諸道は二人いるが後者だと思われ、その諸道の父は諸榮で称が嘉助、諸道の長男諸文は称が元亨とあり、熊谷克己の記述と一致している。
- 8 山崎有信『豊前人物志』復刻版、六三〇六四頁。黒屋直房『中津藩史』、六九一〇六九二頁。『国書人名辞典』第二卷、一三〇頁。
- 9 「安永四年正月吉日 講主龍渚先生 詩經」〔中津市歴史民俗資料館蔵〕。以下、「詩經」とする。
- 10 大分県教育会編『大分県人物志』、一九一〇一九二頁。
- 11 「外療内治法 下」、二二二頁裏。
- 12 赤松文二郎編『倉成龍渚先生遺稿 附 藤田敬所先生遺稿』、二四一頁。適宜筆者が句読点を付した。以下同。
- 14 赤松文二郎編『倉成龍渚先生遺稿 附 藤田敬所先生遺稿』、二三九〇二四〇頁。
- 15 石田秀実『中国医学思想史 もう一つの医学』、二三七頁。
発汗して風に会うと、風水の邪が皮膚に止まり、皮膚が膨張する病を「風腫」という。『中国漢方医語辞典』、三七八頁。
- 16 王執中『鍼灸資生經』卷七（王雲五主持『四庫全書珍本』二集）、一三三丁表〇二四丁裏や、陳言『三因極一病證方論』卷一五（王雲五主持『四庫全書珍本』四集）、一丁表〇四丁裏などに見られる病である。
- 17 『最新医学大辞典』第二版、四六三、一八〇二頁。『中国漢方医語辞典』、三二七〇三二八頁。
- 18 『中国漢方医語辞典』、四〇〇頁。王執中『鍼灸資生經』卷七（王雲五主持『四庫全書珍本』二集）、二二丁裏〇三三丁表や、陳言『三因極一病證方論』卷一五（王雲五主持『四庫全書珍本』四集）、四丁裏〇六丁表などに見られる病である。
- 19 『最新医学大辞典』第二版、一〇九四頁。「丹毒」は、陳言『三因極一病證方論』卷一六（王雲五主持『四庫全書珍本』四集）、三丁裏〇五丁裏などに見られる病である。
- 20 『最新医学大辞典』第二版、二一九頁。
- 21 『中国漢方医語辞典』、三一九頁。
- 22 石田秀実『中国医学思想史 もう一つの医学』、二五九〇二六〇頁。
- 23 陳言『三因極一病證方論』卷一五（王雲五主持『四庫全書珍本』四集）、六丁表〇八丁表にかけて「附骨疽証治」の節があり、その冒頭で「附骨疽與白虎飛尸歷節風皆相類」（六丁表）と記されている。
- 24 『中国漢方医語辞典』、三一四〇三一五頁。
- 25 宋応星『天工開物』全三卷、一六三七七年。明和八（一七七二）年に和刻本が上梓された。
- 26 中津郷土塾編『豊前中津 田信傳』、一九〇二二頁。本書で翻刻されている諸道と田信の書簡二通から分かる。

【史料】「外療内治法 下」

【原文】

〔表紙〕

外療内治法 下

〔見返し〕

〔二丁表〕

風腫風毒風毒腫三段之論

△風腫風毒風毒腫ト云テ皆銘々ニ替有何モ風證成ト云トモ

根本別成ニヨリテ見様ニモ替有者療治ニモ替有也御口ヲ

得テ心ヲ付テ見ヨ明成リ右三段共ニ肉之厚所ニ發ス先風

腫ト云ハ皮膚ニ入タル風ヨリ發ス初頭ナクムク／＼トシテサシテ色

付モセス余痛モセスシテ底ニシタヽルク少惡寒發熱而煩デサム

ル物也扱亦腫タル所ヘ手ヲヨセテ傍ヨリ一方ニ押テ見ニ根ニ

不付シテ押方ヘ奇也是膚ニ浮タル腫之卵也是押ニ即使

有ナリ惡スレハ大ニ膿ヲ作物也内藥ニ人々敗毒散付藥ニハ

肉桂ノ末ニ榆白皮ノ末ヲ三分一加テ水ニ和ヒロ々ト付テ紙ヲ盖

セ木綿ニテ卷テ置也則平愈ス風毒トハ肉ニ入タル風ヨリ發

故此腫物ヲ傍ヨリ押テモ不動ニ是根ニ付タル卵也初發ニハ

〔二丁裏〕

惡寒發熱而傷寒之如ニ煩付テ腫出ル物也早不治ハ大ニ腫

ル物也此病腹ニ入ハ立処ニ死初ヨリ人々敗毒散ヲ強用テ良

付藥右同無効者癰疽ノ如付藥セ遲見テ膿タラハ早針ヲ

立テ膿ヲ去レ遅ク針ヲ用テハ惣身之血皆膿ト成也何ト

膿デモ外ニハ膿タルトハ不見遅ケレハ必腹ニ入死ス又初發ニ能々療治スレハ輕平愈スルソ

△風毒腫ト云ハ初發ニ必ス傷寒ノ如クニ病付惡寒發熱シテ殊

外煩也是モ肉之厚所ニ發ス此病ハ骨之中ヨリ出ル故ニ必骨

隨洞ニ發ス腰之ツカヒ肩ノ迴リ股之付キハ膝ノ上下或ハ肘

何モ骨之續目ヨリ發物也其疼痛スル更不可忍而煩物也

療治ハ六ヶ敷シテ大事之物也此病者不膿シテ治スルト云

更ナシ然トモ能々療治スレハ疼痛ヲ早止多不膿也是ヲ療

〔二丁表〕

治之徳トス去共此疼痛難止物也又膿ヲナス更何程ト云

更難計初惡療治仕ソコナヒツカレテハ療治スヘカラス大概

ハ死ス自然ニ生トモ五十日百日ニハ不治物也此膿タル更何

ツマテモ上ニ見更ナシ初發ヨリ日数ヲ考テ十五日程ニ成

ハ不膿モ先針ヲ可立也惣而風毒腫之針ハ淺立テハ

何之專ナシ何クニテモ骨キハへ届ク程立ヨ初之針ニテ膿

之来更ナシ針之時分早ニヨリテ弥不来膿血少出ルモノ也

然ハ則コヨリヲシテ静ニヒネリ込テ良其コヨリハ思之外長

ク入物也処ニヨリテ四五寸モ捻込テ其コヨリ之先ニ膿ヲ卷

付レ様ニシテ如何モ静ニ引出セハ其小奇ニウミ付テ出物也又

ハ膿ハ少モ不来其針ヲ早立ノ徳ニハ針之口ヲヒライテ

膿皆針口ヘヨル物也其ヨリ一兩日間ヲ置テヌ本ノ口同

〔二丁裏〕

如ニ針ヲ立ヨ必今度ハ膿来物也又其ニテモ膿不来ハ如

前ニコヨリニテ膿ヲ引出サセテ膿タラハ少強テ膿ヲ出

シテ跡之針口ニセシヲ指能留テ可置又膿之タマリタル時分
ヲ見ハカラヒテセンヲ拔ハ膿来物也トカク膿ヲ早ク不尽ハ
治ル事不可有膿早ク尽セハ則平愈ス又曰風毒腫ニコ、
カシコニアマタ針ヲ立ル叟ハナシ初ヨリ能所ニ針ヲ立テ後
返其針口ヘ一所ニテ可置然トモ遅見付テハコ、カシコニモ針口
立ヨ又曰針遲テ惣身之血皆膿ト成テ有ハ針ヲ立テ其
膿ヲ出セハ立処ニ死スイロフヘカラスト云云

△人參敗毒 初發ヨリ膿ト成出迄ハ可用 人參 桔梗 川芎
茯苓 羌活 獨活 前胡 枳胡 甘 【各等分】

右生姜入煎用針立膿出ハ黃芪白芷ヲ加膿平ニ成ハ十全

〔三丁表〕

内補散神効托裏散黃芪湯之類ヲ可用其外ニ証有ハ癰
疽門之中ノ方見合テ可与也アマリニ膿不止ハ射テ湯門冬湯

ヲ与テ膿ヲ止ヨ其外之諸証モ皆癰疽疔瘡門ノ方ヲ見

合テ可用也外ヨリハ引藥ヲ初中後共ニ可引愈藥方方ノ

付藥ノ入ト云叟此風毒腫ニ限テ不入云

氣腫

△氣腫之出様ハ餘数多有惣テ氣腫ハ内之薄所ニ發物也或

胸頭之廻又ハ手足ニモ發ス初ハ先無頭余色モ不付サシテ痛

モセス而次第第二腫上テ後ニハ膿潰テ癰疽之如ニ成物也又初

ヨリ頭丸ク高ク腫上テ色付疼痛シ早膿潰モ有一反ニ不

定乍去氣腫ハ大概初發ニハ痒トリ廣ク腫出テ余色付

モセス疽モセス痛モ浅而後ニ色付疼痛而膿潰物也潰ヨ

〔三丁裏〕

リ早崩モセスシヤタトシテイツトナク肉腐テ廣成イツマテ
モ愈叟ナシ愈デモ又所ヲ替^テ又發也後ニハ唐疾之如^ニ

成物也若胸乳之上下ニテ破久有テ不愈唐瘡之如病人モ

虛弱之人ナラハ瘡治スニシキ也難治タトハ平愈スルトモ久カルヘシ

難瘡モ其所ニヨリ可治胸腋アハラノ間ハ惡所ナリ殊乳ヨリ

上ハ別而嫌所也惣テ氣腫ハ針灸ヲシテ拔ヲ入杯而破叟

ヲセス自破ハ無イ見殊胸乳之間上下アハラノ間ニテ不可

破者也又破崩テヨリハ外ヨリノ療治ハ癰疽ニ替^ニ叟ナシ

瘡ノ内ニハ四白散迴^ニハ別藥ヲセヨ又瘡之根太極^ヲニヨリテ押

藥モ付ヨ又曰此物ニハ針ヲ立蛭ヲ飼テ血ヲ出ス叟ヲセス灸

ヲセヨ氣腫ハ血虛之腫物也故ニ血ヲ多出セハ難治内藥ニモ

氣血モ可補也

〔四丁表〕

△木香流氣飲 一切之氣腫癰癰馬刀瘡及瘻或者癭瘤或

癰疽疔瘡或無名毒腫膿潰或未膿而疼痛或遍身核

有而梅毒ヲ埋タル如クル／＼トシテ久有而色モ不付又ハ痛モセス

シテ久不治物皆氣血之滯也如此成り治 霍香 麥門冬

木香 厚朴 香附 青皮 白芷 【各二兩】 半夏 大腹皮

木瓜 人參 菖朮 丁香皮 【各一分】 茯苓 葛根 【各二分】

草菓 【三分】 水兵 白朮 肉桂 木通 【各一兩】 甘艸 【少】

△十六味流氣飲 功能前二同 川芎 當皈 防風 桔梗

白芷 兵郎 厚朴 烏藥 枳壳 紫蘇 人參 木香

黃芪 肉圭 甘草 【各等分】 右前方如常此ニ方之内何ニテモ

初中後トモニ与ヨ余証有ハ加減セヨ又其外ノモ諸征有ハ癰疽

之諸藥ノ内ヲ見合用加減モ癰疽門ニ有

〔四丁裏〕

癰癰馬刀瘡癰

△癰癰ト云ハ咽頰之迴腋ノ下耳ノ前後ニ菓中核之如又ハ

梅桃ヲ埋タル如ニクルタトシテ有初ハ色付モセスサシテ痛

モセス次第ニ大成テ數モ多成物也是ヨリテ癰癰ト云是

皆血氣不順成故ニ生ス先右之如核リ滯テ有間之名ハ

癰癰ト云色付テ腫上リ膿ヲ含至テ馬刀瘡ト云馬刀ト云

具有是ニ似ニヨリ名付ル云此瘡久ク滯テ後ニ皆

癰ト成物也然ハ初ヨリ癰ト心得テ療治スヘシ多分ハ响

頰之迴ニ有然トモ遍身何クニモ發ス响頰之迴ニ久滯シテ

誠之癰ト成テヨリ者療治六ヶ敷物也大吏ノ療治

也惡療スレハ死ス初中後トモニ此療治ハ拔ヲ入テ中核物

ヲ取尽サシハ一旦愈テモ亦發物也初癰癰之時早拔

〔五丁表〕

尽シ病根ヲ絶セヨ初ナレハ治後ニハ六ヶ敷物也亦ツイヘ不痛シテ

數多成テ只大ナリ癰ト成モ多兎角拔療治ソト心得ヘキ也

亦曰小核只有時ハ南星之抹ヲ醋粘ニテネヤシ付テ流

氣飲ヲ与ヨ則平愈ス此内藥ハ氣腫ニ用也拔藥之次

第核之頭ニ灸ヲシテ惣藥ヲ粘ニ押合テ紙ヲ蓋ニシテ可置

一付ニ付ニテ不拔イクタヒモ如此ニセヨ病淺ハ如此ニシテ拔ル物

也亦深キハ針ヲ指テ拔藥ヲ強シテ入ヨ不拔ト云吏ナシ

拔藥ノ方ハ外療之蓋ニアマタ記置者也

△黃湯連堯湯 一切氣腫癰癰馬刀瘡癰五癰六癰

無名毒腫核リ滯ル物ヲ治 当皈 川芎 芍藥 地黃

黃芪 連堯 木香 丁子 甘【各等分】 右如常

△托裏板榔湯 功能前二同 兵 當皈 人參 川芎

〔五丁裏〕

肉圭 五味子 芍藥 地黃 干姜【各等分】 煎方如常

右癰癰同癰ノ根ヲ拔テサアラリト拔モ有癰之根大シ

テ不拔モ有余リニヌケ兼時ハ火針ヲアテ、惣マクリヲ

掛ヨ扱ハ流藥ニテ流シテ良余リ大成根ヲ多拔ハ瘡之口

大穴アキスサニシク見物也少モ不苦何程廣ク深成トモ少

結核之不殘様ニ可拔尽拔尽テ之迹ニハ能愈肉ヲ上テ

可愈サナケレハアト見苦物也此療治ハ大ト六ヶ敷也

癰癰

△癰癰ト云ハ五癰六癰トテ十一色有皆コブ之數也論曰癰

癰之發吏喜怒哀憂思悲恐驚ニヨリテ氣疑テ血滯テ所

作也五癰ト云ハ石癰肉癰筋癰血癰氣癰之五ツ也六

癰ト云ハ脂癰膿癰血癰筋癰肉癰骨癰是六種也血

〔六丁表〕

不順滯滯之時生此病氣不順成則血モ凝滯シテ皮肉

之間ニ行留テ次第凝堅テ癰癰之患ト成遍身何クトモ

ル先也不定生ル物五癰其形ヒラクムクタトシテ和也自然又堅

シテ骨付ワキヨリ押テ見ニモ不動ヲ是ヲ誤テ破事ナカレ

破シハ則崩潰テ無治事肉癰ハ和ニシテ皮厚シ是モ不可

破筋癰ハ筋連リ發タトヘハ藤コブ之形之如シ是不可破血癰

ハ血ヲ含ム形有大方ハ是モ不可破物也自然皮薄シテ上ニ浮眼ヘ

押テ見ニエルキ根ニ不付シテ安可拔物ト見居タラハ拔テモ苦シカルマシキカ氣癭ハ和ニシテ上ニ浮テ皮ウスシ色付モセス無痛多分ハ痰也又ハ脂也是モ不破シテ治ル様有是ニハ何時モ南星散ヲ付テ流氣飲ニ痰藥ヲ加テ与テ久用ハ終ニハ平愈ス亦ニ陳湯モ吉付藥モ心長久付ハ効有内藥モ大方ニ用テハ

〔六丁裏〕

無効シ癭ヲ療治スル大方不破物也内藥ニハ木香流氣飲

十六味流氣飲自然ニハニ陳湯其外余証有ハ癰疽瘡

門之内ヲ法ヲ見テ与ヨ付藥ニハ 南星 半夏 木香

枳郎 牽牛子 右之類ヲ取合可付熱スル時ハ石藥ヲ

加テ可付六瘤ト云ハ病之生所ハ右之癭ト同前也然トモ是

ハ病淺骨瘤ト云ハ骨ヨリ出ニヨリテ無療治 脂 瘤ト云皮

肉之間ニタニリタル脂油也何モヌキ捨ヨ手間モ不入膿瘤

ハ和ニシテ小シ癭之形ニ似タリ然トモ又替有癭根付平ニシテ底

ニ深シ瘤ハ根付シマリテ上ニ浮根ヘ淺シ是モ拔テ不苦血

瘤ハ血之滯也是ハ少堅物也上ニ浮テ皮肉之間ニムクロウ

シヲ埋タル形之如シ拔テ良筋瘤ハ根ニ不付シテ浮物也筋癭

ニ似タルモノ也然トモ少替有肉瘤ハ皮厚シテ底ニ沉深シテ詰滯

〔七丁表〕

ス是ヲ拔ハ六ヶ數カルヘシ惡シテ若愈ソコナヘハフカクニ成惣

而ヘ深物ハイロハサル物也

右五癭六瘤之十一色トモ是ヲコブト云物也惣而コブハ氣モ不

順痛モセス唯目ニ見テ苦ト云計ナリ療治ヲ人アツラエハ

此療治ハ不知ト云ヲ上手ト云知タリト云ヲ下手ト云リト也

若療治ヲセハ右之如セヨ不知ト云テ療治スナト云ハ自然五瘤之内ヲ見マカウ更モ有ニヨリテ六瘤モ止ル物也六瘤ノ内ニモ骨瘤肉瘤ハ不拔物也又五癭ノ中ニモ拔テモ不苦物モ自然ニ有亦曰五癭六瘤之形能似テ痰結核ト成

テ有ヲ見違物也痰ハ和ナリ又色付モセス痛モセス能心

ヲ付テ見ハ痰ト見ユル物也付藥ニハ 南星 半夏之末ヲ

醋粘ニ合付ヨ何マテモ久可付内藥ニハニ陳湯右防風加テ

〔七丁裏〕

与ヨ余証有ハ加減モセヨ又流氣飲調和シテ与ヨ弥吉亦

曰氣腫癰瘰馬刀瘡癰之内藥大方似タル物也同此癭

瘤モ皆氣ヨリ発物也故皆氣ヲ順ス藥吉外治ハ少

宛替也

便毒

△便毒 連癰 粟癰 粟疽 血疳 血疔 皆橫根一色

之名也凡此病ハ飲食之結モ根本同前也

右此疾ハ初発之時ハ苦寒之藥ヲ用テ下腑之湿ヲ洩シテ捨レハ

多分ハ其俟平愈ス若平愈セサルトモ迹輕成物也此濕熱結リ

疔ヲ貯ヘ積テ置者病久不愈シテ終者大豆瘡難瘡唐瘡

ト成也

△便毒下シノ方 百霜 白礬 大麦粉【各等分】粉ニシテ紺

〔八丁表〕

屋藍汁ヲ煎ニヤシ天目八分九分ニテ右之藥三匁一度ニ用ル

△亦方 白礬 米衣霜 大黃 右等分各抹シテ三匁黃柏

ヲ酒ニ一夜浸シテ如常煎頭煎ニテ一度ニ用也

△亦方 露蜂房 甘草【少】如常煎用妙也此一味者虛人ニテ

下シヲ不用ニハ初之内藥ニ一色之内ニ加与テ亦吉俗医療治

ヲ仕ソコナヒテ後ニ請取タリトモ先ノ藥ニ三服ニ者はヲ加可
与也必効有脾胃弱人老人虛人ニハアラキ下シハ不用者也

△先引針有出タル方之踵之角之皮へ鉄針一分立ル也

△又中トハシトニ灸ヲシテ吉〇〇如此ニセヨ先ソコツニ針ヲ不可

立アラクシテハ押失吏有ガタキナリ押藥ヲヒタモノ付レハ終ニ

ハ和力ニ成テ押失物也療治ヲ長セヨ又曰初發ニテ少色付タ

ルマテニテ五日之内外ナラハ灸セストモ秘針ト下シ内藥押藥

「八丁裏」

ヲヒタモノ付レハ則平愈ス若押コマレマシキト見タラハ灸ス

スヘシ押コマント思ハ押藥ヲ頭ヨリヘタト付ヨ又膿ヘキト見

タラハ腫物之頭ヲアケテ迴ニ押藥ヲ付テ中へハ吸膏藥付ヨ

早膿物也膿タラハ早針ヲ立ヨ膿ヲ可去迴ニ如右之押藥

ヲ付テ針目ニセンヲ指蓋ニ膏藥ヲ打テ膿ヲ早拔尽ヘ

シ頓愈物也俗医仕ソコナヒテ崩タラハ瘡之内へハ四白散ヲ

入ヨ膏藥ヲ蓋シテ迴ニハ押藥如前付ヨ毎日洗テ藥ヲ

付ヨ崩テ後ハ内外トモニ癰疽同前也

△僧丹膏 便毒押藥也僧塊伏竜肝榆白【各等分】梅肉

ヲ押合梅酢ニテネヤシ塗付紙ヲ蓋ニス

△内藥ニハ神効托裏散 黃芪湯内托羌活湯黃連消

毒湯托裏榮衛湯ナトヲ可与其外何モ癰疽門之方ヲ

「九丁表」

見合可与也右如之此初發ヨリ療治スレハ二度何之子細モ無

ク發ト云吏アルマシキ也

△俗医右療治仕損ヒ血氣精液ヲモテニ己ニ虛瘡勞瘡ト成テ

血虛シ形軀肌肉衰テヨリハ治モ難物也如此者ハ不可為療

治又便毒愈損骨痛ニ豆瘡唐瘡ト成ニハ左ニ記唐門

之教之如セヨ又曰便毒下疳瘡ニハ初中後トモニ山販來藥ハ

誤モナキソ同ハ能病証ト藥証ヲ考テ山販來ニ加減シテ用

ハ上々也少モアヤマチヲセヌ藥也

妬清瘡

△妬清瘡トモ陰瘡トモ下疳トモ云皆裸病之吏也是ハ只自然

ニ發モ有又他人ヨリ移テ發モ有此病之發根本ハ便毒ニ同

是難瘡唐瘡ト成物也女ニモ有元來皆熱ニ主ス下疳之

「九丁裏」

濕熱ヲ除血ヲ潤シ滑ニセスンハ否可有平愈邪火ヲ清シ燥熱

ヲ涼シテ陰水ヲ補益シ專血ヲ補ヒ氣ヲ順シ腎ノ精液ヲ益

シ血液不乾樣ニシテ治物也只ムサト妙藥トテ輕粉等之大分

入タル丸藥ヲ若干ニ与テ血ヲ殺シ藏腑ヲ損シ精液ヲ尽果

ニヨリテ後ニハ虛瘡ト成テ可愈無カメアニツサヘ惡血ト成テ

入髓藏符骨隨或泄汚痢病ト成ハ骨痛シテ則豆瘡ヲ

生シ終ニハ難瘡唐瘡ト成也

△補陰湯 脉下部ニ實シテ大洪ニシテ動數有ハ腎熱ト可知

知母 黃栢 白芷 赤芍 肉圭 当販 川芎 草薢

忽冬【三】 右如常煎用也

△脉イカニモ細ニシテ無動數ニハ當販川芎芍藥肉圭黃芪草

薢【各二】 忽冬甘草【少】 煎如常

「二〇丁表」

加減熱シテ瘡痛ハ知母黃栢ニテ腎熱ヲサマセ若シ風兼テ熱有ハ羌活防風荊芥ニテサマセ猶モ風熱有甚ニハ前胡柴胡黃芩ヲ加ヨ脉モ細ユタカニシテ血虛シ痛ハ乳香沒藥ヲ加ヨ頭痛セハ白芷川芎ヲ加ヨ大便結セハ大黃桃仁ヲ加ヨ喉渴ハ葛根麥門冬加ヨ右之外癰疽門ニ替更無之也

△四物湯 此方ニ加減シテ諸瘡ヲ治ル更甚効有也右煎方

如常血熱有テハ黃連黃栢大黃山扈麥門連堯知母石膏瓜蒌黃芩草薢忍冬土茯苓右此内ヲ見合テ三

味或五味本藥之内ヘ加テ血熱ヲサマシ血ヲウルヲセ氣虛シテ盜

汗不食セハ人參黃芪二朮白芍右ハ大方之加減也余証有

テハ癰疽門之内之法ヲ尋ヨ又曰便毒門ノ方ヲ用惣而裸病ト便毒トハ根本同病也又日久不愈難瘡ト成ヨト見タラ

「二〇丁裏」

ハ左フ唐瘡ノ中之法ヲ見合テ與ヨ必効有

陰瘡之外治

△消毒散 裸病愈藥也 阿仙藥 黃栢【三】天花粉【二】明石【二】

烏賊甲【二】水粉【二】 右何モ生ニテ抹シテ捻掛ヨ瘡甚ク熱シテ膿水

燥ニハ寒石水ヲ加テ柏ヲ倍阿仙藥ヲ引キ膿水多出テ不

止ニハ竜骨丹ヲ水飛加テ寒石水ヲヒケ愈肉上ラハ明石

ヲヒケ毎日洗テ付藥セヨ洗藥 蓮葉 車前トウヤク【芍藥也】

石菖蒲ハコヘ忍冬枳葉 ユ柳 雪下草 青木香 實錢

中 金草 蓬 喬麦壳 右之内四色五色取合テ煎洗

付藥セヨ喬麦壳ハイツモハツスヘカラス塩モ常ニ入ヨ皮之内ニ瘡有テ藥付ラレヌニハ洗藥ニ四角散ヲ入カキ立テ一日二

五度モ洗テ吉瘡之膿難留ニハ丹凡ヲ加テ洗藥之中ヘ入カキ

「二一丁表」

立テ洗テ吉

△女ニモ陰門之内ニ瘡有テ発不愈ハ男之裸病ト同前

也右ノ如洗藥ニテ可洗陰門之中ヘハ愈藥ヲ布ニ

包内ヘ指入可置毎日新取替ヨ此時ハ大黃之末

ヲ大ニ加テ良又陰門之内卒痒事有甚シキ時ハカ

キ破テ瘡ト成是ハ三虫之喰故也其時ハ又洗藥ニ

防風【三】大戟【三】艾葉【五】蓮房【二】是ヲ煎洗テ風冷

ヲ去右

之外ハ玉門不合之部ニ有左ヲ尋ヨ

△裸病愈藥女ニモ良諸瘡ニモ吉白角天花粉白粉阿

仙右等分末シテ捻掛ヨ

△男女ノ陰之腫ルニハ生馬鞭草之葉【大】桃仁【少】摺テ付ヨ

血ヨリ腫

タルニハ赤白仁ヲ【末】加テ付ヨ男ハ柏ヲ抹ヲサ加テ吉シ臍肢

「二一丁裏」

ヨリ下或ハキンノ腫小兒之耳之腫タルニモ吉裸病久不愈

ニ臺之口足ヲ去テ霜ニシテ广油ニテ付妙也但足ノ爪サキ

ヲ去ナリ

△唐瘡ト云ハ世俗之去習シタル名也天庖瘡楊梅瘡棉花瘡

反花瘡熱毒瘡云也此瘡之初発豆瘡之時余人ヨリ移テ

病初タルモ有又不移トモ自然ニ発モ有又横根裸病痔瘻万
之瘡ヲ煩テ其瘡愈損テ難瘡ト成テ後此瘡ヲ生ルモ有

初發豆瘡之時毒氣内ニ不殘様ニ療治スレハ二度不發俗医
是ヲ早療治スルトテ輕粉等之入タル賊藥ヲ与テ當坐ハ治

スルト云トモ重テ發一世之煩ト成物也此子細ヲ知テ兼テ用
心ヲスル療治者ト云ソ先初發二者四物湯ヲ本トシテ荊芥
ヲ等分ニ加_レ五七服与レハ皆ハハリト出ル物也其ニテモ出兼ハ
〔一二丁表〕

牛房子ヲ加テ用ヨ又曰初發テ追出サントテ雉子ヤ鮭ノ類

毒証ヲ用テセサス瘡ヲ追出セサス人モ有是大ニ惡シ、皆世俗之吏

也瘡之種ハ多成手内ニ殘物也右之藥ニテ瘡ヲ追出セハ内ニ

不殘皆外ニ出ルサテ不殘出シテヨリハ左之藥之法之中ヲ見合

テ与ヨ二三七日之内ニ平愈ス右ノ如クニ只一ヘウシノ物也已ニ久

成テ骨髓ニ瘡毒氣シミ入ニヨリハ思ノ俣ニ不出最毒食ニテ

ハ弥不出シテ反テ仇ト成物也世ニ瘡氣程六ケ敷療治ハナシ又

仕合ヨケレハ即時ニ治ルモ有惣而瘡氣ハ百ニ反テ毒氣骨

髓ニ入骨疼ハ常之吏也瘡出テ有ナカラ骨痛スルモ有_リ

年ヲヘテ痛モアリ或腰膝ヌケテ脚氣中風之如ニ煩モ有_リ

或頭痛シ或血道瘵之如煩モ有或筋絡ニ入テ此彼

ヒキツリ煩モ有又ハ腹中ニ入心痛腹痛シテ煩モ有尤難瘡

〔一二丁裏〕

唐瘡ト成テ脚膝肘頭ニ有テ崩テ煩ハ誰モ瘡トハ不知

物也難見知ヲ能見知テ療治スヘシ一切之療治ハ煩之次

第ヲ病者ニ能尋テ藥ヲ分別スル物也然トモ人ニヨリテ瘡氣

ト云事ヲ深カクス者世ニ多ヨクル付テ見ヘシ又瘡ヲ煩タル人ニ
瘡氣似テ余之煩モ可有是非瘡ト計思テ過有ヘシ能心ヲ

付ヨ瘡氣之療治ニハ補モ有洵ルモ有温ルモ有冷_モ有一反ニ不
定左之藥方之中ヲ尋テモ存分ニ不叶吏可多能々口傳

△當販飲子 瘡疥風癬濕毒燥痒ヲ治ス先豆瘡之初發ニ

此藥ヲ二七日程モ与ヨ熱毒内ニ不殘快出シテ病根ヲ絶シテ不再

發又此藥ニテ有平愈スルモ有 當販 川芎 芍藥 地黄 防風

荊芥 蔓荊子 蒺藜子【各一分半】 黃芪 甘草【各一分】

右煎如常

〔一二丁表〕

△川芎湯 熱毒瘡ヲ治常之小瘡熱瘡ニモ良 黃連 黃芩

川芎 芍藥 地黄 牛膝 大黃 升二 木通 羌活【各一匁】

荊芥【二匁】 山販来【二匁】 枳壳【一兩二分】 右煎方如常也女

ニハ牡丹皮

紅花【各一兩】 加_ル

△黃連阿膠湯_{サシ} 骨痛ヲ止治瘡 阿膠【一兩】 黃連 人參

黃芩【各二分】 甘草 肉圭 白芷 沈香【各一分】 山販来【五

十目】

【三十目生十分黒十匁香】 右加減之事冷タル人ニハ肉圭ヲ益シ熱

氣ニハ兵郎ヲ加

テ吉煎方如常之山販来湯ニテ用沸湯ニフリ立テ用心也

△神仙人参湯 一切之横根裸病ニモ吉 山販来【八十目】 人參

桔梗

茯苓 杜仲 草薺 大黃 黃芩【各一匁】 黃連 地黄【各二匁】

川芎【一匁】 甘草【二匁】 白芷【一匁】 沉香【一匁】 右十四
味抹シテ十五日

ニ用常之養ニ生ハ三七日モ四七日モ用

【一二三丁裏】

△唐瘡氣腫痔瘻一切諸瘡愈損テ毒唐瘡ト成難愈物

與テ吉又 杜仲 地黄 茯苓 黃連【各一兩】 黃芩 大黃

甘艸【各半兩】 土茯苓【四十五匁】 右七ツニ分テ一七日ニ用

△又方 久瘡氣輕粉等賊之藥ヲ用テ膝腰ヌケ或骨疼身

冷痺或軟スクミ或頭痛シ或脚氣筋氣中風腰痛ニモ

用テ有効 山販来【百升目】 牛膝【十兩或五兩或三兩】 紫蘇

木瓜 白芷

【各二分】 黑豆【五合】 黑豆ヲ能洗コシキニ入其上山販来ヲ入

テ

豆食此ニ成程ニムシテヨリ山販来八日ニ干シテ黑豆ハ喰塩ニ塩

ヲ入テ炒上テ黑豆ハ不入ニ余之藥ヲ一ツニ合テヨリ十五分

テ一服ヲ一日□宛ニ用但一包ヲ五度宛煎ル也一番ニ一包ニ水

天目三盃入二盃三番ニ一盃半入二盃ニ三番ニ四盃入二盃ニ四

番ニ四盃半入二盃ニ五番ニ五盃入二盃ニ又一服之内ヘ黑豆ヲ

【一二四丁表】

十二粒宛入テ煎一度々ニテ初之豆ヲハエリテ捨新ニ豆ヲ入

テ煎ル也夫ニ余ル豆ヲ藥服之内食尽也

△亦方 功能前ニ同 山販来【九十六匁】 甘草【八匁】 黃芩 黃

連【各四匁】

杜仲 地黄【各八匁】 右七腹ニシテ一七日ニ用ル加減頭痛ニハ芎

芷ヲ加筋氣ハ牛膝木瓜ヲ加骨痛ハ地骨牡丹皮ヲ加

煎方ハ一番ニ水天目二盃入一盃ニ番ニ同前三番ニ盃ニ

分入一盃ニ四番ニ二盃半入一盃ニ五番ニ三盃入一盃ニ煎五盃

ヲ其日々ニ吞尽ス禁物油氣海草川魚青榮茶酒ヲ忌

也一瘡氣骨痛ニ鹿角黑燒ニシテ五匁宛一日三度一七日温

メ酒ニテ用ル

△瘡下シ牽牛子一兩三色ニス大黃【二分】 巴豆粒【去皮油】 ○是

程丸一服ニ三十九丸湯ニテ用後ニ粥ヲ食身ヲ温ヨ

【一二四丁裏】

右煩ニモ藥ニモツカレタル時ハ蘇香丹ニ紫根トモ有蘇天

花粉ヲ三分一宛加テ梔子之汁ニテ一日ニ五度宛与ヨ

△蘇香丹 木香 丁香 白芷 草薢撥 安息香

犀角 白朮 香附子 訶梨六【各四兩】 蘇油 熏口ク

竜腦【各二】 广香【三】 右白蜜ニテ調和ス

丹毒

△丹毒之類ヲ世俗皆是ヲ草ト云此物之類アマタアリ皆是

風血之ナス所也

△黒草ト名付タルハ先其氣ウカタトシテ酒ニ酔タル如ニ有テ

其所モ不定シテ色黒アサク如紫色ニシテ腫モセスシテサシ

テ痛モセスサムケ立テ身フルハシケレハ難治也

△炎草ト云ハ下地ハ赤上ニ皮薄小瘡水等ノ如ニヒシタト出テ早

【一二五丁表】

潰テ汁タル物也

△赤草ト云ハ丹砂ヲ塗タル如ヒタト赤色ニ成テ廻ヘヒロク成

テ取分煩物也小児ニ專多シ

△穴草ト云ハ是モ生初ハ赤シテ腫痛テ錐穴之如クニ小穴明テ深成モ有又下ヨリ丸キ核リヌケテ迹深成テ其穴ヨリ虫出モ有此療治ハ六ケ敷也

△走草ト云是モ初ハ少赤ク汁燥ハシカク見テ趾ニ火ヲ付クル如^ニ走廣リテ迹ハ白黃者ミテ先ヘ廣ク行事極テ早遍身何クニテモ有赤身行合テヨリ身フルヒケワシク成テハ死物也急ニ治セヨ

△脚草ト云ハ先振付テ脚赤腫ルモ有惡寒發熱シテ煩物也風濕之^ニ証ヨリ發ス然ニ脚草ヲ自病ニ度々發

「一五丁裏」

者ハ次第々ニ脚大ク成肥脚ト云物ニ成也久敷肥足ハ難治五七度又十度ヨリ内ニ治スレハ肥足ニ成マシキ也タトヘ少大成タリトモ發度毎ニ能治スレハ一度々ニ腫引テ次第ニ小ク成テ自病モ平愈スルモノ也

△胸草ト云ハ胸之内煩悶テ胸之中ニ火ヲタク如クニシテ煩モノ也是ハ心ニ風熱上テ患也

△水草ト云下地薄赤シテ小瘡水等之如ヒシヤト出テ^ヤカテ潰テ汁流痴ヲ作シテ痛煩物也

△髮草ト云ハ先惡寒發熱シテ頭痛シテ頸皆赤ク腫疼煩物也然トモ煩シテ上テヤカテサマル物也

△齒草ト云ハ男女大人ニモ有腸胃之積熱也齒之莖ニ血タマリ腫テ其色ニ成テ腫潰テ齒之根腐テ齒落物也專

「一六丁表」

小児ニ多シ是ハ齒疳トテ疳之虫ヨリ發ス此療治ハ專内藥ニテ先疳ヲ不治ハ難愈

△乳草ト云ハ女ニ專多シ^{モツハラ}是皆乳風乳癰之類也療治者

乳ノ部ニ尽タリ其外肘草股草トテ色々有ト云トモ何モ風湯之^ニ毒ヨリ發ソト心得テ療治スヘシ

△切草ト云ハ下地赤シテ事カキリノ切タル如クニ深成テ膿ヲ生煩物之療治六ケ敷シ治藥ハ穴草ニ大方同前也

丹毒治例

△初發ニ酒ニ酔タル如ニ氣ウカタシテサシテ不煩様ニシテ發草ハ黑草木ノ大叟之草成ヘシ如此有物ハ日腫疔之類ニ有リ又草成トモ療治之次第ハ疔トヒトシカルヘシ此病証ハ心熱ニ属ス脉モ実弦成ヘシ曾テ溫藥ヲ不可用又初發ニ惡寒

「一六丁裏」

發熱シテ瘡ヲ生所赤腫ル物ハ風証也心脉モ浮數成ヘシ風ヲ發散セヨ又瘡ヲ生処熱シ瘡モ煩燥ハ熱証也吟藥ヲ与テ涼シテ血ヲ順セ又瘡生所サシテ色不付身吟瘡ヨリ汗出テ脉モ微弱ナラハ濕氣之冷瘡ト心得テ氣血ヲ補益也濕ヲ可除付藥モ皆此心也諸瘡ヲ治ル道皆如此實瘡ニハ先大便之結スル所ヲ通セヨ

△清冷散 赤シテ熱スル瘡ヲ治ス 當皈 勺藥 大黃 甘艸 右各等分煎用

△木香狼毒散 治諸瘡血熱有脉実シテ強ヨシ 木香 狼毒 イル各一兩 大黃 卮子【各兩】 黃栢【一兩】 右煎テモ粉ニシテモ与ル

熱甚ハ木香去テ黄連入ヨ

△初發ニ惡寒シテ瘡生所ヲ耗スハ人參敗毒散古法ハ前ニ有
「二七丁表」

△七種散 丹毒吞若付モスル妙方也 通草 金草

紅花 小茄 白笈 ガン草 藍葉 右何モ黒焼ニシテ

一匁宛湯ニテ用又付ル時ハ繋貫錢草積雪草キラン中

雪下中右之内何ニテモ一味之汁ニテ和付ヨ又ハ广油ニテ付

モ吉前之七種ニ後之五味加テ霜ニシテ藥師霜ト云也丹毒

其外一切之諸癰疽ニモ吞セテ吉此十二種トモニソロハヌトモニ
色々

一藥ニテモ効有走草赤草炎草黒草切中穴中等ハ舟

毒之内ニテモ取分大叟也右七種ヲ生ニテ能洗テ煎テ能冷

シテアビセテヨリ其後七種散ヲ垣通ノ汁ニ和シテ鳥羽ニテ

引ヌルヘシ穴草ニ者七種ニ雀風ノ霜硫黄此二味加テ□

广油ニテ付テ吉切草モ同前七種ニ大黃加テ吞セテ吉

△赤腫ハ風熱也天花粉ヲ酢ニテ付テ吉又破テ瘡ト成タル

「二七丁裏」

ニハ艾葉霜白物少^{スコシ}加油ニテ付ヨ血熱強ハ青綠霜梔

子霜赤白仁石膏石等分末ニシテ藍ノ汁ニテ付ヨ

疥癬

△疥瘡モ五疥百乾疥湿疥虫疥砂瘡膿疥是也皮

膚遍身ニ風湿之熱毒ヲ積テ生ル物也乾疥ト云ハ乾テ

無汁瘡也皰瘡之類也湿疥ト云ハ湿氣ヲ受テ層ニモ

レテ瘡ト成タル也甚痒ソカケバ汁流出ル更無限湿ヲ可

散砂病ト云ハ遍身ニ砂ヲマキタル如クニ百カケハホコリ立テ

迹白ケ乾ク瘡也上ニモ不口内ニモ無シ故付藥モ只付ハキカ

又風呂ニ入竹之ヘラ杯ニテコソケ藥ヲ所^{ツケ}ヲ血之タル程コソケテ

茱ヲ不付者キカヌソ此病ハ心血ニ風入テ中風ヲ作証也熱ニ

属ス冷藥与テ吉虫疥ト云ハ田虫柘留虫萬虫瘡之

「二八丁表」

更也膿疥ト云ハ膿ヲ作シテ痛瘡也又痒シテ抓ハ潰テ痂

ヲ作シテ基下ヨリ膿不絶シテ不愈瘡也是熱ヲ主ル心血ヲ涼

シメヨ是ヲ世俗ハ熱瘡ト云ナリ癰瘡ト云ハ風ホロセノ更也

四物湯ニ荊芥ヲ加与ヨ則平愈ス又馬疥ト云ハ馬ノ汗人

ノ身ニ付テ疥ト成モ百又水疥ト云湿疥ト云モ同前也又

熱瘡ト云モ膿疥ト云モ同前也又砂疥ト乾疥モ皰

瘡モ皆燥瘡者同前ニ可見物也内藥清冷飲木香狼

毒散當飯飲子證ニ隋テ可用也

△當婦飲子 瘡疥風癬湿青燥痒ヲ治

當飯 川芎 芍藥 地黃 防風 蒺藜 荊芥

【各一分半】 甘中【少】 何首烏【二分半】 黃芪【一分】

右煎方同此外丹毒門ニ記百

「二八丁裏」

△苦辛丸 血中コセ瘡皰瘡ナマツ萬虫ヲ治 苦辛 荊芥

【各等分】 右末シテ續飲ニ干是程ニ丸一度ニ三十九丸平湯ニテ窓

心ニ用又熱瘡モ治 山飯末【五十目】 川芎 當飯 芍藥 地黃

【各二兩】 大黃 黄連 黄栢【各一兩二分】 冷タル人ニハ等分

瘡頭ニ有

浅ハ則愈亦掛テ与方ハ風毒門ニ有

△独活寄生湯 白虎龍尸癰節風諸ノ脚氣腰痛

ヲ治 當皈 川芎 芍素 地黄 人參 肉圭 白茯

牛膝 杜仲 防風 独活【各三】甘 秦艽 寄生

細辛【各一】 右煎方加常

△防己湯 手足續目脚膝骨ヲ物ノカフル如ニ疼治

防己 茯苓 白朮 圭心 人參 烏頭 甘草

生姜 右酒力酢力入煎シテ服ルニ身少痛煩ルベシ

是ヲアヤシ不可ム動ト知ヘシ身カヘリ痛止ハ藥ヲ可

止也

△初發ノ時ニ難忍痛有ハ葱白ヲ煎シテ其湯ニテ則葱

【二丁表】

白ヲ湯平ニシテ疼所ヲタテヨ癰節風ハ則痛止テ愈

乳疾^付乳汁

△乳房ハ陽明之經ニ属ス乳頭ハ厥陰ノ經ニ属ス婦人之

乳核リ堅リ痛ヲハ吹妳ト云也是小兒之乳ヲ吞カケテ寢

入テ不吞シテ乳汁クサリ堅テ右ノ如ニ成テ痛是ヲ吹妳

ト云也早不治レバヤカテ腫テ色付膿也膿タラハ刺ヘシ膿

出シ尽シテ治ヨ乳房ノ内ニ膿聚ハ肉牖テ乳癰ト成物

也其乳癰ヲ早不治者崩テ乳癰ト成也乳癰ヲ惡

療治スレハ難瘡ト成テ乳房皆牖テ死也初發吹妳

ノ時風邪ヲ受ハ則乳風ヲ病此乳風ハ自病ト成テ度

々發ス其次ニ乳癰ト成テ後ニハ乳癰難瘡ト成更

無疑療治遲ニヨリテ也只少モ早治セヨ吹妳乳風乳

【二丁裏】

癰之間ニ療治シテ末毒氣内ニ殘タリト見付タラハ必

其病根ヲ絶セ少モ殘ハ再發スルノ

治例

△枯樓散 吹妳ヲ治 栝藹根【一两】乳香【一分】

右抹シテ酒ニテ用

△人參敗毒散 乳腫痛惡寒發熱シテ煩是ヲ乳風

ト云此藥用テ吉方ハ風毒門ニ有

△橘紅湯 乳癰及一切乳腫膿爛ヲ治

阿膠【一两】陳皮【半兩】甘【少】 右煎方如常

△乳汁不出シテ堅腫及癰ト成ニハ穿山甲ヲ末シテ每服二

匆溫酒ニテ用

產後ニ乳汁不行ニハ鮑^{コイト有}ヲ霜ニシテ湯ニテモ酒ニテモ用又小

【二丁表】

豆ヲ煮テ痛ニハ滑石ヲ焼テ末シテ湯ニテ用

△内托升干湯 婦人之乳核リ痛ヲ治 升干 連莢

甘草 青皮【各二分】瓜藹仁【三分】 右煎方如常

△瓜藹散 乳癰妳勞ヲ治 瓜藹仁【三分】乳香【同】

右末シテ酒ニテスリ立用熱有ハ石膏ヲ加

△生地黃汁ヲシホリテ付ヨ乾ハ何反モ付ル

△婦人乳腫堅シテ不痛不痒核ルヲ治 橘皮【二兩】

湯ニ浸シウテ皮ヲ去广香【少】入酒ニテ用甚妙也亦ヘノ

コ腫ルニモ妙也

【二丁裏】

安永四未四月下旬豊城於龍渚倉先生之宅書之

〔裏表紙見返し〕

〔裏表紙〕

【注釈】

〔二丁表〕

○風…中国医学において自然界（氣候）と関連のある風、寒、暑、湿、燥、火（熱）が六淫と呼ばれ、瘡氣と合わせて病因（外因）と考えられていた。石田秀実『中国医学思想史 もう一つの医学』、二三七頁。

○風腫…発汗して風に会うと、風水の邪が皮膚に止まり、皮膚が膨張する病。『中国漢方医語辞典』、三七八頁。

○段…瑕のことか。

〔二丁表〕

○〔二丁表〕

○癰疽…腫瘍の現われが赤く腫れ高く突出し、瘡口が収まりやすいものを癰と呼び、平たく一面に腫れ広がり、根が深く瘡口が収まりにくいものを疽という。『中国漢方医語辞典』、三二三、三二七頁。

〔三丁表〕

○疔瘡…疔は多くは面部にできる、形が丸くて小さい悪性のできもののこと。疔瘡は花柳病。

〔四丁表〕

○瘰…瘰には頭にできる腫物の意と、久しく治らない瘡と、コブの三つの意があるが、「外療内治法 下」では腫物の意で使用されていると考えられる。

〔四丁裏〕

○瘰癧…頸部リンパ節結核のこと。『最新医学大辞典』第二版、四六三、一八〇一頁。

○馬刀…瘰癧のうち、胸脇に生じて形の長いものを馬刀と呼んでいる。『中国漢方医語辞典』、三二七頁。

〔五丁裏〕

○瘰癧…コブのこと。形が小さくて桜桃の核ぐらいのものが瘰、大きくて石榴ぐらいのものが瘰と呼ばれる。『中国漢方医語辞典』、四〇〇頁。

〔七丁裏〕

○便毒…各種の性病に伴う鼠系リンパ腺の膨張を便毒（横痃）という。『中国漢方医語辞典』、三三四頁。しかし、ここでは古い宿便が溜まることによって引き起こされる各種の病について述べているのではないかと思われる。

〔一〇丁裏〕

○陰瘡…陰部のできもの。

〔二四丁裏〕

○丹毒…皮膚に現れる一種の急性熱毒病症であり、患部の皮膚が朱を塗ったように赤くなるので、この名がある。『中国漢方医語辞典』、三二三頁。

〔二七丁裏〕

○疥癬…疥癬虫の感染で、指間指側、下腹部、外陰部、間接部など、皮膚の柔らかな部分に掻痒の強い皮疹を生じる病のこと。『新医学大辞典』第二版、二一九頁。

「二九丁裏」

○附骨疽…筋骨部位にできる疽を附骨疽という。多くは風寒湿が筋骨を阻み、気血が凝滞することによって生じる。『中国漢方医学辞典』三一九頁。

○龍尸…陳言『三因極一病症方論』卷一五では「飛尸」。

○癰節風…陳言『三因極一病症方論』卷一五や王執中『鍼灸資生經』卷七では「歷節風」。

○三因方…陳言『三因極一病症方論』。本書では、内因、外因に不内外因を加えた三つの病因を重視した。陳言はそれを『脈経』の脈診法と結合させ、六淫による外感と七情による内傷とを弁別して考える運氣論の枠組みを前提としてその病因論を展開した。

石田秀実『中国医学思想史 もう一つの医学』二五九～二六〇頁。

「二〇丁表」

○霍膝…脚気の異名。

「二二丁表」

○乳疾…女性の乳房にできる病。

○乳核…乳房にできる慢性的炎症であり、結核の病変を含む。『中国漢方医学辞典』三三八頁。

○吹妳…乳吹（外吹）のことか。乳吹とは乳癰の別名で、急性乳腺炎のこと。内吹と外吹に分ける。内吹は妊娠期の女性の胎気の旺盛、熱邪の鬱蒸によって生じ、外吹は嬰兒が乳を吸うときに乳

頭を噛んで傷つけ、或いは乳首を口に含んで眠り、口鼻の気が乳頭に吹きかけられるために生じると考えられた。『中国漢方医学辞典』三二四～三二五頁

○乳癰…乳暈部にできる瘻管のことをいい、乳癰などの疾病の治療を誤り、瘡口が日を経ても癒着しないために生じるものである。『中国漢方医学辞典』三一五頁。

「二二丁裏」

○豊城…豊前中津のこと。

○龍渚倉先生…中津藩儒倉成龍渚。

※注釈に特に出典を示さない場合は一般的な辞書に拠った。また、中国の人名および漢語の語義については『漢語大辞典』・『大漢和辞典』に拠るものとする。

【参考文献及び史料】

▲赤松文二郎編『倉成龍渚先生遺稿 附 藤田敬所先生遺稿』、後凋閣、中津、一九三六年。

▲赤松文二郎編『扇城遺聞 郡誌後材』、名著出版、東京、一九七四年復刻版。

▲石田秀実『中国医学思想史 もう一つの医学』、東京大学出版会、東京、一九九二年。

▲市古貞次「ほか」編『国書人名辞典』、岩波書店、東京、一九九三～一九九九年。

- ▲大分県教育会編『大分県人物志』、歴史図書社、東京、一九七六年。
- ▲大塚恭男「ほか」編『講談社東洋医学大事典』、講談社、東京、一九八八年。
- ▲漢方医学大辞典編集委員会編『漢方医学大辞典』、雄渾社、東京、一九八三年。
- ▲熊谷克己「田中田信」上・中巻、一九二一年跋（中津郷土塾編『豊前中津 田信傳』、中津大神宮、二〇〇〇年所収）。
- ▲黒屋直房『中津藩史』、碧雲荘、東京、一九四〇年。
- ▲最新医学大辞典編集委員会編『最新医学大辞典』第二版、医歯薬出版、東京、一九九六年。
- ▲下毛郡教育会編『下毛郡誌』、大分県下毛郡教育会、中津、一九二七年。
- ▲創医学会術部編『漢方用語大辞典』、燎原、東京、一九八四年。
- ▲中医研究院、広州中医学院、成都中医学院編著、中医基本用語邦訳委員会訳編『中国漢方医語辞典』、中国漢方、東京、一九八七年第四刷。
- ▲中村謙介『和漢薬方意辞典』、緑書房、東京、二〇〇四年。
- ▲山崎有信『豊前人物志』、美夜古文化懇話会、福岡、一九七三年復刻版。
- ▲山田慶兒『中国医学の思想的風土』、潮出版社、東京、一九九五年。
- ▲山田慶兒『中国医学の起源』、岩波書店、東京、一九九九年。
- ▲王執中『鍼灸資生經』（王雲五主持『四庫全書珍本』二集）、臺灣商務印書館、臺灣、出版年不明（九州大学附属図書館中央図書館蔵）。

史料

- ▲吳普等述、孫星衍等輯『神農本草經』第三版、臺灣中華書局、臺北、一九七五年。
- ▲陳言『三因極一病證方論』（王雲五主持『四庫全書珍本』四集）、臺灣商務印書館、臺灣、出版年不明（九州大学附属図書館中央図書館蔵）。
- ▲盧玉起、鄭洪新編著、堀池信夫「ほか」共訳『中国医学の氣黄帝内経医学の基礎』、谷口書店、東京、一九九三年。
- ▲屋形以文諸道写「無題」（小口書「脉訣」、写本、四五丁、二四・二糶×一六・九糶、中津市歴史民俗資料館蔵）。
- ▲「安永四年正月吉日 講主龍渚先生 詩經」（写本、二二丁、二三・九糶×一六・五糶、中津市歴史民俗資料館蔵）。
- ▲「外療内治法 下」（写本、二二丁、二八・三糶×二〇・五糶、中津市歴史民俗資料館蔵）。
- ▲「無題」（仮題「屋形家系図」、写本、中津市歴史民俗資料館蔵）。

明治初期における耶馬溪地域の医療―屋形家史料「年中行事日記簿」を中心に― 吉田 洋一

はじめに

江戸時代の人々が、どのようにして病を克服したのかという課題について、近年様々な論が展開されている¹⁾。論が展開される一方で、定義化する際の事例研究が日本史学の範疇ではまだ十分である。ここでは、耶馬溪地域で医業に従事していた「屋形家史料」を使用し、今後の事例研究の端緒としたい。

一、「年中行事日記簿」の書誌について

平成一九年度の屋形家史料調査において、家業の事蹟を検討することができるものは十数点である。そのうち、明らかに継続的に書き留められたと思われるものは次の九点である²⁾。

書名	作成者	作成年	法量(寸)
年中書紳録	臥雲堂	文久三年	一〇三丁、一三・七×一九・〇
年中行事日記簿	記載無	明治二年	四三丁、一三・四×一八・六
年中行事日記	臥雲堂	明治三年	一〇〇丁、一三・三×一九・七
年中行事日記	臥雲堂主人	明治四年	八七丁、一三・九×一九・〇
年中行事日記	臥雲堂	明治五年	一四一丁、一三・四×一九・二

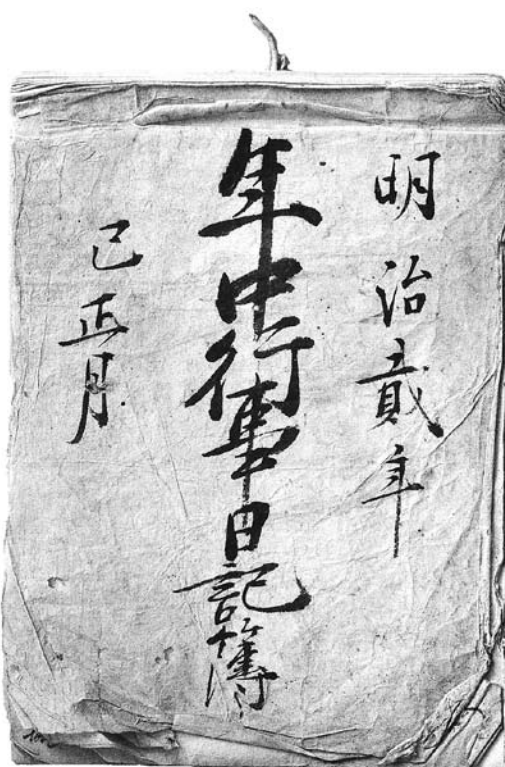


年中行事日記	臥雲堂	明治一五年	四六丁、一二・三×一七・〇
年中行事日記	臥雲堂主人	明治一七年	一七五丁、一二・三×一六・九
年中行事日記	臥雲堂	明治二三年	九六丁、一二・四×一七・四
年中行事日記	臥雲堂主人	明治二五年	六八丁、一二・三×一七・五

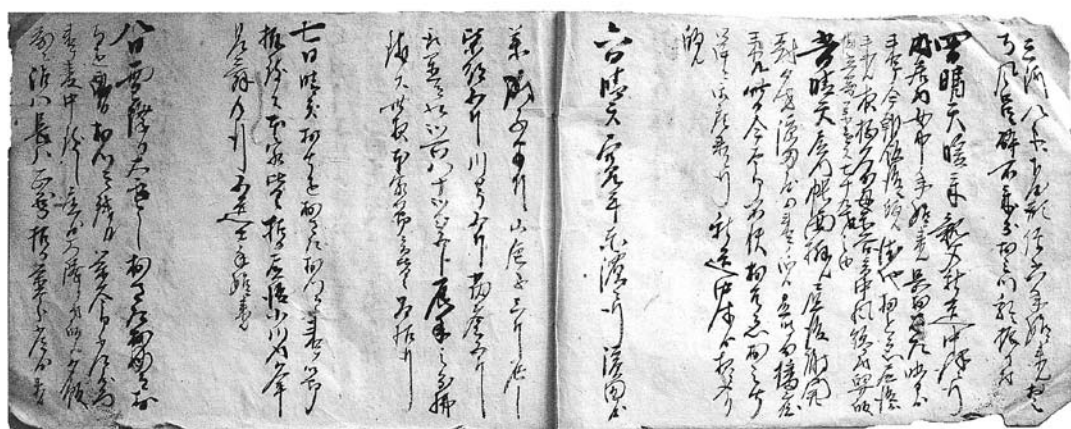
図一 「臥雲堂」が記したと思われる記録類
(中津市歴史民俗資料館蔵)。

「臥雲堂」とは当時の屋形家・家長の号であり、今回資料として翻刻した「年中行事日記簿」にはその記載がないものの、書体などから同一人物が記したものと思われる。

図三を見て分かるとおり、その年の月初めから日を追って記載がなされている。右記の九点は全て同様の記録形式である。一〇〇丁前後からそれ以上の丁数のものは、作成年の一月から二月までの記載があるのに対し、その半分程の丁数のものは、作成開始は正月からであるものの、半年余りで記載が終了してしまっているからで、現在のところ中途で終了してしまった理由は不明である。



図二 「年中行事日記簿」表紙（中津市歴史民俗資料館蔵）。



図三 「年中行事日記簿」一丁裏～二丁表、【史料】35頁参照（中津市歴史民俗資料館蔵）。

二、「年中行事日記簿」の内容について

明治二年作成の「年中行事日記簿」についての全体を通じた内容は、当時の屋形家・家長が日々の農作業の合間に病人の診察や見聞したこと、さらにはその日の訪問者などを綴ったものとなっている。したがって、屋形家が「医者」として生計を立てていたとは考えにくい。同書は明治二年正月朔日から同年八月一三日までの記述である。ここでは、気付いたことを少し述べてみたい⁴。

「元旦

晴天 暖気ニ而来賀之人大方来ル秀之丞八社宮参詣

二日

雨天 昨夜ヨリ此日終日不絶降ル早朝親父新造秀之丞青二年始ニ行⁵、

先ず当日の天候の記述がなされ、その日の行動が箇条書きされる。二日の条に記されている「青」とは青の洞門付近の小字である⁶。全書冊を通じてこの形態で記されている。

版籍奉還が実施されるのは、明治二年六月二十七日であるから、この史料自体の有用な時代区分は江戸時代である。しかしながら、正月一〇日の条に「日田知県事」の記述がみえる⁷。これは、元来天領であった日田が廃藩置県以前（慶応四年旧暦閏四月）に「日田県」として成立していたからである。【史料】には次のようにある。

「十日（中略）」。

明日日田知縣事跡田泊り羅漢寺江御参詣中津蔵所御見分夫より四

日市ヨリ玖珠通り御通行ニ相成候趣。」

「跡田」は旧本耶馬溪町役場付近の地名¹⁰、羅漢寺は旧同町にある著名な寺院、周辺は門前町となっており¹¹、当地で一泊し中津へ向かったことがうかがえる。

次に実際に患者が訪れたときの記述を挙げる。

「（四月）廿四日 朝時化晴天ニ成ル朝飯後ニ下矢櫃文蔵方ニ行重兵衛療治致ス眉之上ニ横ニ式寸五六部深サ骨迄右の脛ニ打症壺ヶ所背之打跡三ヶ所左の手ニ打跡式ヶ所左膝之上打跡壺ヶ所（中略）」¹²

眉の上（幅二寸五〇六分）、右脛（一カ所）、背中（三カ所）、左手（二カ所）、左膝（一カ所）に傷を負った者の治療に関する記述である。具体的にどのような治療を施したのかは不明である。「（一月）六日 晴天 寛平東濱ニ行濱田屋栗附子半斤山扨子三斤返し柴胡五斤川芎五斤茯苓五斤取置き札式百八十式勿五分辰年之分拂致ス」¹³

右は葉問屋と思われる所から、附子、山扨子、柴胡、川芎、茯苓などの薬草を購入した記述である。この日記は日々の備忘を記すだけでなく、所謂「通い帳」のような役割を果たしていたことがうかがえる。

最後に窃盗が押し入った翌朝の記述を挙げる。

「（中略）昨夜盜賊裏の戸ヲ切廣間通り奥座敷ニ行押入の箆笥小引出之紙入壺ツ一ツ提ケ壺ツ鏡臺の銀の髪差式本腰差式ツ脇差壺腰取行衣物外ニ脇差其俣ニ而残ル札彼は百目斗り取候」¹⁴

簪や本腰、脇差その他金銭をも窃取されたことを淡々と書き

綴っている。この記述により、屋形家は帯刀を許可されていたことが分かる。

おわりに

以上、ごく簡単ではあるが「年中行事日記簿」の概要を説明した。当時の屋形家は、士分でありながら、あくまでも主業は農業であり、「村の診療所」といった役割を担っていた。当地域の医療全般に尽力していたようではあるが、具体的な治療法や個人の治療の経過など、当時の地域医療を説明する上で不可欠な記述がこの書冊のみの検証では不十分であると思われる。今回検討し得なかった屋形家の他の記録資料の詳細な検討が今後の課題となる。

- 1 例えば新村拓編『日本医療史』吉川弘文館、東京、二〇〇六年初版、海原亮『近世医療の社会史』吉川弘文館、東京、二〇〇七年、など参照。
- 2 形態は全て小横帳、一冊。なお調査後の写真撮影の際に明治一八年作成のものが発見され、図一では一〇点となっている。
- 3 屋形権八（郎）諸光（養民・謙司の父）である可能性が高い（本編、富田修司氏論文参照）。
- 4 屋形家の記録資料のうち作成者が判明していて最も古いものは文久三年の「年中書紳録」であるが、破損が激しかったため、今回は割愛した。
- 5 「年中行事日記簿」一丁表参照。
- 6 現中津市本耶馬溪町曾木地区。
- 7 「年中行事日記簿」二丁裏参照。
- 8 括弧内補足筆者、以下同じ。
- 9 同右。
- 10 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 大分県』角川書店、東京、一九八〇年、八五頁。
- 11 同右。
- 12 「年中行事日記簿」二二丁裏参照。
- 13 「年中行事日記簿」一丁裏～二丁表。
- 14 「年中行事日記簿」三二丁裏。

【史料】「年中行事日記簿」

【原文】

〔表紙〕

明治貳年

年中行事日記簿

巳正月

〔二丁表〕

元旦

晴天 暖氣ニ而来賀之人大方

来ル秀之丞八社宮參詣

二日

雨天 昨夜ヨリ此日終日不絶降ル早

朝親父新造秀之丞青二年始ニ

行

三日

雨天 昼後少し晴ル夕方今行

〔二丁裏〕

三河八兵衛下屋形傳六年始ニ来ルおミ

ち風呂ニ酔不来分おみつ乳ニ振り付

四日 晴天 暖氣親父新造中津ニ行

巾居内女中年始ニ来ル長おはた晦日ヨリ

来テ今朝飯後ニ皈ル徳地おとゑ昼後ヨリ

来ル夜粉久右衛門母東谷ニ而中風煩ニ付昇皈

掛立寄葉遣ス七十九才之由

五日 晴天 昼内帳面捲ル昼後謝開

封夕方濱田屋ヨリ来テ泊ル昼時分播磨屋

来ル此日今太郎不快おとゑおミち

□□ニ御座参り行新造中津ヨリ夜ニ入り

皈ル

六日 晴天 寛平東濱ニ行濱田屋

〔二丁表〕

葉附子半斤山扨子三斤返し

柴胡五斤川芎五斤茯苓五斤

取置き札弍百八十弍五分辰年之分拂

致ス此夜本家節ニ而皆々為招行

七日 晴天 おちよおさたおつき来テ節

拵致ス本家皆々招ク昼後小川内久平

見舞為行五造等年始ニ来ル

八日 雪降り大寒しおさたおつきお

ちよ皈ルおつき残ル栄太郎常右衛門

来テ表中致し昼ヨリ大降ニ付皈ル夕飯

前ニ治八長八正藏招ク栄太郎常右衛門来ル

〔二丁裏〕

播磨屋年始ニ来ル葉代銀札稼出し不申ニ付

拂不致スおとゑ今朝飯後ニ皈ル

九日 晴天 新造青初出會ニ行昼後ニ

国崎屋富助来テ泊ルおつき昼飯ニ皈ル

十日 晴天 栄太郎常右衛門来ル添テ鶴麦の中致ス圓正寺ヨリ普行年始ニ来ル此日銀札揃致し国崎屋拂致し富助跡田之

方ニ行羅漢寺典座通行掛ケ立寄

明日日田知縣事跡田泊り羅漢寺江

御参詣中津蔵所御見分夫より四日市ヨリ玖珠通り御通行ニ相成候趣此日万歳始テ来ル

〔三丁裏〕

十一日 晴天 早朝はら致ス栄太郎

常右衛門朝飯前ニ前畑うね揚唐豆中致ス

此日前田大畑麦中致し夕方添ケ鶴の

畔ヲ揚ケ昼後養民九部甚蔵見返し

倉蔵内桑鶴六右衛門内落合勝平内見舞

昼時分生田屋年始ニ来テ拂致ス栄太郎

泊り常右衛門販ル

十二日 晴天 常右衛門早朝来テ栄太郎共ニ

飯之内添ケ鶴うね揚ニ行山附麦の

中致ス

〔三丁裏〕

十三日 晴天 栄太郎常右衛門来テ添ケ鶴

植掛ケ致ス此日至寒し朝飯後小屋

片付ル岡半六来猪之頭ヲ切ル養民

此日風邪ニ而頭痛之終打伏位ニ候栄太郎

常右衛門ニ札三拾五匁づゝ渡し置

十四日 晴天 朝迄雪降り式寸程積ル栄太郎常右衛門早朝ニ販ル

十五日

〔四丁表〕

十六日

十七日

十八日

〔四丁裏〕

十九日 晴天 此日中津ニ行年始也大江泊ル

播磨屋拂致し

廿日 晴天 朝大江立出テ買物致し

昼後小嶋屋立出る佐知丈右衛門方立寄

田口ニ行泊ル

廿一日 雨天 朝飯後二天狗衾通り泊ル

十九日 晴末 朝飯後養民中津ニ行拂ニ

立寄小嶋屋ニ行播磨屋庄兵衛方ニ拂致し

夜ニ入大江ニ行

此日東谷ニ行夜ニ入り販ル

廿二日 雨末未明中田中より長洲迄人連来

〔五丁表〕

廿三日 晴末 朝飯大江ニ而仕舞小嶋屋ニ而三郎右衛門

逢ス夫より買物致し昼後佐知ニ立寄田口ニ行

伯母不快ニ付診察之處佐兵衛来テ暮打

泊ル夜半ニ帯刀京都之中間千助与申人連来テ

老人父□□成竹文左衛門上下亡人ニ而長洲ニ
着船直ニ兩人田口ニ参り候由老人方長洲庄平与申者
旁被頼置候由

廿三日 雨天 朝飯後ニ田口ヨリ皈り天狗姿ニ而

□□ヲ貰ひ皈ル直ニ東谷ニ行筈之所餘り

大雨ニ而不行田口ヨリ東□□ニ長洲迄晴天なら

ハ今津迄舟ニ而参り候様ニ申遣ス○栄太郎田口ニ遣ス

廿四日 雨天 早朝東谷ニ行客人田口ニ来り

候趣来り候而如何之談合也夕方ニ皈ル三郎右衛門

追々中津ヨリ皈ル昨夜跡田迄引取居候趣親子

談合之上参り而悪敷候ハハ早朝為知約定也

此日客人夕方方ニ参ル

〔五丁裏〕

昼後皈ル

廿五日 時化 早朝栄太郎田口ニ遣ス客人明

日当方江参り候趣申来ル直ニ東谷ニ申遣ス筈之所

書文ニ而不分夕方ヨリおみつ遣ス此日東谷ヨリ節蔵

客人当方ニ引受呉候様申来ル此日客人らかん参詣

青ヨリ雨ニ逢ひ青ニて雨具借り来ル老人丈ヶ先ニ来ル

此日客人東谷ニ行

廿六日 晴天 朝飯後ニ東谷親父要右衛門来ル

色々談合ニ而親父泊ル夜跡田ヨリ東谷下男兩人

来テ泊ル要右衛門未明ニ中津□□ニ行東谷下男跡田

招ニ行仁蔵早朝ニ東谷ニ客人当方来候由申遣ス

おみつ朝飯時分ニ東谷ヨリ皈ル

雨天

廿七日 晴末 客人方同道ニ而東谷へ昼飯後ニ行

此日客人東谷ニ泊ル

朝飯後東谷親父帯刀唯司先ニ行栄太郎御伺ニテ

常右衛門官平仁蔵行宮脇（カ）ヨリ孫右衛門倅雇ひ

峠丈ヶ越ス夜雨降ル

〔六丁表〕

廿八日 曇天 東谷ニ而色々談合致し候昼飯後

直ニ客人同道ニ而皈ル小竹ヨリ夜ニ入ル田口ヨリ唯司迎ニ

下男参居泊ル養民皈りニ九部武市内井手迄

乙市見舞 此日客人東谷ヨリ当方皈り泊ル

廿九日 晴天 地永松助小原松□□小原喜市病

入り今行ニ参り候由ケ来ル夜親父おとゑおもち

秀之丞おつき連見物ニ行此日熊毛客人

田口ニ□□ニ行栄太郎角蔵類平官平善六行

常右衛門六人也文左衛門買物致し金六両三步余札ニ而

送ル約定致ス

晦日 晴天 此日今行ヨリ小原喜市病来テ昼

後ヨリ□□甚蔵方ニ而娘景情夜忠情蔵

六段右衛門先ヲ致ス養民娘景情丈ヶ見而

皈り岡郡司留主ニ頼置候致見物ニ遣ス此日

おとゑヲ付ケ

おもち青ニ遣ス青ヨリ定太郎君来ル東谷ニ

秀之丞健治郎遣し常治郎皈ル

「六丁裏」

二月朔日 晴天 青定太郎君昼後

おつい同道ニ而皈ル役者共谷前之招ニ行

前鶴つき本家ヨリ皈リニ立寄弁当拵致し

おみつおとゑおミち秀之丞常治郎

豊三郎舅之助おくに躍り見物ニ行

今行造作等豊後ヨリ皈リニ立寄夜ニ入

親父官平本家女子兩人行着時分

ヨリ雨ニ逢テ皈ル産ヨリ泊リニ来ル夜通し

降ル

二日 雨天 早朝おくに迎ニ弟新六来ル

朝飯後上おまつ臨産模様ニ而行

昼前ニ生産跡田崩ニ而悪敷終夜

「七丁表」

詰ル

三日 時化 早朝上ノ段ヨリ皈ル客人昨夜半ヨリ

居合

四日晴天 朝おまつ見舞昼後中須賀

産ヨリ方ニ行西平利右衛門娘雇ひ頼置小川内

重三郎見舞平兵衛庄平見舞皈ル此日

初午也前鶴おつき来テくたけ摺り

素子拵ル

五日 雨天 仁蔵来テ米麦持ヘ夕方上治八方

見舞

「七丁裏」

六日 晴天 朝後落合玄道方ヨリおくに

雇之儀ニ付旁来ル利右衛門方破談致し

常治郎東谷ニ行但仁蔵落合行次兵衛

連行疊屋孫平弟子壺人来ル

七日 時化 栄太郎鄭平格平平八

雇ひ木出し昼時分ヨリ雨天ニ而皈ル栄太郎昼後

拝田ニ行堂□迄行拝田□平鹿之助参り

同道ニ而皈ル

八日 時化後晴ル 青ヨリ弥市郎君見舞

覺様申来ル拝田客人らかん参詣疊屋

夕方皈ル木挽土屋ニ而板ヲわぐ

彼岸中□也

「八丁表」

九日 曇天時化 朝飯ヨリ青ニ行峠ヨリ

夜ニ入り皈ル此日おくに来ル拝田客人皈ル

東谷ヨリ要右衛門内上ノ段ニ見舞ニ来ル□□徳平

方ヨリわらびヲ貰ふ

本家

十日 曇天 青ヨリ葉取ニ来ルおぬい雇ひ

初ヲ摺ル昼後小川内重三郎見舞此日

至而寒し東谷おかつ皈り古屋敷下ニ而

逢ふ

十一日 晴天 播磨屋注文□□徳平ニ頼ス

昼後寺川内用助見舞販りニ一ノ瀬之

傳三郎方裏ニ而猪打取及反方見る筈之所

少し返ニ相成ル此日本家山神祭り

〔八丁裏〕

夕方本家ニ行酒ヲ呑む

十二日 晴天 おくに麦の中本家ヨリ下男共

来テ午房畑ヲ中打致ス豊後日出之

廻国来テ足痛棄遣ス小川内喜八わらび

呉ル青店□三郎方ヨリ手拭代八圓壱分

鉄平ニ申来テ渡ス治八方ヨリ猪肉壱斤

貰ふ

十三日 曇天 栄太郎常右衛門来テ麦の中こへかケ

疊屋来テ壱人前道具持販ル昼後ヨリ

雨降り出ス官平来テ畝揚ケ致ス

昼前二堀ヨリ堀田迄鹿出而徳地嶽

通り行夫より壱丁田ニ茂出候趣

親父ヨリ健六越米代百目受取

〔九丁表〕

十四日

十五日 雨天寒し 此日迄仁蔵雇

田口ニ遣ス帯刀一行也唐芋たね

帯ひ販ル

十六日 時化 養民不快ニ付不出湯蓋拵ル

〔九丁裏〕

十七日 晴天 此日仁蔵来ル養民湯殿

小枚致し武吉□田口ヨリ来ル

昼後土佐井所平来テ立寄ル

十八日 晴天 朝疊屋源平師弟兩人

来ル栄太郎来ル此日麦の中致ス武吉

雨之田口ヨリ昨日来テ今朝東谷之□ニ

行夕方佐知條右衛門東谷ヨリ販りニ立寄

十九日 晴天 国崎屋注文塩壱俵平兵衛

健平ニ頼ミ床之疊表壱枚勝蔵ニ頼む

栄太郎来テ朝麦の上こへ持昼後青ニ

麦御俵取ニ行武吉家内東谷ヨリ

〔一〇丁表〕

来テ田口□ニ行棟形茶之助五人連ニ来テ

竹を切り昼飯仕舞販ル養民寺川内用助

見舞樋田お柳腰痛ニ付来ル栄太郎

二札三十匁渡ス

廿日 雨天 昼飯早く仕舞跡田ニ行青ニ

行着候節お蔵出産之模様ニ而官平呼ニ来テ

販ル新造昨日ヨリ平田ニ行青原右衛門官平平田ニ遣ス

養民販着追々新造販ル夕方前ニ官平

平田迄行販ルお蔵格別模様無く本家へ

養民泊ル

廿一日 晴天 昼前ヨリ疊屋喜六平田ニ躍リ

見物ニ行□□榮太郎拝田ニ行拝田ヨリ

おついで渡□徳ヨリ夜ニ入ル来ル此日養民皈ル伏ス

〔二〇丁裏〕

廿二日 晴天霜降ル 親父秀之丞上ノ長藏

平田ニ躍り見物ニ行疊屋喜六平田ヨリ皈ル此日

疊屋奥問丈昼迄ニ仕舞昼後本座敷表替ニ行

七ツ時分田口三津□□来テ東谷ノ招ニ行お蔵

同様ス樽也仁藏おくに圓豆中致し上こへ持

廿三日 時化 朝秀之丞長藏平田ヨリ皈ル親父

平田ニ泊ル疊屋源平昨夜落合ヨリ呼ニ来而

皈り今朝来ル田口ヨリ下男来テ東谷招ニ

遣ス中おさわへ札九十匁カス帯代之由也

〔二一丁表〕

廿三日

廿四日

廿五日

〔二二丁裏〕

廿六日

廿七日

廿八日

〔二三丁表〕

廿九日

晦日

三月朔日

〔二二丁裏〕

二日

三日

〔二三丁表〕

四日

五日

六日

〔二四丁裏〕

七日

八日 時化 昼前ニ東ヨリ帯刀秋元平右衛門中間壺人

来ル尤田口ニ昨夜止宿之趣追々田口□□子

来ル東谷ニ同道ニ而行筈之所青ニ大江先生招候處

先生上

九日 晴天 朝飯前ニ養民青ヨリ皈ル

昼前ニ田口三津□東谷三郎右衛門同道ニ而東谷

ヨリ皈ル物多相調候而昼飯後三津□帯刀

後ニ而田口之□ニ行先ニ秋元三郎左衛門らんニ

参詣

〔二四丁表〕

十日 晴天 朝飯後ニ青ニ行謙□来り居

玄有も来テ居終止宿ス

十一日 晴天

十二日 晴天 佐間徳勝郎此日ヨリ来ル

〔二四丁裏〕

十三日 雨天 昼時分ニ東ヨリ便格左衛門申者
来テ書状持參東谷ニ同道ニ而行三郎右衛門
嶋迄行留主ニ而相待止宿ス尤伊見

戎屋船当十五日出帆ニ付上京之趣申来ル但
幸便ニ金札歩下ケ大坂邊半金通用趣申来ル

十四日 時化 此日昼後迄奥畑ニ而三郎右衛門
飯宿相待候ヘ共不皈ニ付格左衛門同道ニ而皈ル
落合健藏方菅野初治郎見舞皈ル

十五日 晴天 格左衛門傘張櫛ヲ習ふ終日

奥畑ヨリ之便り相待此夜ノ鶏鳴後ニ東谷ヨリ
庄平来ル尤夕方奥畑作兵衛ニ傳言

〔一五丁表〕

申遣ス

十六日 晴天 未明ニ格左衛門庄平同道ニ而
東ニ遣ス金子ニ勿其儘ニ送ル

十七日

〔一五丁裏〕

十八日 晴天 此日夕方東行奥畑庄平

皈ル昨夜大力ニ止宿之由帶刀公船十五日

朝出帆之由ニ而朝船相求メ候得共未タ便船

無御座由秋本ヨリ受取書状来ル帶刀公ヨリ

田口拙当テ書状奥畑ニ送ル

十九日

廿日

〔一六丁表〕

廿一日

廿二日

廿三日

〔一六丁裏〕

廿四日

廿五日

廿六日

〔一七丁表〕

廿七日 晴天 此日□見謹藏方ヨリ炭

取ニ来テめ九り送り来ル炭代六十匁持来テ

七匁過返ス

廿八日

廿九日

〔一七丁裏〕

晦日 晴天 此日小原おます四年振ニ皈ル

次年ニ田口ニ秋元之書状帶刀公江金子送り

候事申遣ス

四月朔日 晴天 昼後九步秋平見舞此日

徳治郎昼前ニ跡田ヨリ呼ニ来テ皈ル尤中津の伯父

死去之由此日迄ニ中塗仕舞

二日 晴天 昼後下屋形用平内見舞

皈リ二人行良兵衛方立寄立河来居色々々

談し致ス

「一八丁表」

三日 晴天 此日九部秋平見舞針致ス

四日 晴天 夕方下屋形要平内差重り申来

テ夕飯仕舞又便り来ニ行泊ル此日徳治郎来ル

五日 晴天 早朝播田玄右呼ニ遣し来テ

朝飯後一同ニ皈ル粉秋三郎内傳六兄見舞

「一八丁裏」

六日 晴天

七日 曇天

八日 雨天 昼時分東谷ヨリお貞君用右衛門

不快之由ニ而呼ニ来ル長蔵行生憎母昼飯

喰掛り喉ニ詰り何分居合ニ相成不申訳り

申遣ス此日中津ヨリ羅漢参り多く

「一九丁表」

青ニ而傘の誤り大変之由

九日 時化 昼後東谷ニ行玄麻来居

用右衛門見舞母二目不都合ニ而本宅ニ居ル

其儀三郎右衛門玄麻□内談致し

夕方ヨリ皈ル九部秋平見而谷ノ前秋助見舞

御上の代奥の山桂木出ス

十日 雨天 昼前ニ立花圓平内不快申来テ

追々再度来テ行落合健蔵見而皈ル

此日谷ノ前上の桂木出し徳治郎調合□

塗ル山かうの雛子二羽取り籠ニ入ル

仁蔵田口ニ遣ス泊り不皈

「一九丁裏」

十一日 晴天 早朝下屋形原井兵助倅久平

急病之由ニ而同所佐兵衛呼ニ来ル尤薬取多く

薬籠先ニ遣置行昨夜健助倅瀧門

江長八娘嫁入前産行追々酒狂ニて女房

尾林林平に不儀有之趣ニ而追廻り林平并

同居合不取静候へ共不聞入夫より

内々皈り髪ヲ切女房ニ押附走出候付親兵助

追付行御所馬の裏迄□致し候テ

追行見候處喉ヲ切即死之由庄屋威十

郎殿参り居息ヲ切居候事故其俣ニ而

皈ル恵良用平内見舞引取御役頭本宅

御出也此日佐官徳治郎皈ル先月十二日ヨリ

「二〇丁表」

廿四人役勤メ一同二十八匁ツ、四百三拾式匁内

金式歩古借用元丈ケ引尤当月新ニ二百目

渡之残百七拾三匁此日渡し昼後ニ皈ル

今朝ヨリ石炭替致し此日分者加勢之由

仁蔵昼前ニ皈ル夕方田口おなつ来て

泊ル此日長蔵東谷ヨリ皈り親父ヨリ伝言有之

十二日 晴天 昼後田口客人東谷ニ行

仁蔵遣し夕方ニ皈ル

「二〇丁裏」

十三日 晴天 朝飯後ニ東谷ニ行

色々談合致し此夜忠兵衛方嫁来ル養

民本家ニ止ル夜半過ヨリ雨降り出ス

十四日 朝時化後晴ル 昼後ニ田口おなつ

同道ニ而飯ル宇飼喜平立花圓平見舞客人此方ニ止ル

〔二丁裏〕

十五日 晴天 昼後田口客人飯ル養民

上矢櫃浅右衛門見舞夫より桜峠ニ行板木

傳藏母見舞

十六日 晴天 石井惣八方見舞原井

健助倅見舞用平方立寄今行

五造□母見舞

十七日 晴天 佐々木元亮来ル昼後

見□談し致し不出元亮子泊ル

〔二丁裏〕

十八日 時化 新造今太郎仁藏連落合

玄琳方ニ行七ツ時分飯り元亮深水

ニ招ニ行仁藏桜峠迄遣ス粉柳太郎

家内足痛申来テ行筈之所遅く成不行

十九日 晴天 今行五造母来ル

昼後ニ粉柳太郎内見舞

廿日

〔二丁表〕

廿一日

廿二日 晴天

廿三日 時化 裏日差床の上之分桂皮

果一瓦置替ル新造加勢此夜土井

重兵衛下矢櫃文藏方ニ而又五郎鉄平

茂平ニ被打病付候由申来ル不快ニ付

〔二丁裏〕

不行

廿四日 朝時化晴天ニ成ル 朝飯後ニ下矢

櫃文藏方ニ行重兵衛療治致ス眉之

上ニ横ニ式寸五六部深サ骨迄右の脛ニ打症

沓ヶ所背之打跡三ヶ所左の手ニ打跡式ヶ所左

膝之上打跡沓ヶ所此日座敷片付間ニ仕切

親父中津ニ行

廿五日 朝時化 重兵衛一件昨夜半六

甚助立入内済ニ相成候趣吟平来テ岡

平ニ連飯り候由領内ニ見舞金四両

出し候由昼後九部久右衛門方見舞

立花圓平内見舞飯ル夕方重兵衛

症所痛候由申来テ行此日畑ヶ道中

〔三丁表〕

式斗三升出来ル親父中津ヨリ飯ル黍

の中致しこへかヶ□内ニ藤田午房畑

道通り稗作り□□ヨリ瓜木瓜種貰

作ル

廿六日 晴天 栄太郎雇ひ添ケ鶴下之助

苧揚ケ官平新造か相務昼後唐芋畑

荒麦苧□入ル昼後養民今行

善平中野氏ニ見舞今朝粉傳六

茶ヲ呉ル此日畑道中七升出来ル添ケ

鶴下ノ切麦四十七包唐芋荒麦十包有ル

詰揚ル

廿七日 雨天 早朝栄太郎皈ル仁蔵早朝

岩渕之下ニ□木取ニ遣ス此日雨天ニ付

仁蔵休ニ遣ス店ニ而荒麦こき

〔三三丁裏〕

昼脇ニ打片付仕舞昼後ニ

添ケ鶴麦こき岡半六昼前ニ来ル

昨日日田常備隊三十人程通行

四日市ニ行候趣重兵衛此日当方迄

張替ニ来ル雨夕方ヨリ休む

廿八日 晴天 朝本家下男来テ旗の竿

建ル今行より利助来テ昼内善平

見舞昼時分引取候處圓ケ迄勇平

方ヨリ呼ニ来テ行皈りニ落合惣助

九部久右衛門方ニ見舞夜半ニ岩渕幸

平不快申来ル葉遣し足痛ニ付不行

〔二四丁表〕

廿九日 雨天 朝本家ヨリ麦壺斗取ニ来ル岩

渕幸平見舞

五月朔日 晴天 添ケ鶴上ノ町麦苧

昼後麦五斗壺升出来ル夫より午房

畑畑道中苧ル親父十三ノ八丁村拝借金

御用ニ付右村方江平田正蔵兩人行

〔二四丁裏〕

二日 曇天 鄭平雇ひ山附畑麦苧

昼後麦四斗三升出来ル添ケ鶴麦詰

揚ケ前鶴栄蔵方馬借り取込此日本

家前田大町八畝町増右衛門田麦取込

昼後徳地おとゑ加勢夕方多葉

粉茄子植ル雨降り出ス鄭平ニ札

十匁渡し置落合喜八方ヨリちん

鯛壺尾貰ふ

三日 雨天 おとゑ居ル朝飯後ニ粉

郡平方見舞秀之丞葉袋拵

〔二五丁表〕

お蔵腹痛官平拝田ニ行候由畑

道中こき仕舞添ケ鶴上ノ切麦こへ

昼後障子つくろい致ス

四日 晴天 風吹粉久七方ヨリ呼ニ来ル

おとゑ朝飯仕舞皈ル仁蔵本家ヨリ

跡田ニ行店ノ坪も畑道中干ス

岩渕傳之助田鋤ニ人馬加勢

致し吳候由申来ル此朝調合

場片付ル夕方粉久七柳三郎郡平方ニ見舞

五日 晴天 おとゑ昼後ヨリ来ル九部

久右衛門方行

〔二五丁裏〕

六日 晴天 昼前ニ雲西寺院家立寄

四日市行掛ケ之由本家前田鋤親父

昼前ニ山国□ヨリ販ル親蔵中津行

御□受取之由

七日 曇天 作蔵雇ひ添ケ鶴こへ打

此麦荒穂仕舞夕方多葉粉植ル唐

豆引栄太郎田鋤夕方九部久右衛門

方見舞東西之子来ル

〔二六丁表〕

八日 雨天

九日

〔二六丁裏〕

十日

十一日

十二日

〔二七丁表〕

十三日

十四日

十五日

十六日

〔二七丁裏〕

十七日

十八日

十九日

廿日

〔二八丁表〕

廿一日

廿二日

廿三日

廿四日

〔二八丁裏〕

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

〔二九丁表〕

廿九日

六月朔日

二日

〔二九丁裏〕

三日

四日

五日

六日

〔三〇丁表〕

七日

八日

九日

〔三〇丁裏〕

十日

十一日 晴天 前田中の段前畑ヶ粟
作り幸八雇ふ

十二日 晴天 土用入り幸八雇ふ

前田大畑中助粟作り昼後幸八

本家加勢ニ遣し仁蔵おくに大

豆の中致し

〔三二丁表〕

十三日 時化 黍の中致しこへ執り

多葉粉中致ス大降ニ成り幸八上

谷切開くお蔵新造拝田ニ行

十四日 雨天

十五日

〔三二丁裏〕

十六日

十七日

十八日

〔三二丁表〕

十九日 時化 菅野伸平久八半平

小川内

厘太郎加勢田草取昼前ヨリ大降り

廿日 晴天 添ヶ鶴田のした草取

廿一日 晴天 仁蔵おくに連した草取

行

廿二日 晴天 片付物致し夕方大

根ヲ前之畑ニ蒔く種半六方ニ

借り遣ス

〔三二丁裏〕

廿三日 晴天 早朝ヨリ掃除致ス昨夜盜

賊裏の戸ヲ切廣間通り奥座敷ニ行

押入の箆笥小引出之紙入壺ツ一ツ提ケ

壺ツ鏡臺の銀の髪差式本腰差式ツ

脇差壺腰取行衣物外ニ脇差

其俣ニ而残ル札彼是百目斗り取候

様相見朝飯後常右衛門樋田小屋ニ申遣ス

昼後ヨリ重兵衛四日市田中屋嘉兵衛ニ申遣ス

〔三三丁表〕

昼後小竹栄四郎方ニ行常治郎東谷ヨリ販ル

おとゑ夕方ヨリ来ル暮方ヨリ大雨

廿四日 雨天 朝飯後重兵衛四日市ヨリ販ル

昨夜大降りニ而末村ニ泊り夫より深水通り販ル

候由今朝板木傳蔵母死去東屋形御初□

昼時分ニ勤め昼迄虫除祈祷致し候趣景蔵
昼後ニ皈ル

廿五日 雨天 早朝小屋之上崩ヲ片付

仁蔵不快ニ而朝飯後ヨリ打伏ス昼前

ヨリ社人日乞御祈祷本家ニ而致ス此日座

敷間ヲ塞く簞笥ヲ二階ニ上ル

廿六日 雨天 昼迄日乞御祈祷仕舞

社人曾木之招ニ行昼後おとゑ

皈ル此夜ヨリおくに起ル仁蔵起ル

〔三三丁裏〕

廿七日 雨天 昼後ヨリ大降り夕

方殊之外大降り水出テ井手

の大石ヲ波打建ス

廿八日 雨天 少し日顔致し

昼後ヨリ大夕立模様ニ而水大分出て

雷鳴ル終夜降ル

〔三四丁表〕

廿九日 時化 早朝山口ヨリ籠舁迎ニ

来ニ行太忠家内不快也昼後ニ

皈ル桜峠ニ而桃ヲ貰ふ

晦日 晴天 夜ヨリ雨降ル宇佐

参詣人至而少し休ミ致ス

〔三四丁裏〕

七月朔日 時化 日和朝飯後ヨリ

今行五造海岳子連来ル年寄中

日乞相談ニ本家ニ寄合

二日 晴天 昼後養民石場与治右衛門内見舞

夫より落合健蔵方ニ而休ミ源市母喜八

姪用平忩勝手見舞九步光平夫婦

要太郎名ニ而宇飼孫左衛門忩見舞立花

新兵衛内見舞菅野伊平方立寄皈ル

此日両村日乞潮汲夜宮籠リ

〔三五丁表〕

三日 晴天 鄭平来テ栗中打

夕方黍の中仕掛ケルおくに大豆

中致ス養民昼後石場与治右衛門方

山口

並審太忠家内見舞夜ニ入り皈ル

四日 時化 鄭平来ル岡おりて来テ

唐芋中致ス雨降り出し昼前ニ皈ル

類平仁蔵栗のこへ掛り雨降出し

芋草取夕方小竹竹治之見舞

〔三五丁裏〕

五日

六日

七日

〔三六丁表〕

八日

九日

十日

〔三六丁裏〕

十一日 晴天

十二日 晴天 幸八雇ひ粟中致し

養民昼後成木貞三方ニ行海岳

昼後今行招ニ行栄太郎鄭平

幸八ニ札式十匁ツ、遣し置御用也

十三日 曇天 大豆土かい粟のこへ

掛ヶ焼土致し昼後掃除致ス

此日昼前ヨリ夕立致ス仁蔵薪木取

昼後新造深水ニ行

〔三七丁表〕

晴天

十四日 曇末 昼内岩渕傳之助

見舞筈之所昼後ニ行夫より谷ノ前

武蔵内菅野伊平落合常右衛門方ニ而

喜八姪勝平内用平内見ル暮方ニ成

販ルおくに昼後ニ落合行鶏鳴ヨリ雨降ル

十五日 雨天 両村虫追始メル此日不出

月代捕致し夕方ニ温鮎拵ル上治八

方迄行半平呼ニ来テ販ル

〔三七丁裏〕

十六日 奥畑ヨリ呼ニ来ニ行時化日和

親父おき□不快也貞菴立合にて

泊ル

十七日 晴天 朝飯後東谷ヨリ販ル長蔵

不和合ニ成り此方迄来テ色々談合

致し候へ共居合ニ相成不申生木

忠蔵忤不快ニ付夕方ニ行秀之丞

早松茸取来ル

十八日 時化 早朝久平呼ニ来テ忠蔵

方ニ行岡半六長蔵一件ニ来ル昼

後長蔵長八同道ニ而東谷ニ行

生木ヨリ呼ニ来行忤鶴迄死去

〔三八丁表〕

之由申来り居夫より岩渕ニ行万助

方文平方ニ行販ル昨夜万助

末子死去跡ニ三人打伏居何も

重病也此日上麻生京平方ニ行筈

ニ而栄四郎来り候へ共生木岩渕ニ而

大病人ニ付明日ニ申延ル夕方徳地

源平方ニ行糶ヲ摺り米五斗余り出来ル

十九日 雨天 早治八方ニ見舞今行

良八娘札四拾匁持来ル雨天ニ付

上麻生行延引親父青出會ニ行

此日堤迄濱吉忤吟平娘見舞治八

方ニ□陀寺和尚来テ祈祷致り夜

養民行夕方前鶴栄藏娘見舞

「三八丁裏」

廿日 雨天 朝治八方二行此日両村

反別量り也大水出而岩渕通路

出来不申□陀寺ノ和尚昼後二畝ル

廿一日 晴天 昼前ヨリ上麻生京平見

舞栄四郎同道行掛ヶ山口両家ニ立寄

昼時分也夫より小萩の木ニ行仙人林平

俣見舞畝りニ臺良艱藏内見而尾中間

通り萬里ヲ越し幸平父子見而火ヲ

燈し桜峠ニ而休息畝ル此日養民積

痛起り甚迷惑致し畝ル仁藏

昼後田口ニ遣ス昼前東谷ヨリ作兵衛

「三九丁表」

来ル本家稗かり

廿二日 晴天 親父健藏源平伊八

大貞ニ参り但組中一同之趣親父ハ中津

江庄屋中一同罷出ル由朝方庄八方

九部武市方ヨリ呼ニ来ル粟草取昼後

朝飯後二岩淵万助来テ小□見舞

追々死去夫より文平方生木忠藏方

立寄畝ル昼後二九部武市方落合小左衛門

銀兵衛谷前武藏内鉄平菅野伊平

見舞行掛ヶ前鶴栄藏娘見而行

「三九丁裏」

廿三日 曇天昼後時化ニ成ル 稗かり

長おりておさた加勢少々長く穂を

ちぎる朝山口并宇飼松治郎方ヨリ呼来ル

今朝葉取多く四ツ時分ニ田口おなつ

来ル昼後仁藏前の粟のむかい焼土ヲ

置く養民山口太忠娘見舞同所ニ

而竹田御領先月十五日大洪水ニ而

御田地多分損し銀札耆両百三十匁

替之所八百匁と相成其上賣人穀類

化所持し金子取込旁ニ而米穀拂

底ニ相成拝借願候所御聞濟ニ相成不申

百姓移り起し頭取者姓名印鑑ヲ

連御城下ニ押寄御家老御出浮ニ而

「四〇丁表」

色々御利録之所不聞入発砲致し故

四五人茂御打取ニ相成り所百姓方ヨリも

御付添人両三人も打取候趣直入郡

引立日田ヨリ廿五六人も操出しニ相成候

由ニ御座（候）夫より雨降出し桜峠ニ而

休足夫より原庄八方見舞前鶴

栄藏娘見而畝ル雨立故田口客人

泊ル夜栄藏ヨリ呼ニ来ニ行明日御代官

御廻村ニ相成本家御泊り之趣

廿四日 晴雨 早朝田口客人販ル昼内
役頭御宿元仰付ル昼後宇飼奈治郎
惣平九部武市見舞夜ニ入此夜本家ニ
御代官富永清十郎様御泊ル

〔四〇丁裏〕

廿五日 晴天 粟土ヲかふ此日七ツ
時分ニ前鶴栄藏娘死昼前御代官
御演舌有り両村五人組斗り寄合
御代官三尾母ニ御移り相成役頭御販リ
此日不出尤朝両度前鶴ニ行卑朝半
廿六日 雨天 昼後上治八方見舞
夫より生木実藏俣見舞此日岡
平治平方養子今津ヨリ来ル由尤
竹細工人ニ而恃川ヨリ参り居由平親分
之由

〔四一丁表〕

廿七日 晴天 昼内仁藏東谷ニ遣し
昼後稗株ヲ引粟草取養民
菅野任平谷ノ前鉄平武藏内久部
安太郎俣光平為平内武市家内中
宇飼惣平親子松治郎見返し
孫市内宇飼孫右衛門俣見而夜ニ入販ル
此夜本家ニ郷目附御出ノ筈ニ而不来
廿八日 曇天時化 粟の土かい昼後

唐芋□かやし多葉粉本葉取
唐芋土かい夕方ニ前鶴鄭平見
舞栄藏方ニ立寄雨降出ス此夜

〔四二丁裏〕

幸吉伊三郎此方廣間ニ而人形
舞し尤昨夜本家ニ而舞筈之
所夕方ヨリ郷目附衆御泊り之筈ニ相成
見合今昼深水ヨリ御出ニ相成ル
廿九日 晴天 朝原庄八不快ニ付申来テ
行幸吉共ニ下ル昼後ヨリ晴テ昼前迄
曇天伊藏芋土かい前の岩の上
ニ而よしふを伐り煎し大根ニ掛ル夕方
落合碩藏腹痛申来ル菓遣ス

〔四二丁表〕

八月朔日 晴天 昼後反甫廻り行
此日東上組中難渋願ニ来ル夕方曇天
ニ成り焼土ヲ焼く□ニ快伐致し夜ヨリ雨降ル
二日 雨天大水 昼後治八見舞此日
盆供養ニ福山寺ヨリ来テ本家勤ル早朝ニ
親父新造青出會ニ行泊ル此日九部武平
娘宇飼孫右衛門俣見返し藤平方小児出産
後死去之由
三日 晴天昼後時化 親父新造青ヨリ
昼後ニ販ル仁藏赤小豆畑中打昼後ニ

ねふり植直ス茄子中致ス本家ニ

平兵衛ヨリ九人草切加勢

〔四二丁裏〕

四日 晴天

五日

六日

〔四三丁表〕

七日

八日

九日

〔四三丁裏〕

十日

十一日

十二日

十三日 晴天

【注釈】

〔一丁表〕

○青…下毛郡曾木村の字。

〔二丁裏〕

○徳地…下毛郡西屋形村の字。

〔二丁表〕

○附子…一般にキンポウゲ科のカラトリカブトの根を加工したものの。

○柴胡…セリ科のミシマサイコの根を加工したもの。

○川芎…セリ科のセンキュウを乾燥させたもの。

〔二丁裏〕

○羅漢寺…現中津市本耶馬溪町にある曹洞宗寺院。山号は耆闍崛

山。山国川支流沿いの洞窟一二五〇〇体の羅漢石仏を祀る寺。

○四日市…旧宇佐郡と旧玖珠郡に同名の村名あり。

〔一〇丁表〕

○平田…旧下毛郡の村名。

〔三四丁裏〕

○宮籠（り）…祈願などのために神社に籠もること。

〔三七丁表〕

○鶏鳴…一番鶏の鳴く頃。夜明け。明け方。

〔三八丁裏〕

○積痛…不詳。類義語として積痂（セキア、久しく治らない病）、持病、積病、宿痂などが考えられる。

【参考文献及び史料】

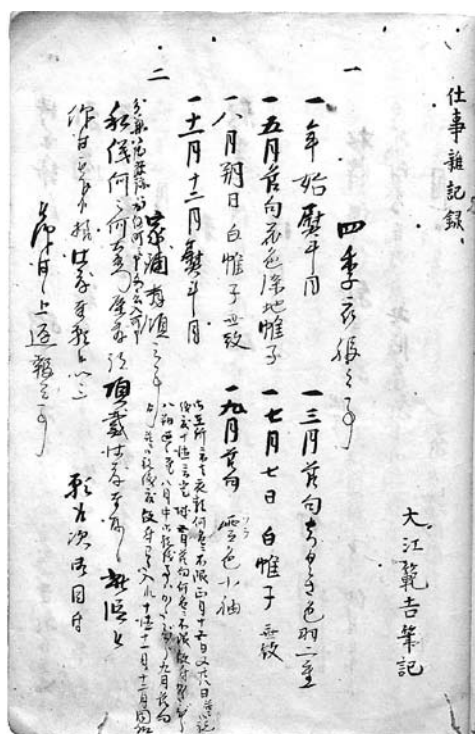
- ▲今永正樹『医も亦自然に従う 村上医家事歴志』村上記念病院・村上医家史料館、中津、一九八二年。
- ▲海原亮『近世医療の社会史』吉川弘文館、東京、二〇〇七年。
- ▲大分県総務部総務課編『大分県史』近世篇二、大分、一九八五年。
- ▲角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 大分県』角川書店、東京、一九八〇年。
- ▲新村拓編『日本医療史』吉川弘文館、東京、二〇〇六年初版。
- ▲角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典 大分県』角川書店、東京、一九八〇年。
- ▲中津市史刊行会編『中津市史』中津市史刊行会、一九六五年。
- ▲難波恒雄『和漢薬百科図鑑Ⅰ・Ⅱ』（株）保育社、大阪、一九九三年改訂版。
- ▲半田隆夫校訂・解説『中津藩 歴史と風土』第一〜十八輯（中津藩史料叢書）、中津市立小幡記念図書館、一九八一〜一九九八年。
- ▲本耶馬溪町史刊行会編『本耶馬溪町史』本耶馬溪町、一九八七年。

史料

- ▲「年中行事日記簿」写本、四三丁、中津市歴史民俗資料館蔵。

大江玄明の「仕事雑記録」

「仕事雑記録」は、天保四年（一八三三）に中津の鷹匠町系大江医家第五代家督大江玄明（一七九九～一八七七）によって書き残された家伝書である。中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館に架蔵。一三二頁からなるこの写本の寸法は、縦二七・八糎×横一八・八糎となる（図一）。一丁目及び二丁目に印がある（図三）。

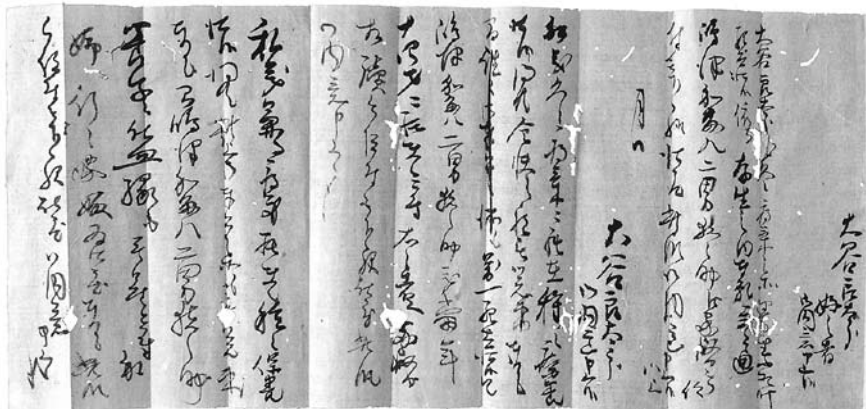


図一 「仕事雑記録」 巻頭

大江玄明（範吉）は文政七年（一八二四）に家督を相続し、嘉永二年（一八四九）に隠居するまで、中津奥平藩医を二十五年間務めた。

その間には御典医として医療の施術はもちろん、さまざまな藩務にもかかわっており、儀礼・作法にも精通していた。

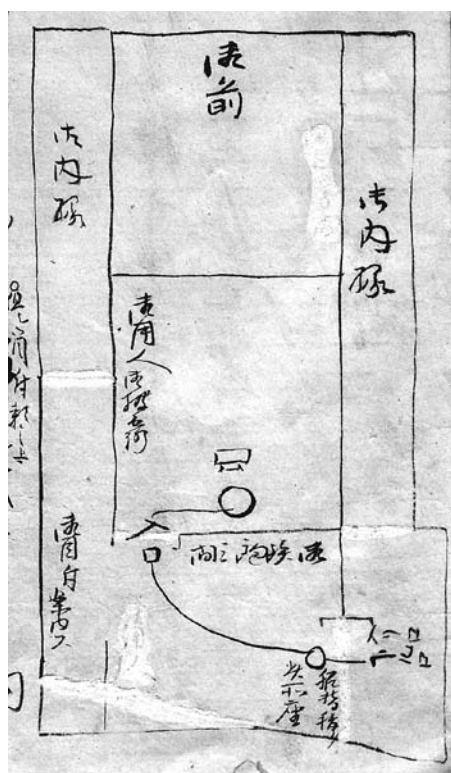
この「仕事雑記録」には四季の行事に着用する衣服のことから、鷹野の鳥をもらった御札の仕方まで六十六項目の多岐にわたっており、藩士・医師としての日常が窺える貴重な資料である。殊に、「御目見願」「家督願」「御朱印頂戴」「年始御札」「御流頂戴」「御相伴」「踏絵之事」「不快之節誓文状」「亥猪之節之事」「御焼香之節」のお札の仕方や作法については、図入りで立



図二 「仕事雑記録」の貼付史料。病気による御役御免・家督相続願の書式見本。

位置から進入の順序、下がり方等事細かに記している。

儀礼や作法の誤りから刃傷事件や重い咎めを受けた時代に、この記録は、大変重要視されたに違いない。目次もつけており、図や文章の一部は丁寧に治されたことも玄明の姿勢を裏付けている(図三)。子である大江雲澤も藩医となるが、気軽に庶民の医療にも応じ中津医学校の初代校長をも務めた。



図三 修正された絵図の例(「仕事雑記録」八丁)

1 中津鷹匠町系大江医家と同京町大江医家の関係について、ヴォルフガング・ミヒエル「中津藩医大江春塘について」『医家史料館叢書 VI』(六一、六八～六九頁) 参照。

【史料】「仕事雑記録」

【原文】

「二丁表」



文政七年、予父祖の家を嗣、君に事まつりし初めより、ことし天保癸巳の秋まで、自己の勤め 君事に與かる事とも、いまやわかけれども、老て忘れんことを

「二丁裏」

おそれ、其時々、其事毎にしたかひ、一々尺寸の切帋に認め置、或は懷ろにし、或は箱にし、納め貯へけれども、散々になり失ひ易きゆへ、夏の頃比偶おもいより、集て改め写し、

「二丁表」

一冊となし畢ぬ、左すれハ予か後、子孫共事に随ひ、見まへほしく聞まほし、さの一助にもなるへし、又ハ知音の人の間にも、備へんかしとおもい、傳るのミしかハあれと、其時節の模様により、其時世の風俗にしたかひ、

「二丁裏」

大同小異の差別も有へけれハ、必ずしも此筆記に違ハすと、いうにはあらずとおもふ物なり

「三丁裏」

「四丁表」



印

印

目次

一、四季衣服之事	一	一、御具足餅頂戴之事	廿二
一、家鋪拝領之事	二	一、御目付・御小性江返報之事	廿三
一、轉宅之事	三	一、長寄御手宛之事	廿四
一、御目見願之事	四	一、御相伴之事	廿五
一、京都遊学之事	五	一、日田御郡代并ニ公儀御役人御領分樋田等御通行之節之事	廿六
一、四季御禮時刻之事	六	一、公儀御役人御城下ノ町御客家 ^江 御出之節罷出候事	廿七
一、諸事御禮席之事	七	一、初午御庭稻荷宮參詣被 仰付候節之事	廿八
一、養子願之事	八	一、繪踏之事 ^{并ニ} 宗旨御改手形之事	廿九
一、家督被 仰付候節之事	九	一、御発駕之節之事	三十
一、家督御禮申上候事	十	〔五丁裏〕	
〔四丁裏〕		一、大坂御着御祝儀之事	三十一
一、御證文受取之事	十一	一、御帰城之節之事	三十二
一、御蔵より米受取事	十二	一、御帰城之上初 ^而 御禮申上候事	三十三
一、月渡通之事	十三	一、甚暑御機嫌伺之事	三十四
一、縁組願 ^{并ニ} 婚禮願之事	十四	一、町能芝居見物被 仰付候節之事	三十五
一、出生届之事	十五	一、玄猪之節之事	三十六
一、名改願之事	十六	一、出火之節之事	三十七
一、諸向為知之事	十七	一、初雪御機嫌伺之事	三十八
一、御朱印頂戴之事	十八	一、門忝受取 ^{并ニ} 大東炭受取之事	三十九
一、年始御禮之事	十九	一、薬種料手前抱御中間被下候節之事	四十
一、御流頂戴之事	廿	一、御伺之節之事 ^{并ニ} 差扣之事	四十一
一、御酒・御吸物頂戴之事	廿一	〔六丁表〕	
〔五丁表〕		一、旅行之節之事	四十二

一、入湯願之事 四十三

一、諸事取次願之事 四十四

一、自性寺^{ニ而}御焼香被 仰付候節之事 四十五

一、奉書到来之節之事 四十六

一、御用之義有之節罷出候事 四十七

一、御近習被 仰付候節之事 四十八

一、上々様御不快之節之事 四十九

一、御庭宮々^江御祭之節内向参詣被 仰付候節之事^{并ニ} 五十

御酒被下候節之事 五十一

一、御発駕前御首途御祝儀之事 五十一

〔六丁裏〕

一、御召古^レ被下候節之事 五十二

一、江戸御共被 仰付候節之事^{并ニ} 御迎隠居^{ニ而}在番被 五十三

仰付候節之事 五十四

一、御鷹野御猪狩御供被 仰付候節之事 五十五

一、御廻郡御供之節之事 五十六

一、御傳言御意有之候節之事 五十七

一、隠居願之事^{并ニ} 隠居被 仰付候節之事^{并ニ} 御禮申上候節之事 五十八

一、死去之節之事 五十九

一、御加増被下候節之事 六十

一、江戸表^{ニ而}他所御大名様^江御療治罷出候節之事 六十一

一、將軍家^{并ニ}御家御忌日之事 六十一

〔七丁表〕

一、正月五日御船乗初之事 六十二

一、御国使者御相伴之事 六十三

一、三御門断之事 六十四

一、上御重年又^者事^ニ依於長福寺御祈祷頼指上候節之事 六十五

一、上御祝儀^ニ付御肴指上候節之事 六十六

一、御鷹野鳥頂戴之節之事 六十六

〔七丁裏〕

〔八丁表〕

仕事雑記録

一 四季衣服之事

大江範吉筆記

一、年始熨斗目 一、三月節句 いぐさ色羽^ニ重

一、五月節句 花色染地帷子 一、七月七日 白帷子無紋

一、八月朔日 白帷子無紋 一、九月節句 空色小袖

一、十一月・十二月 熨斗目 御在所^{ニ而}者、衣類何色^ニ不限、正月十五日又廿八日^{并ニ}、御祝儀度十徳

^{ニ而}登城、五月節句何色^ニ不限紋付

かたびら、八朔過候^而も八月中御祝

儀事^ハかたびら、九月節句^{方并ニ}、御

祝儀度紋付わた入れ十徳、十一月・

十二月同様

二 家舗拝領之事

分兼御屋敷跡^ハ於何町^与申文言入可申

私儀、何之何右衛門屋敷跡、頂戴仕度奉存候、此段被 仰付、被
下候様仕度奉願候 以上 願取次御目付

被仰付候上返報之事

「八丁裏」

御手帟致拝見候、然^者先日、屋敷頂戴之義奉願候處、願之通被
仰付、難有仕合奉存候、猶又御受之義、宜敷奉頼候、右御報為可得
御意、如斯^ニ御座候 以上

月 日

三

轉宅之事

轉宅^者、御目付込、届可申込之事

四

御目見願之事

闕^{ケツ}字

何之何
某申上候

私忝何儀就年齡

御目見被

仰付被下候様仕度奉存

候、此段奉願候 以上

月 日

願取次御目付

「九丁表」

願之通被 仰付候^{ハ、}、後日沙汰有之候、式日御禮前^{ニ、}都^而被 仰
付候、御禮席^江罷出候節^{者、}、御目付より御上段^江相話候様申参り候^{ハ、}、
罷出御鉄鉋之間^江、脇指^ヲ抜^{キテ、}御式ノ間^江出、額^ヲ置^ニ附居候^{而、}致御目見、御用人御披露相論候上、元^江所^江帰り、脇指^ヲ帶詰所^江

引取申候也、御礼之節鳥渡御目通蔭^{カクレ}可申候、御年寄衆・御用人
廻勤玄関帳^江認候文
トハ上御上段^ノ時計間を
御通之節、御縁かとへ可出事

私儀、今日御目見被 仰付難有仕合奉存候、右御禮伺公仕候

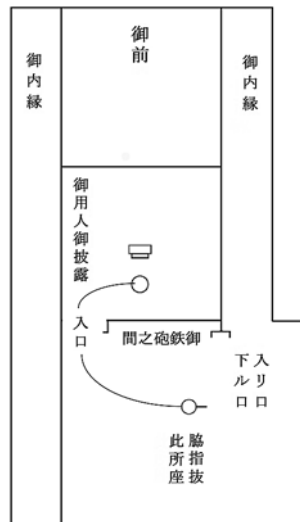
何之何某 諸向為知之事為知之所^ニ出^{たり}

御禮席之図左^ニ印^ス

御礼前内向寄手^ヲ以^テ御間^江拝見可致候事

「九丁裏」

御看御指上候
節ハ、御まかな
い江指出申候、
其外指上物ハ
御小納戸



○但し御目付頼之上

御扇子箱献上、是^者、上^{ヨリ}取計相成申候、○跡^{ニテ}代料上納、御扇子

御祐筆頼御目付^江指出可申候

箱^ニさげ札致○申候、是共御祐筆^ニ頼^{ミ、}其節認相用可申候、代料^者

御小納戸之方^江尋^而指出^ス

五

京都遊学之事

私義、為医学修行、先方何^ケ年上京仕度奉存候、此段奉願候
以上 月 願取次御目付

「二〇丁裏」

尤、へやずみ之内^ハ親^ノ之願^ハ、京都^者、先方之先生之名当入り不申、外^者先生之名当入り申候、何之何某所^{江ト}、申文言入り申候、乗船之節、川口断り入り申候、是もへやずみなれば不入

親^ノ願前ノ願書を見て文言可書

覚

何之何某

此度、為医学修行、京都^江罷登り候、町船何屋何某船^江、致乗船致出帆候、川口御断可被下候 以上

月 日 先年^ハ右之通、当事式人之説、御船奉行へ致對談候

へ、御船奉行^ノ御船番へ申参候由^{ニ而}宜御事候、乍

去、征矢野元意、先年上京之節、右之通致候間、此處

へ、銘々此通^{ニ而}、弥宜敷御座候

川口御番所

堅紙^江相認、御船奉行月番裏判取、御船宮^江差遣し可申事、一船中乗込ならば、船賃錢拾匁、脇ノ間貸切六拾匁位

「二〇丁裏」

尤、船^ニよるべし、小船ならば違申候、是^者四百石位ノ船也、飯料一日八分位、御手船ならば、賃錢不入乗船之節、船頭中^江酒式升遣し申候、大坂より、伏見迄夜船^ニて参り候^者、大坂蔵屋敷之内^江参り候^ハ、役々之者^江頼可申候、中津船問屋、福寫屋太郎兵衛所^{江上}り候^ハ、太郎兵衛^江申付取計頼申候、時分宜敷時^者船宿より、申参り候間、乗込可申候、伏見迄蒲團代三拾文位、船賃百六拾文位、荷物置所^者、何人前^ト貸切可申候、両掛杯^者老人前故、式人前貸切候

得^者、宜敷御座候、甚狭し乗人多御座候^ハ、何程ト貸切可致候、伏見^江着之節^者、荷物之儀船宿^ニて、亭主^江是々ト書付^ヲ以テ頼、荷揚^ケ可致候、食事杯致候^ハ、此所^ニて仕度可致候、茶代六拾文位遣し、別^ニ礼物^ニ者及不申候、京都迄贈り候荷物賃錢、伏見^ニて極メ申候、京都御屋敷^江参り候^ハ、出水通油ノ小路西^江入ル所 奥平大膳太夫屋敷迄^ト認可申候、尤、大坂着之節、御留主居^ニ書状^ヲ貰らい、京都御屋敷^江、萬事頼遣し候方、宜敷御座候、左候^ハ者、京都御屋敷、富士野彦助方^ニて、宜敷様世話致し呉申候、京都御屋敷拝借^者、当所^ニて御目付迄、前々達し可申候、左候得^者、京都^江申参り候、炭・薪・米杯、一切御屋敷へ、出入之者御座候間、富士野より世話致し呉候、先生家入門之節^者、入学大抵先生^江金百足、内方^江式朱、扇子箱人^ニより、外^ニ看代包候者も有之候、四季^ニ老兩ツ、礼物入る、帰国之節百足

「二一丁裏」

礼致候、帰国致候^ハ、支配頭^江廻り可申候、

殿様御参府、又ハ御帰城被遊候節、伏見或ハ大津御留り^ニ相成候節、京都^者御機嫌、伺^ニ可罷出候、指上物御扇子、被下物金百足被下候、御例御座候、上下三人分上^ノ御まかない被下候、尤へやすミノ内^ハ不罷出候

六

四季御禮時刻之事

○其年始ハ五ツ時分

殿様御在城之節^者五ッ半時より登城、○御留守之年も、四ッ時登城可致候、正月中^ハ廿八日迄、十徳着用之事

一、廿八日 御禮御帳付候日 正月・二月・四月・七月・十月

二月 閏月^ハ、廿八日御礼御帳無御座候

一、三月朔日 六月十五日・七月十五日、御帳付不申候、此外毎月朔望御帳付申候

七 諸事御禮席之事

御上段之式^江御間、諸事罷出可申候、委細^者勤書之所^ニ見へたり

八 養子願之事

私義何之誰、當年何歳相成申候、右之者養子仕度奉存候、此段被

仰付候様仕度

「二二丁表」

此段奉願候

惣方願 願取次御使番月番

被 仰付候^ハ、返報^者縁組^ミ所^ニ見たり、可見合御礼廻り、支配頭

月番

他所^方致養子候節^者此方計^ニ願又支配違之節^者

口上^ニ添願等之事も、有之心得たる人^ニ無節可

守事

九 家督被 仰付候節之事

家督之奉書^者、即日奉書也、奉書返報之義者奉書到来之所^ニ委^ク印^ス、願指出置候^ハ、旅行^者勿論、近在迄も不罷出候様^ニ可致候、親有之者

^者同道致可申候、若不快之節^者仲^ケ間、又^者、親類^ニも、名代同道可致候、登城之義、奉書到来之所^ニ委細有之候、衣服平日之通、衣服

○御目付^江届^ニ出候節^ハ、十徳着用但○

羽織、○御礼廻り十徳・中元老人召連^レ申候、御城^江罷出候^而より、

右御意相論候迄^者、何事之用事御座候^而も、帰宅相成不申候間、其

心得^ニ、萬事無失念、登城可致候

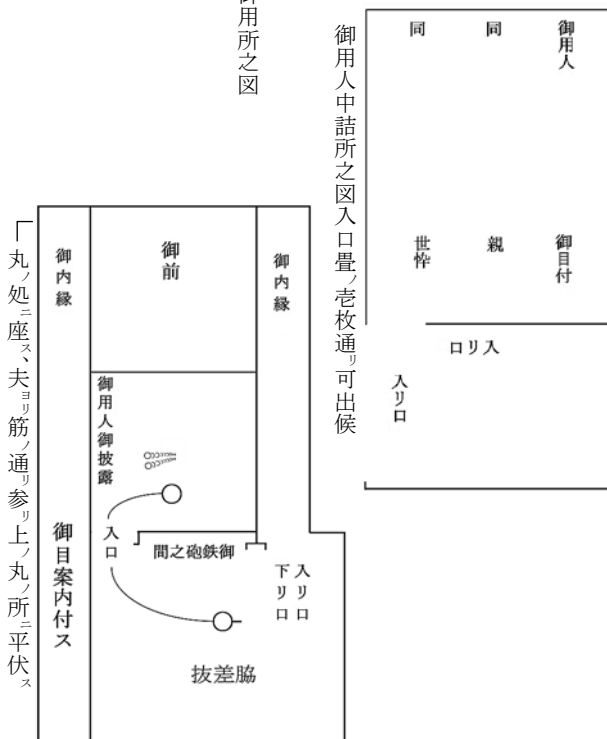
「二二丁裏」

御用處^ニ御用人被 仰渡節有之候、御上段^ニて、多^ク不被 仰付

候、御用人中詰所之図^ハ、左之家督御禮席之上^ニ記^ス、家督被 仰付候

日^ニ、家督御禮相伺可申候、隠居御禮も可出候

御用所之図



御留守中、江戸表家督申參候得、早速御出勤日無御座候も、御用人宅被仰付候間、御飛脚参り次第、其心得可居候
御目付宜敷ト案内致し候ハ、上ノ丸ノ處罷出平伏ス、御用人御披露相論候ハ、引取元ノ丸ノ所参り、脇指ヲ帶シ、詰所江引取申候、随分内向之者江相頼、委細御間聞合可申候、上錢是も跡ニテ、代料相納申候、後日御小納戸方へ聞合、指出可申候、御礼廻り、御年寄衆・御用人惣廻り、玄閑帳江認ル文言

「二三丁表」

私義、今日家督無相違被 仰付難有仕合奉存候、右御礼伺公仕候、何々何某 諸向為知之事者、為知所委細印ス、寄親其外、御年寄衆初而、御值ヲ寄手ヲテ頼、他日罷出可申候、大身衆之所江も、申入レ候向も、間々ニ者有之候

十

家督御礼申上候事

何之何某申上候

○申上度奉候間

私義、家督御礼○御席ヲ以、被 仰付被下候様仕度、此段奉願候
以上 月 日 願取次御目付
隠居御礼願書之覚

何之何某申上候

○申上度奉存候間

私義、隠居之御礼○御席ヲ以、被 仰付被下候様仕度、此段奉願候
以上 月 日 願取次御目付

「二三丁裏」

前日御目付より、手帑ニ而申参り候、尤、隠居御礼一同ニ願指出候間、一同ニ認指出候得者、一同ニ被 仰付候、御礼席之図ニ前ニ印ス、

御礼者、式日御礼之節、御席ニ被 仰付候間、登城致候而、御目付江、只今罷出候由申達候、献上干鯛・上錢下ゲ札入り申候、隠居御礼ト、家督御礼ト二ツ入り申候間、御祐筆ニ頼出来致候ハ、御目付江、指出申候也、宜敷致呉候、御礼始り候前ニ 御目付より御上段江、相詰申候様、申参り候間、御上段江上り扣申候、家督御礼相濟、隠居御礼ニ相成申候、親不快之節者、銘代出申候、前之通、御礼席相心得可申候、御用人不殘御礼廻り、帳面江認候文言、
私義、今日願之通、家督御礼被為 受難有仕合奉存候、右

「二四丁表」

御礼伺公仕候、何之何某 隠居御礼廻り不入、家督御礼相濟不申候迄ハ、式日朔望御礼者、御帳計ニテ引取申候、

十一

御證文受取之事

御證文出来不致候内ハ、月渡御扶持方共ニ、渡り不申間、家督相濟候ハ、早速御目付江、相頼御證文之義可相頼候、尤、懇意之御目付江、内々申談出来致候様可頼申候、右御證文出来致候ハ、御目付より御渡ニ相成候間、御勘定奉行役處詰處江、右御證文持参致、挨拶之上指出ス也、勿論皺ニならぬ様、大切ニ可致候
右御證文文面、手控致宿元江、持帰る事を念也○

○若御勘定奉行出勤無ハ、置受取無之節ハ、又々御目付書預ケ置可申候

十二

御蔵より米受取事

御蔵米百石之所也、地方渡リハ、八俵余多し、尤、近来、御借上米此内ヨリ引米御座候

「二四丁裏」

覚
正米三俵、右
者当已暮御
物成之内、為
二順米受取
申候 以上
何之某○判
御藏之名
先百国之處ニして、御藏米百石惣高五拾六俵二斗なり、壹
月貳俵、壹月三俵宛月渡也、三月分・五月分へ、前之月廿
八日より渡る、七月も廿八日より渡り、此節手形入り申
候、月渡り之分貳拾五俵、尤、十月ニ踊米ト申、壹俵別段ニ出
る、夫共ニ十月迄、月々受取高廿六俵也、御物成三拾俵貳
斗、尤、閏月有之年者、外ニ貳俵渡り申候、初渡米トテ、十月十
五日より、御物成之内、「十貳俵渡りニ相成申候、御物成之
内残り拾八俵貳斗残りニ相成申候、右十九俵貳斗之内、十
一月朔日二順米として、三俵渡りニ相成申候、全残り拾
五俵貳斗也、是者十二月朔日より後ニ相成申候、右殘米之

「二五丁表」

御供番ハ貳俵
内ニ而、餅米六斗丈へ、引替ニ相成渡申候「御供番ハ貳俵
替ニ相成渡り申候是者大豆壹斗之處ニ、米七升何程ニて引替
と相成申候、大抵大豆六斗分米壹俵位ニ御座候、十一月よ
り渡申候間、前文之通受取可申事、十二月小豆三升三合三
尺被下候、是者正錢三文御藏江、上納可致候、尤、黑豆ニ引替
も出来申候間、御藏方之者江、相談之上ニ而者、如何様ニも相
成申候、七月ハ廿八日より渡る、此節手形入申候、其文面
之写、尤、御藏方懇意之者、御座候へ、此手形頼可申候が、
宜敷御座候

覚

御物成惣渡
ハたいてい
十一月廿二
三日 渡付
申候

一、米貳拾六俵 但踊米共○ 右者去寅九月分适当卯
「二五丁裏」

八月分迄○之内、月渡米として、受取申候處○実正也、依
如件 丸之處迄一下りなり 何之何某○判

御藏方名面

何之何某殿

閏月御座候年へ、貳俵増し申候、八月渡迄へ、前年之通ニ而
渡申候、例年月渡通、八月ニ替り被相成申候間、八月前々
通拵、御藏方江頼置候而、御勘定所ニて、判受取可申候、尤、手
付之御勘定人江、頼候而、宜敷御座候間頼可申候

十三

月渡通之事

月渡通之面ニ書候文面左之通り

「二六丁表」

戊八月 何之何某○判

月渡通

何之何某殿

何之何某殿

御藏方名者時々替り申候

三月渡者二月廿八日

五月渡り四月廿八日

八月渡へ七月廿八日

正月渡り十二月十日

拾人扶持渡り之分

願之上三月寄として、三月・四月・五月

六月・七月・八

月 九月・十月・十一月

十二月・正月・二月・三月

一同寄て受取申候、是者、拾人扶持ニ限り申候、御扶持取へ、二月渡

りより、受取入り申候、右百石之處^ニ印たる受取之如く、御蔵方役人の方^江、頼遣し受取、

「二六丁裏」

認もらい可申候、御用人裏判入り申候間、出来致候^ハ、手寄^ヲ以テ、御用人の方之、裏判取可申候、通^者、八月分より替り申候、

加判致度候^ハ、月々渡之内

右之如く掬可指出候、但^シ、拾八俵加判^ニ相成申候

十四

縁組願^并婚礼願之事

御留守之節、私忤何之儀、何之何某女、縁組仕度奉存候、此段被 仰付再縁ならハ番所^ニ而相濟申候、嫁方之方、初縁たり共是元^ニ而相濟申候

月 日

願取次御使番月番

若無親自分之儀なら^ハ、

私義、何之何某女、縁組仕度奉存候、此段被 仰付被下候様仕度、此段奉願候 以上

支配違^ニ御座候得^ハ、口上^ニ而、添願等之事も御座候、同支配^ニ而も、娘取又^者、養子両方之内、口上^ニ而添願等之節も御座候、心得たる人^ニ可尋候、當時^ハ而願^ニ相成申候

「二七丁表」

寄親^江相談可致事、尤、式通認、沓通^者ひかへ^ニ、寄親^江取置申候、後日御使番より、手帑^ニ而被 仰付候

趣申参り候、其返報 御手帑致拝見候、然^者、先日奉願候通り、忤縁組之義願之通、被 仰付難有仕合^ニ奉存候、猶又、重々御世話奉存候得共、御受之義宜敷奉頼候、右御報為可得御意、如此

御座候 以上

婚礼^者御目付迄、日限うか^ヅイ申候、婚礼後御礼入り申候間、後日願之上、式日御席^ニ、家督御礼之通り^ニ可致候

十五

出生届之事

出生御座候^ハ、男子斗名附候、三七夜迄^ニ、届候得^者宜敷御座候、尤、近来^ハ、女子も届申候様^ニ傳も御座候得共、不入

「二七丁裏」

御目付^江届申候、血忌七日寄親、其外諸向為知之事、為知之部へ委細印^ス

十六

名改願之事

何之何某申上候
私義何々ト、名改仕度奉存候、此段被 仰付被下候様、仕度奉願候 以上

月 日

願取次御使番月番

願書式通一
通ハ御使番
ひかえに入
り申候

寄親^江願書持参、相談可致候、御使番より、被 仰付候趣、手帑^ニて申参り候間、返報可致候、其文面御手帑致拝見候、然^者、先日奉願候、名改願之通、被 仰付難有仕合^ニ奉存候、猶又、御受之義宜敷奉頼候、右

「二八丁表」

御報為可得御意、如此御座候 以上

月 日

寄親其外、諸向為知之事^ハ、諸向為知之處^ニ委^ッ印^ス、御礼

廻り、支配頭不殘、玄閑帳^江認候、文言 私義何々ト、

願之通名改被 仰付難有仕合奉存候、右

〔二八丁表〕

御礼伺公仕候 以上

何之何某

十七

諸向為知之事

大身衆^江遣^ス文面^者

以手昏啓上仕候、愈御勇健被成御座、目出度御儀奉存候、然^者、私儀今日不存寄、何之被 仰付難有仕合

(ママ)

奉存候、右為御知為御知為可得貴意、如斯^ニ御座候 以上

〔二八丁裏〕

月 日

近年者為御知申上候トモ、人ニヨリ

認候者も有之、乍去、申上候ト申文言

書候得ハ、上^ニ者如何認候而、宜哉、私

不知、当世^ニて者申上候ト認事宜

封之上書

生 若狭様

何之何某

尤、凶事なら^ハ安否^者不入

以手昏啓上仕候、然者、同苗何義、久々病氣之處、養生不相叶死去仕候、右為御知為可得貴意、如此^ニ御

「為可申上如斯御座候共書

座候 以上

月 日

封之上書

奥主税様

何之何某

御用人^江遣^ス文面

弥御安健、又者御勇健共書、不書共、宜敷御座候江共、當時分叮嚀宜

敷御座候

以手昏啓上仕候、陳^者、私義不存寄、何々被 仰付難有仕合奉存候、右為御知為可得貴意、如斯^ニ御座候 以上

〔二九丁表〕

月 日

封之上書

福田清兵衛様

何之何某

凶事も右之文面^ニ同し、安否^者不入

同輩^江遣^ス文面

以手紙致啓上候、尔^者、私義不存寄、何々被 仰付難有仕合奉存候、右為御知為可得御意、如斯^ニ御座候 以上

「近来為ノ字ヲ入ル人多し、先年者少し

月 日

封之上書

何之何某様

何之何某

畧義^ニ致候得^者

私義不存寄、何々被 仰付難有仕合奉存候、右為御知可得御意、如斯^ニ御座候 以上

〔二九丁裏〕

家督為知之文面

以手紙致啓上仕候、然^者、今日奉書到来、同苗何之儀、願之通隠居被 仰付、私義家督無相違、被 仰付難有仕合奉存候、此段為御

知為可得御意、如斯御座候 以上

「近來為ノ字入ル、先年少し、又可得貴意共、人ニ仍り書方も有之、余り

過分ニ存候

月 日

此文面、脇方より参り候、宜敷存候間、此所ニ印ス、可得御意ト、認
宜敷處、近年者、可得貴意ト書候人間々ニ有之、可得御意ト認候得者、
何となく、粗畧之様ニ、思ひ申候、人之心ニ可有事なり

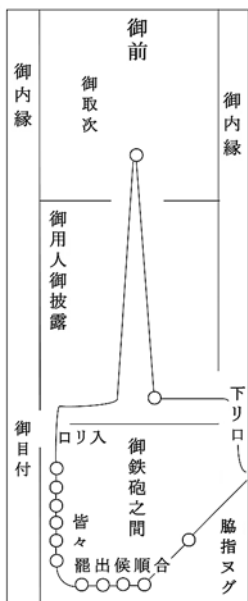
十八

御朱印頂戴之事

時刻者、御廻状ニて申参り候、登 城致候ハ、御目付江届

「二〇丁表」

申候、御上段江相詰候様、沙汰御座候ハ、一同ニ可罷出候、尤、格式
ニて順合ニ罷出候、左ニ認候図之如し



丸之如ク御鉄砲之間ニ相詰、順合ニ筋之通参り、上ノ丸ノ處江坐ス、御前一間前
ハ、平伏シ手ヲ長ク出し、後朱印頂戴致候シハ、又右之筋之通引取、中の丸
ノ處ニて、平伏致し候得者、御用人御披露、夫より右之方、御医師詰所よりぬ
け、脇差ヲ取引取申候

十九

年始御禮之事

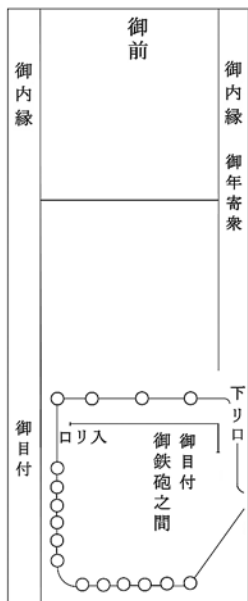
右之通、御礼席江老入宛、御居間迄者直ニ行、御闕の内江入り、老間
程者、此手ヲ重ね指出す、被下候ハ、跡ニすりもどりとて頂ク、左江廻
り、式ノ御間ニて、御朱印懷中致、いつもの御礼席ニ而、御取合有之
候、平伏致し候得者、

「二〇丁裏」

御用人御披露、御朱印頂戴之御礼、申上ますト御披露有之候、御
医師詰所之口、元ニ帰り脇差ヲ帯び、詰處江引取申候、御用所御礼
罷出候、尤、外勤支配頭斗り廻る

年始御礼者、正五ツ時より、登 城致候、御礼始り候ハ、御上段江
相詰、御家中不殘、順合ヲ以御礼申上候、御礼席江罷出候者、三人宛
なり、左之通図ニ認置申候、年始御礼斗り、帯劔ニて御礼申上候、
御鉄砲之間ニて、段々ならび三人宛、次第ニ先ニ進ミ、御式ノ間江罷
出、三人ならび御礼申上候、右之御医師詰所之口方江ぬける、夫
より銘々、詰處江引取申候

「二二丁表」



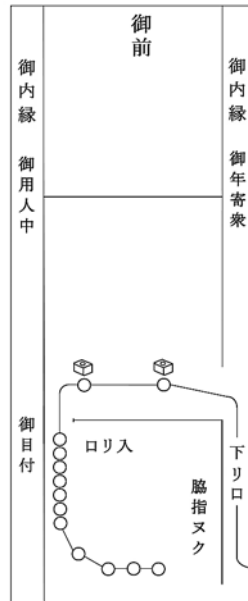
廿

御流頂戴之事

時刻へ日暮より初り申候、セツ半時より、登城致候が宜敷御座候、御上段相詰、御鉄鉋之間入り、脇指^{ヲスキ}段々並^ビ御礼席^江、式人宛罷出候、左之図之通り、御杯頂戴致候也、御近習式人出、御酌致し候、御杯頂^キ候得^者、御近習つぎ申候間、頂戴致、元ノ如^ク三方^江置、御礼平伏致し、

〔二二丁裏〕

右之方、御医師詰所之方^江、ぬけ脇差^ヲ帯び、詰處^江引取申候



廿一

御酒御吸物頂戴之事

御祝儀^ニ付、御酒御吸物被下候節^者、御小性番所^ニて被下候、帯劔^ニて頂戴致し候、御用所惣駄罷出候、内向へ、御上段詰所^ニて被下候、御礼御取次^江申出候

廿二

御具足餅頂戴之事

〔二二丁表〕

御目付より、手帟^{ニ而}、前日申参り候、本道・外科老役^{江ノ}頂戴、

被仰付候、四ッ時より、登城可致候、御小性番所^{ニ而}御三方^ニ、御熨斗餅、二色へぎ餅^ニして出申候、少々宛銘々、頂戴致可罷帰候、尤、御用所御礼罷出候

廿三

御目付御小性^江返報之事

御目付^江返報

御手紙致拜見候、然^者、御傳之義御座候^ニ付、登城可仕旨致承知近來ハ仕候ト書ス人モ有之、医術致候者、外勤方トモ違、随分叮嚀之方別而宜敷候、右御報為可得御意、如此^ニ御座候 以上

月 日

封ノ上書

御目付衆中様

何之何某

御小性返報も、右之通り、御物頭・御使番返報^者願取次之

〔二二丁裏〕

所^江委細印^ス

廿四

長寄御手宛之事

正月^ニ御目付より、鑑札・飯札受取可申候様、申参り候間、正月廿八日之出勤^ニ、御徒目付より、木札出申候間、受取^ヲ以受取可申候、其文面左^ニ印^ス 下^ニ御手宛覚、御目付^江書出候文記

覚

何年長崎御手宛順

一、鑑札

老枚

一、本道一御手宛

何之何某

一、飯札

老枚

一、外科一御手宛

何之何某

何年長崎御手宛順

右者、慥ニ受取申候 以上

一、本道ニ御手宛 何之何某
一、外科ニ御手宛 何之何某
月 日 何之何某○判 月 日

御徒目付中

「二三丁表」

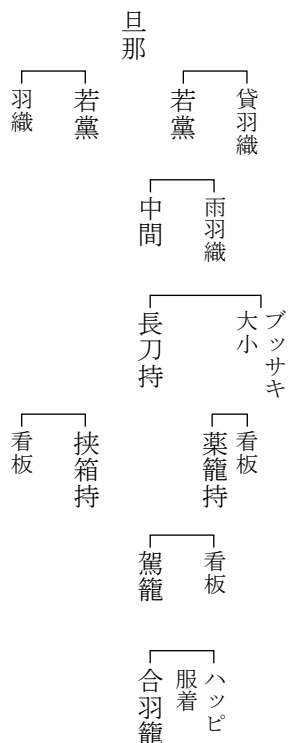
右鑑札・飯札、十二月廿八日ニ、納メ申候、其節受取書、取返し可申候 翌年之一ノ手江当ル人江、順を送り候上、当順之一之手、御目付へ、一之手何之何某、二之手何之何某与、当順之者を、半切替ニ認、差出可申候、書様ハ前ニ認有之候

廿五

御相伴之事

御目付より傳申參候ハ、御目付江罷出、本陣下宿御貸人名面、委細承り置候て、罷帰可申候、刻限者四時ト傳御座候ハ、見合早ク罷出可申候、先ッ下宿込参り申候

行列



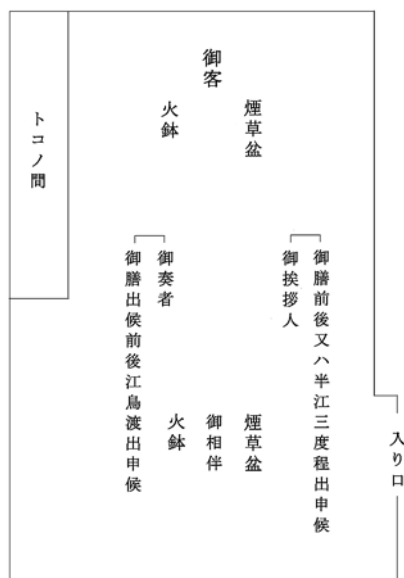
「二三丁裏」

徒行ならバ、右之通り、若駕籠ニ乗行候節者、駕籠ラ一番先ニ参り申候

服者、紋付ニ十徳着用、下宿江着候ハ、本陣御客人来之前、為知呉候様、下宿之亭主ニ頼置候而、見合可罷出候、下宿ニテ、茶斗り出申候、本陣江行も、初之行列通り、本陣江参り候ハ、玄關より刀さげ、奥江通り可申候、休息所御座候間、御徒目付江尋、其處江待合可申候、御茶坊主江、茶名・茶碗名等能々、相尋可置候、若御客人尋候事も有之候、為其時要心ニ、尋置申候、御客人来候ハ、御挨拶人早速、御客同道ニテ、御客席江罷出候、御挨拶并御披露相濟候ハ、御相伴可罷出候、其場之挨拶

「二四丁表」

可致候、右挨拶相濟候得バ、直ニ御膳出申候、御客人着座、此方之着座其間取、左ニ図相印ス



如図此處^江、着座致し、御膳^者本膳・二ノ膳^{ニテ}、二汁・五菜、向^ミさしみ・硯蓋・干菓子・餅菓子、跡^{ニテ}出る、挨拶致し、一同^ニ箸^ヲ取り、御膳^ニ掛り、二ノ膳^ニ迄食しまい、中頃^ニ

「二四丁裏」

御吸物出申候、御杯・御銚子、向^ニ出有之候間、御給仕^江杯^ヲ為持、御客人之そば^江行て、杯指出^ス、客人より初め候様可致候、若是非^ニ此方^江と有之候^ハ、見合可致候、乍去、時儀^ニよるべし、大抵御酒・御肴進し候て、客人納杯致候様^ニ申候^ハ、今一ツも進め、引可申候、夫より御湯出申候間、御膳相仕舞可申候、濃茶出申候間、帛共^ニ左手^ヲすけ、右手^ヲ向^ニかけ、載可申候、御餅菓子、此節出申候、薄茶出候節、御干菓子出申候、茶ノ事^者、心得する人^ニ問べし、尤、御料理食様等之義^ハ、心得する人^ニ、前々委細^ニ尋可置、御膳引候て、御客人御立之節、御客屋之玄關迄、送り可申候、相済候^ハ、御目付^江届^ニ

「二五丁表」

可罷出候、駕籠・長刀・菓籠・合羽籠^ハ、駒寄^セ待^セ置、若黨・中間^{ニテ}、黒御門^ヲ入り申候、届相済帰宅可致候、御貸人^ハ、刀指老入・御仲元五人出申候間、自分^{ニテ}、三人雇ひ可致候、^ベテ拾老入入り申候、七ツ時^ニ相成候得^者、上^ヲ辨当料拾老人前出申候、元^ハ・小吟味之方^江、申遣候^江者、町御用立より渡申候、若黨三十五文、中元式十七文、引取候上^{ニテ}、酒・飯等、御貸人・御中元迄出可申候

御料理食様荒増此處^ニ印^ス

箸^ヲ右之手^{ニテ}取り、取直し飯^ノ蓋^ヲ取、夫より汁左手^{ニテ}、平^ノ蓋^ヲ

取、飯食しかゝるなり、飯二口・汁二口^ッ、都合十二口程食、夫より平皿^ヲ取、一品^ツ、奇麗^ニ食ふべし、

「二五丁裏」

飯・汁・菜と食廻し、夫より二ノ膳の物^ヲ、一品^ツ、右ノ手^{ニテ}、箸持ながら取り、右へうつし蓋^ヲ取り、平^ハ膳之上^{ニテ}、蓋^ヲ取べし、跡^ハ、右之通、先^ニあらまし此處^ニ印^ス、委細之事^者、伊勢家又^ハ、小笠原^{〇今川}家 諸傳書を見るべし

廿六 日田御郡代^井公儀御役人御領分樋田等御通行之節之事

格式之人數、御相伴之通、本道之者^江、被 仰付候、衣服^者先方下宿迄^者、野袴・羽織、下宿より、本陣^江参り候節^ハ、紋附・十徳着用可致候、本陣^江御客人見へ候^ハ、早々相尋罷出可申候、玄關前^ニ而、若黨^江刀^ヲ為持、玄關^江

「二六丁表」

上り坐^ス、案内申候也、手札^ヲ以、何之何某^ト申入、手札^ヲ差出候、

手札ノ認様、

奥平大膳大夫医師 何之某

此通^ニ認申入候得^者、先様御逢も有

之節、次之間^{ニテ}懸御目、此節御

通り^ニ付、旦那^ハ此元迄、罷出候様申付候間、今日下宿迄、罷出候間、御用之義も、御座候^ハ、被 仰付被下候様^ニト、可申置候、翌日御立之節^ハ、村はづれ迄御見送り、郡奉行同道^{ニテ}罷出候、駕籠道具共^ニ、皆為持、御見送り可致候、時刻萬事、御代官^江、頼置可申事、人足^ハ、六人出申候、駕籠夫^ハ、嶋田より三人出申候、御中元三人、但^シ、町夫御貸人、外^ニ刀指老入出申候、此方^{ニテ}雇ひ、四人入

り申候、先方^ニて、被下物杯御座候^ハ、御礼之義、聞合可申候
〔二六丁裏〕

廿七 公儀御役人城下之町御客家^江御出之節罷出候事

樋田^江参り候節之通り^ニて、手札^ヲ持て、玄関迄罷出候、御貸人^ハ、御中元五人、刀指老^ノ人出申候、萬事樋田勤通り也、衣服^者、紋付^ニ十徳着用

廿八 初午御庭稻荷宮参詣被 仰付候節之事

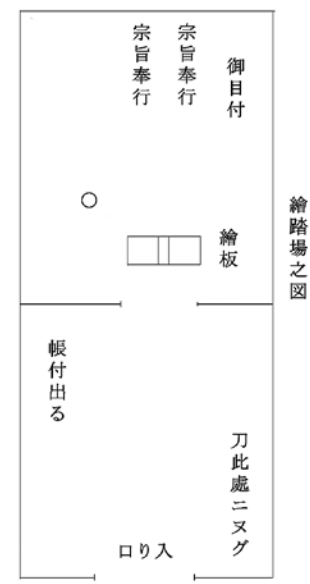
四^ッ時より、登 城可致事、家中不殘順合^ニ、人数何程^ニかざらず、御居間之南、御泉水之有る御庭^ガ下り北の御庭の方^江廻り申候、御宮^江参詣致、北の御縁より上り、御取次、御鉄鉋之御間^ニ出候間、御礼申上候て、詰所^江

〔二七丁表〕

引取可申候、子供^江被下物、少々御座候間、頂戴可致候

廿九 繪踏之事^并宗旨御改手形之事

諸役人、朝四^ッ時より、被出候間、四^ッ過^ニ可罷出、尤、出がかり^ニ踏帰るなり、御帳付申候間、踏候前^ニ附可申候、不快之節^ハ、御目付^江誓文状出^ス、其文面左^ニ認置申候、御帳^ニも、他^ヲ以不快之段、断可申候、罷出候節、玄関より上り、刀^ヲスギ 帳附^江頼、繪板^ヲ左ノ足より踏、又右^ニて踏、左之図^ノ如ク、左ノ丸^ノ處^ニて、礼致引取可申候、



〔二七丁裏〕

不快之節誓文状左之通

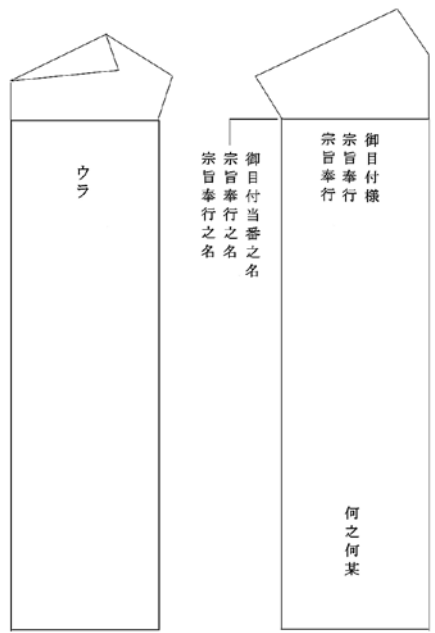
一筆致啓上候、今日踏繪可仕旨、被 仰付候處、私儀何病相煩、罷出候^ニ付、不罷出候、誰藥服用仕候、右之段、日本之神八幡、偽無御座候 恐惶謹言

四月何日

実名

書判

封之上書^ハ、御目付^ヲ上席^ニ、相認可申候、長紙^ニ致候



宗旨手形文面左之通り

宗旨御改手形之事

一、何某 旦那寺 何町 何寺 何之何某判

〔二八丁表〕

一、私召仕男女、切支丹宗門^ニ、無御座候、為其寺請狀、受人方^江、
慥^ニ取置申候由、請狀^ニ、書入させ申候、為後日依^而如件

年号

月日

宗旨奉行連名

何之何某 殿
何之何某 殿

右之通相認、上包^ニ

宗旨御改手形

何之何某

右之通相認、宗旨奉行宅^江、四月中^ニ遣申候

三十

御發駕之節之事

正五^ツ時之御發駕也、五^ツ前より登 城可致候、御小性番所^江相
詰、最早御立^ト相見^江候節^ニ、駒寄^セニ、

〔是^ハ私^ニ而罷出候、不有勤

御家中不殘、格式通居並申候、御通り之節、平伏致し候、又、〔西

〔二八丁裏〕

御門^江参り、御送り申上候、御發駕後、御祝儀御帳附、御用所御祝
儀^并ニ、廻勤不殘廻り申候

三十一

大坂御着御祝儀之事

大坂御着ばかり、平服^ニ、外勤前日廻文参る、廻勤^者不殘、江戸御
着^者、麻上下^ニ、御用所罷出可申候、尤、廻勤不殘

三十二

御帰城之節之事

御發駕之處^江、委細印置申候、右之通駒寄^セ江、可罷出候、御着御祝
儀御帳附、御用所罷出候上、廻勤不殘御座候、

三十三

御帰城之上初^而御礼申上候事

前日御目付より、廻文^ニて申参り候、麻上下^ニ、年始之御禮通り

〔二九丁表〕

三十四

甚暑御機嫌伺之事

御上段^ニて、御茶間^ツ呼、頼御取次^江逢、御機嫌伺之段、相伺引
取申候、尤、寒中初雪之節も、右之通り罷出候^并ニ、上々様方、
御不快中猶又、御退被遊候節も、右之通罷出候、尤、御留主中
^ハ不罷出事

但、御不快亦者、御退被遊候節者、御留守中^ニも、御機嫌窺罷出候

三十五

町能・芝居見物被 仰付候節之事

御小姓番所^江、御近習之方罷出候間、御廣間之方^江、罷出候様^ニ、
御目付より、傳御座候間、御小姓御

○御廣間^ニ、静^ニ仕舞可申候、若御手納之節^ハ

医師迄、御廣間^江罷出候、辨当^ハ、御玄関^ニて、つかい申候者^モ、
有之候得共、辨当^ハ、御手納之節、御廣間之後^ニ、使ひ候所、出

来致候、其節傳も有之候

三十六

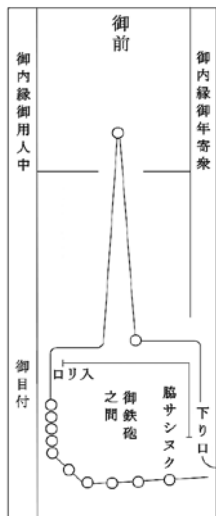
亥猪之節之事

麻上下着用、登 城致候、七時半時より出る、日暮

「二九丁裏」

御餅頂戴被 仰付候、左之通図「認候間、委細可知

初メ御鉄鉋之間入り
脇差ヲヌキ、丸之通り
ニ行、上ノ丸ノ處ニ座
ス、夫より三尺斗り
はふて、三す、み
程して



手ヲ重ね指出ス、被下候ハ、頂キ、元江すりもどり頂キ、右の筋之通
り、御医師詰所之方江、引取脇指ヲ帶し、詰所江引取申候

三十七

出火之節之事

黒御門之内、椎ノ木御門前ニて、御帳附申候、不快・旅勤・幼少

「三〇丁表」

等も、断り入申候、城鼓三ツ、拍子之節、御帳附不申候、無数之時
ハ、随分見合、早く登 城可致候、御城近邊ならバ、一刻も早ク可罷
出候、西御門ノ方之出火ならバ、西御門之方江、御帳出る事も有
之候、尤、聞合之事、傘無用、下駄踏候事相成不申候、雨・雪之節

者、草鞋ニて、登 城可致候、椎ノ木御門ト黒御門之間、南側之方江、
御家中一同ニ、不殘立並申候、西御門者、西ノ方江、並木通り江立並
申候

三十八

初雪御機嫌伺之事

甚暑御機嫌伺之通、右之處江印ス

一、かま炭 何程
右者儘ニ受取申候 以上
巳 月 日 何之何某判

三十九

門松受取并代束炭受取事

「三〇丁裏」

以手帑致啓上
候、弥無異珍
重御事ニ存候、
然者、御拂之
何、何程受取
度存候間、乍
御世話、何切
手此ものへ、
御渡し申候、
山崎様、御頼
申入度、如此
御座候 以上
月 日
御山奉行名宛

四十

薬種料手前抱御中間被下候節之事

手前抱被下候節ハ支配頭不殘御礼廻り
表者年限ニ不限、家業出精ニよりて被下候、尤、仲ケ間達し 覚
ニて御座候、半高被下、本高ニ相成候も年限無御座候、内
向者家業出精ニ、かゝわらず、四年目ニ半高被下候、六年
目ニ本高被下候、仲ケ間達し、何レも年行司可指出事、被
巳 十二月

仰付候へ、御礼廻り

「三二丁表」

不及、受取候節者、受取入り申候間、御用書之方江頼認、
受取判致し、一切御用書、又、元々下役可頼候、願取
次御目付、

藥種料初而受取候節之文言左之通り

覚

一、金壹両

但、式割引

此銀札何程

口上之覚
何之何某義、御家中未々迄、病用出精相勤申候、
依之藥種料被仰付被下候様、仕度奉存候、此段
宜敷被仰達可被下候 以上
月 日

右此度、為藥種料、当已春渡、春・秋金壹両式歩、兩度被下候
間、当已春渡、右高受取申候處実正也、為後日仍而如件

已 六月

名印

御土蔵奉行宛

「三二丁裏」

右小吟味役差出、相済候上、御用人中月番、裏判差出出来之上、
元々押切差出、相済御土蔵にて、受取申候、二度より、受取候文
言左之通り

覚

一、金貳歩

但し、式割引

此銀札何程

口上之覚
何之何某義、御近習被仰付、何力年相成申候間、先例
通藥種料被仰付被下候様、仕度此段宜敷、被仰達可被
下候 以上
月 日

右為藥種料、春・秋金壹両式歩被下候内、当已秋渡、右高受取

申候處実正也、為後日仍而如件

已 七月

名印

御土蔵奉行名当

「三二丁表」

本道藥種料

半高貳両之内

春渡 二月初旬より渡申候

春渡 正味七拾貳匁

秋渡 七月初旬より渡申候

秋渡 正味貳拾四匁

本高相成候得、四両相成申候、右倍益

本高四拾八匁

外科藥種料

半高壹両貳歩之内

春渡 二月初旬より渡申候

春渡 正味四拾八匁

秋渡 七月初旬より渡申候

秋渡 正味貳拾四匁

本道兼帶被仰付、本道藥種之内、金壹両被下候二付、
春渡三拾六匁
秋渡拾貳匁

本高相成候上、又々一・三年相立候得、四両二願之上、相成申候

本高相成候得、三両相成申候、右倍益

御ヒ之者江、御在城之節斗り、御藥種料拾兩被下候、尤、

銀札渡七月相成候得者、拾兩被下候、六月迄、半高被下

候、受取之手形之文言へ、右尾委敷印ス、

「三二丁裏」

江戸御迎被 仰付候節、銀五枚藥種料御取次口上願、手

前抱者、御證文相成申候、都御勘定所掛り、受取方御勘

定所江、可相頼候

手前抱受取手形之覚書

覚

一、銀札何程

右者当已暮、手前抱御中間、為切符金、受取申候 已上

已何月

名印

御土藏奉行名当

右^者御證文渡^ニ付、御勘定所^{より}、御土藏^江、御差昏

〔三三丁表〕

相廻候^而、右之通受取^ニ而、相済申候

手前抱渡り方覚

拾人扶持^者迄^者、式割引^ケ、月々^一、斗式升宛、尤、小^ノ月^者、斗
老升何合^ト渡申候、御給銀^ハ、三月・十一月^ニ式度渡り申候、
三月、式拾五匁八分五厘、十一月も、式拾五匁八分五厘、
五拾匁七分

御扶持^者取り^者、通外^ニ不入、地行取^ハ、御中間扶持^ノ通外^ニ、致
可申候なみ之通り、百石以上、渡り方半高渡、御給銀三月
拾六匁式分、十一月も拾六匁式分、^ハ三拾式匁四分、受取
手形^者、右尾^ニ印^ス

隠居扶持被下候節^者、当主^江御目付^{より}、申候参^り、御用人衆

〔三三丁裏〕

より、被仰渡候趣傳有之候、当主御礼廻り惣廻り、御扶持方
^ハ御證文^ニ、相成申候、死去致、其月之過米^者、伺之上被下切
相成申候

死去後手前抱
受取過之分^ハ、
仲ケ間御目付
へ罷出、一ケ
月受取過^ニ相
成申候段、上
納可仕哉

死去致候年、六月迄出勤候得共、仲ケ間達之上、薬種料
手前抱之、キユウギン被下、尤、手前抱扶持^ハ、不被下候
薬種料、手前抱被下候節、御目付より、申参り罷出候上、被

此段御伺申上
候と申候^江者、
後日御目付^キ
沙汰可有之候、
被下^キリ相
成申候、キユ
ウギン六月^キ
先^ニ成り候得
者、死去致候
而も、十一月
二出申候

仰付候^ハ、御取次中^江、右被 仰付候通、届可申候、若引取
候^而、出勤無御座候^ハ、宅^江罷越可申候、何事^ニ不寄、内向之
者^者、御取次中^江、届可申候、若出勤無御座候節^者、御小納戸
届可申事も有之候、都^而、御内向何事^ニよらず、先^ッ御取
次

御小納戸^江、届可申候

四十一

御伺之節之事^{并ニ}差扣之事

御目付、御用番召連^レ、門前^ニ立、御用番^ヲ以申込候^者、

〔三四丁表〕

御用之義御座候^ニ付、罷越候^ト、申入御座候^ハ、当主罷出、
玄関式臺^ニ下り、平伏致何連^江、御通り可成^ト申候^而、御使之
跡より、同道致、座敷^江通^セ、次^ノ間より、平伏致^ス、尤、帯剣
なり、御目付上座^ニ直り候て、御書取出し、是^江御座候^ハ、

○尤、閉門・逼塞^ハ、御使番相添、御書御使番差出候、
此外遠慮以下、御目付ばかり、御伺書御目付被相渡候
其俣罷出、御書取元^江席^江、持帰^リ拝見致候也、○平伏致畏
入奉存候段、口上申上候、門戸之義、旧音

之義^ハ御目付引取時分、自分^ニ承^リ候、御目付立候間、先^江

○不申候尤、私^ノ身分故、御免被仰候様^ニ、挨拶致候也
立、玄関迄罷出候、式臺^江下^リ、○元^ノ如く、平伏致し送り
申候也、近親之者^ヲ以、御目付^江罷出、御書写申受拝見致候、
拝借^ガり^ニ宜敷御座候、尤、兄弟・従兄弟迄^ハ、差扣伺当
主之親、御伺之節^者、好^ノ者^江被仰付候也○、

隠居被仰付候
節者、子供御
トガ、被仰付
候分、相済候
ハ、罷出候
而も、宜敷御
座候候

○好ノ者罷出候節ハ、送り式台迄
親子他出ハ、遠慮致し候、兄弟ハ不
無候、自分遠慮三日、御目通ニ候

大江玄明申上
候
私義医師

對面仕度、奉存候間、先方十日之御暇、被
仰付被下候様仕度、此段奉願候以上

月
尤、好身對面者十日限、若不快之節者、
懇意之者ハ相頼、日延を願候事

〔三四丁裏〕

伺之義右同断也、伺差扣^者、七日^{メニ}

手帟^{ニ而} 御目付より、御免之義申参り候也、尤、御目通り三日、是又申参り候、遠慮ハ十日も有り、（親子他出ハ、遠慮致し候、兄弟ハ不無候、自分遠慮三日、御目通ニ候）又ハ廿日、其上ハ日限不相知、伺差扣^者、御目付より手帟^{ニ而}、申参り候ハ、痛處^{ニ而}、同役・仲^ケ間^江頼、登城相頼可申候が、宜敷御座候、日限ハ七日、若、御用多御座候者ハ、七日之内御免も御座候、御目通三日、遠慮ハ御免被成候ハ、支配頭御礼廻り、入り申候、閉門ハ、自分遠慮七日、又ハ十日、御目通り三日御免、被成候日、支配頭御礼廻り、入り申候、逼塞も右之通、御免之日、支配頭御礼廻り、兄弟・従兄弟迄、遠慮可致候、出奔^者、好之者より届^ケ斗、好之者伺差扣ヘ、入り申候なり、好尋被仰候間、方角^ニ手別致罷出候、

〔三五丁表〕

隠居被仰付候節ハ、当主之子慎五十日、兄弟・従弟伺指扣七日

四十二

旅行之節之事

願之義^者、旅行ならバ、何連^{ニ而}も、願書認可指出候、旅行願者
取次、都^而御目付

私義何領何村^江、罷在候実父、何之何某^江、

四十三

入湯願之事

願書之文言^者左^ニ印ス、勿論被 仰付候ハ、御目付^江、誓紙之義、達し置可申候、誓帟被 仰付候ハ、御目付同道^{ニ而}、御用所^ニ罷出、誓帟致候、定式之文言、御用書読仕舞候得^者、其文言しまい、何之何某^ト、名面御座候間、書判致誓紙針共^ニ、前^ニ被出候間、受取無名指^ヲまげ、針^{ニ而}式・三本程刺、名面之下^ニ、書判致其上^ニ、血判致申候、出立之日之事、前日御目付^江罷出、届可申事、尤、病氣

〔三五丁裏〕

何がし
人足帳

人足帳ハ、御勘定方江帳面こしらヘ、
自分判致、頼候得者出来申候
何之何某申上候

私義、小瘡相煩、何之何某薬、服用仕候處、漸々快方^ニ、御座候得共、何分透^与不仕候^ニ付、豊後温泉、入湯罷越候^ハ、全快可仕旨、申聞候間、先方何^ボ廻り、入湯仕度奉存候、此段被 仰付被下候様奉願候以上

願取次御使番月番

月 日

右被仰付候へ、支配頭月番迄、御礼廻り致候、玄關帳^江認候文言、左之通り

私義、此節入湯仕度旨、奉願候處、願之通被 仰付、難有

〔三六丁表〕

仕合奉存候、右御礼伺公仕候、出立前・帰国後御礼廻り不入

四十四 諸事願取次之事

御内意向^{并ニ}、難渋願筋^者、皆御物頭取次、尤、御目付取次も、事^ニ依

而^{有之}、随分開合頼可申候事、大方願書之、文面之下^ニ、取次之事、

認置候得共、此節^ニ又々委敷印ス

養子願 願取次御使番

婚礼・縁組

願取次御使番

他国修行^ニ参り候節或ハ

旅行等之節^者 願取次御目付

四十五 自性寺^ニ御焼香被 仰付候節之事

四ツ時過^ニ、罷出候^而宜敷、御法事相済候^而、御焼香致候間、見合可

罷出候、御男子様方之御法事ハ、御焼香被仰付候

〔三六丁裏〕

得共、御婦人様方之御法事ハ、御焼香無御座候、只御拝礼斗り被

仰付候

御焼香席之図



初玄關より、罷通り刀^者、判鐘之間^ニ、南御障子ぎ^ワ可置、又ハ、北

御襖之元^ニ置人も有之、何連^ニも、宜敷御座候間、見合可置候、御

手水鉢^ニ、手ヲ洗ひ、脇指斗^ニ、扇子者右之図之如く、御佛前通御

内縁^ニ可置候、御香机之前、式尺程前^ニ座し、三ッ程すりより候、御

香右ノ手^ニ拈し、又少しすりもどり、跡すだり^ニ、畳老間半程さ

がり、平伏御礼致、元^ノ処^江引取帰り申候、拝礼^ハ御香ヲ不上斗り、

外^者何ぞ、

〔三七丁表〕

相違無御座候、御忌日^者、継上下着用、御正当月^者、麻上下着用、御

法事・御焼香、麻上下着用、盆中、安全寺御霊屋、参詣之節^者、石

畳之前^ニ、刀中間^ニ為持、御焼香致候、御香机前、老間程跡^ニさが

り、御拝仕候

四十六 奉書到来之節之事

家督之奉書^者、当日^ニ来る、返報左^ニ印

「仕候^ト書方多シ

御奉書奉○拝見候、私義、御用之義御座候^ニ付、明四ツ時、登城

可仕旨奉畏候、右御請為可申上、如此^ニ御座候 以上

月 日

表^ニ上書之事、モロ 名字

御用人不残、名様下^ニ此方名

〔三七丁裏〕

即日奉書返報、

御奉書奉拝見候、私義、御用之義、御座候^ニ付、只今登城可仕旨

奉畏候、右御請為可申上、如斯^ニ御座候 以上

月 日

表^{ニモロ} 名字

御用人中不殘名様 此方名

寄親諸向為知之事^者、為知印之處^ヲ可見、翌登 城之事者、四ッ時前^ニ罷出、御目付^江 只今、罷出候趣申達候、御礼前後^カ、又^者 式日之外^ニ有之候、常之御出勤^ニも有之候、御目付より、御上段、又^者、御用所^江御詰尤成と、沙汰御座候^ハ、御上段なら^バ、御茶間前^ニ座し可待候、御用所なら^バ、御枕縁^ニ可待候、跡^者、家督被 仰付候所^ニ、御間取之義^者、

「三八丁表」

委敷印有之候間、右之處^ヲ可見、御役又^ハ、何品^ニ不寄、被 仰付候^ハ、御目付^江罷出、右之次第可申述候、御礼之義^ヲ、宜敷申達し置候^而、御年寄衆支配頭^江、廻勤可致候、玄閑帳^江、私義、不存寄何々被 仰付、難有仕合奉存候

右御礼伺公仕候 何之何某

御用所^ニて、被 仰付候節^者、扇子^ハ外^ニ而トリ、御用所^江入り、入口之右之量^ニ座し、平伏致し候得^者、御意之趣、御用人御披露御座候、相濟候^ハ、元^ノ所^江引取罷帰候、尤、御目付同道^ニ、御座候間、御目付之意^ヲ可守候

四十七

御用之義有之節罷出候事

前日、御目付より、廻文^ニて申参り候、正四ッ時より罷出、御目付^江「三八丁裏」

届可申候、御傳言之御意、又、御褒詞、被成下候節之事^ニ多有之候、御目付^ハ御上段^江、相詰候様、申参り候^ハ、御上段^江相詰、御意之趣承り可申候、御礼之席^者、御居間式^ノ御間^江、皆々一同^ニ、相詰候得^者、御褒詞之節、御唐紙兩方^江、あかり候^而、御意御座候得^者、御唐昏^セかり申候、皆々元^ノ処^江、引取可申候

四十八

御近習被 仰付候節之事

前日奉書也、奉書参り候^ハ、御用人中月番迄、御受^ニ可罷出候、玄閑帳^江、私義明何日御用之義、御座候^ニ付、四ッ時登 城可仕旨被 仰聞奉畏候、右御受伺公仕候 以上 何之何某

寄親・仲間、諸向為知之事^ハ、為知之處^江、委細印置申候、翌日四ッ時登 城致し候^ハ、御目付^江届可申候、後刻御用人

「三九丁表」

征矢野^口齋 詰所^江、御目付同道^ニ罷出、御意之趣被申聞候間、承知仕引取、御目付^江被 仰付候趣申出、御受之義、宜敷奉頼候と、可申述候、衣服^者平日之通り、御礼廻り十德着用、誓紙之義、其日御目付より、沙汰御座候間、又々、御用所^江御目付同道^ニ、罷出誓紙致候、誓紙不相濟候内^者、御相濟候^ハ、御上段御茶之間よび出、私義今日御近習被仰付候^ニ付、罷出候而、宜敷御座候哉、御小納戸へ相尋罷出候上段^江上り候事、相成不申候間、左様心得可申候、誓紙之致方^ハ、入湯願之處^ニ、委敷印有之候間、右之處可見合、右之通相濟候^而、御上段^江相詰申候、内向仲間同道^ニ、罷出候方、宜敷御座候、御取次御小納戸・御近習、皆々詰處^江

参り、以来御世話^ニ、可相成段申述候、上^ニ而初^ニ、御逢被遊候間、新御殿^カ、又^ハ、御居間^ニ而、御値御座候、御取次取合、家督御礼廻り、

「三九丁裏」

御鉄鉋之間より、御小納戸詰所迄^者、帶劍^ニ而も宜敷、新御殿入口、又^ハ、御居間別^ニ而、御鈴之間入口、脇差抜^キ可申候、奥^江御召杯之節、御内縁^江可罷出候、御居間^江者、入り申間敷候、御酒杯被下候節^者、別^ニ而慎可申候、本道^者御脉番、外科^者御機嫌同等之義、何日^トきめ、届可申候、上御そば近^キ時^者、早^ク脇差可拔候、三御門通路之義^者、御取次^江伺可申候

御近習御首尾能、十五ヶ年相勤候得者、御内しやう、御機嫌伺被仰付候、御褒ハ宮^ニ御祭ノ節、隠居致し候^ニ而も参詣被仰付

四十九

上々様御不快之節之事

御小納戸^江、罷出御脉拜度段、申述候得^者、大奥^ニ御出被遊候^ハ、御すず^ハ、御小納戸申入候、新御殿^ニ被為居候^ハ、新御殿^江上候、右之御間^江、罷出候様^ニ、傳御座候^ハ、御小納戸同道^ニて、可罷出候、御脉・御容躰奉拜候上、御取次詰處^ニ而、御菓

「四〇丁表」

調合可致候、尤、御膏藥も同様、御針杯差上候節^者、御小納戸^ヲ以伺之上、差上可申候、尤、本道立合可致候、大奥^ニて、御不快之節、長局^ノ方^江、出候事も有之候、長局小吟味前、奥附^ノ次、間、御医師之先^ツ詰所成、御不快^ニ付、御番之節^者、此處^ニとまり申候、

○御用人中、被出候^ハ、御用人中前^ニ而、調合可致候

御菓調合之節^者、御奥附之詰處^ニ而可致候、○都^ニ而、女中方老女等之方^江、罷出候節^者、長局小吟味之方^江、頼可申候事也

五十

御庭宮々御祭之節内参詣被仰付候節之事并御酒被下候節之事

御祭之前々日、御取次^カ、以廻文申参り、御祭之日^者、四ッ時^カ罷出候、前日^ハ、八ッ時より罷出候事、夜食杯^者仕舞

「四〇丁裏」

可罷出候、御酒・御料理等、日暮より被下候、北之御庭御縁ぎわより、御庭^江茶屋かかり、其處^ニて、御酒被下候、尤、上^ニも被為居候、内向不残一同^ニ、上御入り御座候、前後^ニ御取次より、右之處^江相詰可申候様、沙汰有之候間、一同相詰可申候、夜九ッ時分過て八ッ時分迄も、御酒宴御座候、皆々相詰可申候、時々休息^ハ、不苦候、御祭之日、四ッ時登城、御年寄衆・御用人中、御馳走有之候、跡^ニ而皆々内向前夜通り、御酒被下候、御湯漬も被下候、上御入り御座候上^ニ而、引取申候、参詣御役人、相論候上^ニ而、内向一同^ニ罷出候事、引取前御取次^江、御礼申上候事

五十一

御発駕前御首途御祝儀之事

「四一丁表」

新魚町六社宮^江、御参詣有之候、御上段より、御立之節、御跡より御供申上、御玄関迄、内向不残、御送り申上候、御帰之節も、御玄関迄御迎^ニ、内向不残出申候、罷出候處^者御廣間^江、御玄関口より、御廣間東之唐紙^キわ^ニ、内向一同^ニ並び申候、御医師^者、北御障子きわ^ニ並び申候、中^ハ御通路^ニ相成申候間、左様^ニ不致候て^ハ、迫^ッ

相成申候、御入り之節^者、御上段迄御供仕候、御取次迄、御祝儀申上候て、引取申候

〔四二丁表〕

五十二 御召古し被下候節之事

御年限^{ニ而}、被下来り候處、近年^者御有合之節、被下候様^ニ被仰渡候、被下候^{ハ、}御小納戸^江御礼申上候、御紋付被下候^{ハ、}着物羽織、御紋服重着用不相成候、着物御紋服なら^{バ、}

〔四二丁裏〕

羽織御紋付不相成、羽織御紋付なら^{バ、}着物御紋付不相成候、

五十三

江戸御供被 仰付候節之事

御参府御供^{ハ、}正月十一日^ニ被 仰付候、御礼廻り、支配頭玄関帳^江、認候文言左之通り

私義、当夏御参府御供被 仰付、難有仕合奉存候、右御礼伺公仕候、

何之何某

受取物^者、末^ニ印置申候、御初入支度、銀五両式歩何程渡り候、上増八両被下候、

御初入之節、
御迎
國元^{ニ而}
五両八歩何
程
江戸^ニ着之
上、八両増
受取申候

時刻ハ其節被仰付候得共、早く可罷出候

五ツ前より、御近習番所^江、罷出候^而、相詰候得^{バ、}御立之前

ニ、相成候得^{バ、}御取次^{ハ、}沙汰有之候間、大手御門内、黒御

門前^{ハ、}御供之者順々^ニ立並び、御供待致候、上御通り之

節、平伏致候、御行過^ニ相成候^{ハ、}銘々駕籠^ニ乗可申、御供

可仕候、一日^ニ御立場五處、又^{ハ、}六所御座候、御駕籠供之者

ハ、先^江

近來御受無
御座候

罷出御きゆうじ可致候、先御出がけ、小犬丸茶屋^{ニ而}、御立場相成申候、是^{ニ而}、姫路之御立場可察候、江戸より御立之節^者、品川^{ニ而}御立場、都^而舩渡^者、駕籠^江乘其俣渡る、大井川・安部川臺輿渡り、下ノ関・桑名・荒井御渡海^{ハ、}御召之舩之御居間^江、御用人・御小納戸・御医師、三人共^ニ相詰可申候、駕籠道具^{ハ、}外御供舩^{ニ而}、渡り申候、中国^{ニ而}大山越、大坂御着、東海道大井川・箱根越、御本陣^江、御機嫌伺^江罷出申候、御小納戸迄申上候、何事もおちつき、大事^ニ可致候、御駕籠御出入之節、御駕籠之やね^{并ニ}戸、事^ニ寄候^{而者}、あけ立致候間、随分静^ニ御用向可致候、所^ニ寄^而、上^江指上物御座候間、指出候御給仕可致候間、指出可申候、御小納戸御披露、仲間三人御供仕候得^者、三番^ニ御本陣へ泊り、被罷出候間、当番之者、食事等仕舞、可罷出候、尤、下宿^江夜着之儀申付、名札^ヲ

〔四二丁裏〕

遣し、御本陣へ為遣可申候、上御引御座候^{ハ、}御小納戸差図之所^江、参休息致候、上御目覚有之候^{ハ、}御小納戸^江致挨拶、下宿^江引取申候、食事等仕舞、式番之拍木参り候^{ハ、}前之御本陣へ罷出、御立之節御玄関迄、御見送^江罷出、直^ニ加籠^ニ乗り、御供可致候、昼・泊り共^ニ上下三人、上より御まかなひ、江戸御着之節^{ハ、}品川^ハ御供落申候^而、上^{ニ而}ハ御老中御廻り被遊候間、其内^江御上屋敷^江、罷出御待申上候、其詰所^{ハ、}御近習番所之前通、御仲間一同^ニ、席順^ニならび

申候、御入御座候へ、引取、御屋敷御用人中廻り、御長屋へ引取申候、御中屋敷様方、御機嫌窺、翌日ニも罷出候事、何品ニも献上もの見合、可指上候、立帰ハ十日休息被 仰付候、御扶持方へ、六人扶持、忒割之引ケ有之候、帰り前兩御殿江、御暇乞罷出べく候、此外之前後之儀へ、前文ニ認置候、得斗可見、帰之節へ、御目付江罷出、往来手形願之上、請取可申候、但し口上願、御留帳より、手形被申候、木曾路罷帰候へ、横川御関所手形入申候、木曾路・東海道之差別、御目付江届可申候、長刀持召つれ候得へ、手形ハ入不申候、又大坂より木曾路を致候へ、大坂御留守居より之、御手形入可申候間、請取可申候事

御召被遊候節差支江ニ相成候事、又ハ、
下之御やしき御咄等致間敷候事

以前者、女
中同道之節、
薬種料金五
両ツニ並
五枚被下候
得共、当時
者、並ノ銀
五枚キリニ
相成申候

一、御帰城被遊候節、三伯目御宿、御在所之内向、仲ケ間江 殿様御機嫌克、此所迄御供仕候段、書状ニ而申遣候、御参府之節、江戸三宿、江戸内向仲ケ間江、殿様此宿迄、殿様御機嫌克、御供仕候段、書状ニ而申越候事、案文ハ申合

〔四三丁表〕

- 一、書
- 原岡氏、中津江立帰御供、被 仰付候罷越候節、受取物覚
- 一、金五兩貳歩九匁 但、支度金
- 一、丁錢拾七貫五百八拾三文

此銀札 百九拾八匁六分貳厘三毛

右東海道、本馬老疋半

- 一、丁錢拾壹貫四百拾九文

此銀札 百貳拾貳匁五分七厘

右中国路、本馬老疋半

- 一、銀七拾貳匁八分

中国路、刀指日雇

〔四三丁裏〕

歩入銀札ニ而、相渡申候

- 一、銀五拾匁五分

東海道、刀指日雇

右同断

- 一、御足輕 老入

- 一、平日雇 老入

右者、代受取相願候得者、割引ニ而相渡申候

下式人 昼旅籠

中国 金老歩式朱、錢三百四十五文

東海道 金

右者、中国路・東海道兩道分、於江戸表相渡申候

〔四四丁表〕

- 一、平泉・江戸出府被 仰付候節之事、尤在番被仰付罷越候節、受取物覚
- 一、貳百五拾目 御定被下、此分支度金
- 一、百五拾目 願之上拝借

一、下小路より乗船、船中扶持^{并ニ}上下分、大坂^{ニ而}受取申候

東海道、諸受取物、爰元^{ニ而}受取

一、上下三人分 旅籠錢

一、七百三十拾六文 川越錢 上老入分

一、三百三十拾四文 下式人分 川越錢

一、銀六拾六匁三分 東海道、欠放日雇老入

受取物、右之通相渡申候、時^ニより御用御急等^{ニ而}、船中

〔四四丁裏〕

手間取、陸路罷越候様、被 仰付候節^者、為用意願之上、爰元^{ニ而}拝

借被 仰付候、但、高^者三兩位、尚又、道心得、東海道桑名宿之儀^(トマリ)

者、當處伯り^ニ不相成候得^者、船宿^ニ頼不申候^{而者}、却^而不勘定之義、不

都合之義も有之候、旅籠之義^ハ、半旅籠、茶代見合、同東海道新井

御關所、^{并ニ}渡海も有之候故、當處本陣^江參り候方、宜敷御座候、左

候得^者、御關所之義^者、本陣より断申候、^{并ニ}荷物等御座候得^者、本陣

より萬事、世話致候、旅籠之義^者、右同断半茶代遣

一、箱根御關所之義^者、新井右之通^ニ、通行仕候得^者、断^ニ不及通行

可致候、乗輿之節^者、長刀持候^而、上下三人なら^バ

〔四五丁表〕

一通、奥平大膳大夫家来^ト相断り候得^者、宜敷御座候

一、江戸着直^ニ、御目付^江届可申候

一、同御取次中届

一、奥附^江届、但、御逢御座候事

一、在番中受取物、御扶持方、六人扶持、但、老割八歩引方有之候、

江戸表時々之相場、通例老兩内外

一、手前抱、在番中正金渡

一、御菓種料^{并ニ}御鍼料^ハ、御在所渡り

一、在番中勤方、年始・五節句、熨斗目、式日・御入家・御誕生日、

御療治其外、奥向病用^ニ罷出候共、十徳^{ニ而}罷出候

一、御宛行、名目之分、旅勤中正実渡り御規定、但^シ、在番

〔四五丁裏〕

兩御切米、半年詰片御切米 立帰^ケ四老

一、在番相済、御供等被 仰付、月数相重り、四^ケ月以上^ニ相成候

得^者、半年詰越相渡り申候、拾人扶持受取高

一、正金七兩式歩式匁三分三厘三毛、半高被下切、半高八度引、右

者、午二月^ノ末二月分迄、在番相済、尚又、未三月^ノ同八月迄、御供

被 仰付候^ニ付、詰越^ニ相成候、左之通、願^ヲ以相達し候處、是^{ニ而}詰

越金之内、拝借仕度段、申達候處、金老兩御振替^ニ、相成申候、但、

御評儀も有之候^{ニ付}、申事^ニ御座候、又、別段願書之覚

願取次御物頭

原岡秀甫

御内意申上候

〔四六丁表〕

私義、去春在番被 仰付罷越候處、當夏御帰 城御供被 仰付候

段、難有仕合奉存候、然^ル處、御供仕度等、一切心掛無御座候^而、碯

与難渋仕候、仍之拝借被 仰付被下候様仕度、此段御内意申上候

以上

月 日

右御内意、御取次中^江差出し、表方^右差出候様、被^レ仰付候、右之願書差出候處、金三両、拝借被^レ仰付候、但し、四年賦八度引、於江戸表、金一両之御振替^右、罷帰候上、詰越金七両式歩式匁三分三厘三毛、受取候節、元^江上納仕候

一、從江戸表、御供^{二而}罷帰候節、受取物

〔四六丁裏〕

一、丁錢拾五貫八百九拾三文

此金 式両壹歩式朱^与七百七拾文

但し、東海道、本馬壹疋半

一、同壹貫七百三拾式文

此金 壹歩^ト錢六拾四文

但し、東海道、下式人 昼旅籠

一、五拾匁五分

一、五拾匁三分 右^右者、東海道、刀指日雇

一、此外平日雇壹人、日雇方より、駕籠者一同^ニ参り候

一、金貳百疋 御召古し料^{ニ而}頂戴、御小納戸^右相渡候

一、中国路、受取物^右、大坂^{ニ而}受取申候

〔四七丁表〕

一、丁錢八貫四百九拾九文

但し、中国路、本馬壹疋半

一、七拾三匁三分

此金 壹両貳朱五匁八分

右^右者、中国路、刀指日雇壹人

一、七拾式匁八分

此金 壹両貳朱^ト五匁三分

右^右者、中国路、平日雇壹人

一、七拾式匁三分

右^右者、中国路、足輕日雇壹人

右^右者、人召連^レ候得^右者、此分^{二而}、人渡^ニ相成申候

〔四七丁裏〕

一、召連^レ候人、帳場通自分^{二而}、拂候得^右者、揚旅籠^右出不申候

一、桑名渡海雨天^{二而}、渡海相成兼候得^右者、佐谷泊り^ニ相成申候、馬

壹疋半分、下式人、昼旅籠・刀指日雇足輕日雇・平日雇、右何^レも、

佐谷川迄陸路之分、相渡り申候、残高位

一、道中川留等、有之候節^右者、上下旅籠^ハ上拂、昼旅籠^右不被下候、

一、中国路、大山越^{并ニ}、大坂御着、駕籠人足三人、両掛持壹人、平

日雇之事、右四人^江祝儀として、百文^ツ遣し申候、御貸人御足輕、

南鐐一片遣

一、東海道大井川・箱根越、両度日雇方、四人同断、百文^ツ遣候

事、一、江戸着、日雇方四人百銅^ツ、御足輕南鐐壹片、右之通遣し

申候

〔四八丁表〕

一、立帰^{ニ而}、罷帰候節、木曾路罷帰候^ハ、横川御関所、長刀為持上

下三人^{二而}、無御座候得^右者、通行^右者、往来手形無御座候^{而者}、六ヶ敷候、

但右手形^右、江戸より罷帰候得^右者、江戸御留守居^ニ相頼候、仲津よ

り罷越候得^右者、大坂御留守居^ニ、可頼候受取物

一、拾貫六百八拾三文

一、銀六拾壹匁

此金 但、東海道、本馬壹疋半分

右欠放日雇壹人

一、錢八貫六百元

此金 右東海道、上下三人旅籠

一、七百六拾三文

右馬川越錢

一、三百三十文

右下式人所々川越錢

拾九貫八拾八文

〔四八丁裏〕

此金 三兩貳百二拾五文

外欠放日雇老人 代金老兩老奴也

右之通、受取立歸致候、一、伏見川船之義、自分通行、賃錢之事

三拾石

一艘借切り、銀拾八匁位、乗り合割合直段、駕籠一挺、銀四

匁位、駄荷一駄分、銀老匁五分位、人老人、銀貳匁位、一、従大坂船

中_ニ候得_者、船中扶持_{并ニ}、諸受取物_者相渡候、一、諸荷物付出し、何_レ

も付出し酒手、貳百文_ツ、或_者、四百銅程も遣候事、荷物公儀_{ヨリ}御

定、本馬老疋三拾六貫、輕尻老疋貳拾貫、兩掛一荷六貫目、駕籠本

棒四人、引戸三人、打揚式人、此外_ニ荷物多_ク共、六貫目_ニ相成候得

_者、老人持之分日雇取候事

〔四九丁表〕

一、隱居_{ニ而}、在番被、仰付候節渡り方、但、御迎心掛_{ニ而}、罷越候

節、一、馬錢・旅籠之義_者、当主通り

一、道中渡り方、隱居_{ニ而}、拝借等も、無之難渋之段、相達候得_者、金

五兩被下候、尤、是_者当主_{ニ而}、有之候得_者、御迎之事故、支度金と

して、五兩貳分九匁相渡り、内半高引方_ニ、相成候得共、隱居之事

故、引_ケ候物無之候間、五兩_者被下切_ニ相成申候、

一、此外兼_而、病身_ニ付難渋之處、申達候得_者、拝借被、仰付候、但、

高_ハ、銀札貳兩位、百貳拾目也、一、御菓種料・御鍼料等、頂戴仕候

向_者、隱居故寄願も被、仰付候、当主寄願_者、近来不被、仰付候、

一、在番中六人扶持、何連も当主通り、此外、道中一切当主同様、

相心得候事、一、於江戸表、

〔四九丁裏〕

在番御免被、仰付候得_者、其翌日より、五日分御扶持被下候、

一、罷歸候節、道中受取物、当主同様、御医師_者百石渡り、一、馬錢

本馬老疋半分、前文之通、一、旅籠錢上下三人分、前文之通り、一、

欠放老人同断、一、隱居之事故、長途無覺束、病身_ニも罷在候段、

申達候處、駕籠人足三人代渡り、被、仰付候、金貳兩老步拾八文

受取、一、道中同道有之候得_者、御借人_者不被下候得共、隱居之事、

病身_ニ罷在候_而、長途無覺束段申達候、是_ハ、御借人老人拝借、被

仰付候、一、此砌在番相濟、御帰城御供、被仰付罷在候處、殿様御

滞府_ニ、相成候間、在番御免_{ニ而}罷歸候、仍_而此節達之趣被、仰付、

御發駕延々_ニ、相成候_而、難渋之段

〔五〇丁表〕

御聞及_ニ付、金老兩貳步、拝借被、仰付候、尤、右_者御御宛行之内_ニ

_而、御引取_ニ相成候段、被、仰付候、仍_而達_シ悻義分御宛行、其上、隱

居之身分_{ニ而者}、親子中_{ニ而}も、甚心配仕候段、申達候處、中津_{ニ而}御

引取と成候事故、此節爰元_{ニ而}、老兩貳步拝借、被、仰付候、上納

之義_者、追_而御沙汰次第、相納可申候、夫迄_者上納_ニ及不申候段、御

目付中_ハ被申聞候、一、大坂乗船之節、荷物御座候得_者、上荷賃錢、

此方_方遣候事、船頭_{ニ者}酒式升遣候、爰元出立も、大坂乗船も同様

之事、一、於江戸表_ニ、俄_ニ在番先_{ニ而}、御供等被、仰付候所、難渋之

段申達候得_者、金五百疋被下候、但、御目付傳、御用書_{ニ而}、指紙渡

り、一、於江戸表、

〔五〇丁裏〕

隠居扶持被下候得^者、当主同様、御用人中、連名之達書^{ニ而}、召候事、御用被 仰渡之趣、其方義度々、御供被 仰付^ニ付、思召^ヲ以、生涯三人扶持被下候、御用人中より、御意^ヲ以被 仰渡候、此外、大畧当主同様、相心得候事

一、立帰御供、被 仰付候節受取物

金五両貳歩九匁 支度金

此銀札 五百八拾六匁四分

但、銀百目^ニ付、百六拾目之相場

一、銀七拾二匁三分 此金 壹両壹朱三匁貳分三里八毛

一、丁錢拾七貫五百八拾三文 此金 貳両貳歩三匁三分七厘五毛

一、丁錢拾壹貫四百拾九文 此金 壹両貳歩貳朱貳匁分五毛

一、銀五拾匁五分 此金 三步壹匁七分五厘

〔五一丁表〕

一、金貳歩貳朱 錢三百五拾文

金^{ニ而}子^{ニ而}受取

拾貳両壹歩壹朱 銀貳拾貳匁七分貳厘貳毛

此金、壹分貳朱^ト貳匁四分壹厘

惣^レ受取方、正金拾貳両貳歩貳朱貳匁四分壹厘

外^ニ、藥種料、本道銀五枚、外科銀三枚被下候

御貸人壹人 壹両三步余り

寅年御供^ニ罷越候節、大江玄明受取高左^ニ印

中国路

一、丁錢拾貫五百二拾八文

本馬壹疋半

同

一、同壹貫四拾四文

昼旅籠貳人

東海道

一、同拾四貫八百九拾文

馬壹疋半

〔五一丁裏〕

同

一、同八百文

昼旅籠

此銀札 三百八匁七匁壹分五厘

中国刀指日雇

一、銀七十八匁貳分

東海道同斷

一、同四拾七匁壹分

中国足輕

一、同七拾八匁九分

東海道足輕

一、同四拾七匁九分

銀^レ 貳百五拾貳匁壹分

此銀札、四百〇三匁三分六厘

外^ニ、藥種料、銀三枚、支度金 正金五両貳歩 銀九匁

貳分五厘

右^ニ高受取候か、何程^ニ相成候か不相別、先^ッ手寛^ニ印たる處

〔五二丁表〕

貳度^ニ受取申候、左之通

五兩貳歩九匁 銀貳百五拾貳匁壹分、又、二百四拾壹匁九分六厘
九毛、飯寫氏世話^二而、受取申候

辛寫一貫、出府被 仰付候節受取覺

御供 御藏米百石高 御医師

金五兩貳歩 銀九匁貳分

右出府前、飯、相場、拝借上納四年

一、本馬 壹疋半 一、三人掛り駕籠

一、足輕 日雇壹人 一、刀指日雇

一、藥箱持 壹人 一、上下旅籠 三人

京和二年戌十一月被仰出候

〔五二丁裏〕

一、藥種料 上、分金五兩 下、分銀五枚

右辰年、同苗出府之受取物、左之通、尤、御用^ニ付立帰出府、其節

女中同道も被 仰付候

一、丁錢八貫四百九十九文 本馬壹疋半分、但、壹疋^ニ付五貫六

百六拾六文 中国路

一、丁錢拾三貫三百拾三文七部 本馬壹疋半分、但、壹疋^ニ付八

貫八百七拾五文八部 東海道

〆 貳拾壹貫拾貳文七部

此銀札、貳百五拾六匁六分貳厘

但、壹匁^ニ付八拾五文がへ

右御用人中御裏判

一、金三兩被下切候 支度^ニ当 當時不被下候

〔五三丁表〕

一、銀五枚 道中藥種料

此札 貳百拾五匁 此分御供之節、金五兩増^ス

一、銀七拾貳匁 藥籠裁領 一人 中国分

一、同七拾壹匁 長刀持刀指 一人 同断

一、同六拾五匁 藥籠持日雇 壹人 同断

一、同三百三拾匁 中国路、三人掛り駕籠

一、同五拾六匁 藥籠裁領 壹人 東海道

一、同五拾五匁 長刀持・刀指 壹人 同断

一、同五拾四匁 藥籠持日雇 壹人 同断

一、同三百拾五匁 東海道三人掛り駕籠

〆 銀壹貫貳百三拾三匁

〔五三丁裏〕

此銀札、壹貫五百貳拾八匁九分貳厘、但、貳割四歩

右可相渡、是^者、前書之通相渡候間、如此也

菅沼市平殿

銀札^〆高、壹貫七百八拾五匁五分四厘

外、金三兩被下

一、丁錢貳貫四拾五文、下貳人分、昼旅籠、但、右同断、十四日昼分、

東海道分

〆 三貫八百四拾文、此札、四拾五匁壹分七厘

右御用人中御裏判

御供之節此所三人分

揚旅籠

〔五四丁表〕

一、丁錢百八拾文^ツ

一、下ノ関・宮市・廣嶋・西条・神辺・有根・西ノ宮

一、丁錢百七拾文^ツ 荏田・大蔵谷

一、丁錢百七拾文^ツ 舟木

一、丁錢百六拾文^ツ 花岡・関戸・三原・川辺

一、丁錢百六拾文 藤井

丁錢貳貫七百六拾八文 九六錢^ニ直し

貳貫八百八拾文 此金、老歩貳朱^ト三百八拾六文

右之通中国分

一、百文 伏見 一、百八拾文 大津・神奈川

一、百七拾貳文^ツ 関宮・嶋田・吉原

〔五四丁裏〕

一、百六拾四文^ツ 水口・桑名・藤川・荒井・見附・府中・箱根

貳貫五百十六文

此金、老歩貳朱^ト貳拾八文 老部老貫六百五拾六文がえ

覚

一、丁錢七貫百六拾八文 中国旅籠錢下貳人分

但し、老人老泊、一昼^ニ付丁錢貳百貳拾四文^ツ、十六泊

十六昼

一、同八貫四百九拾九文 右同断、本馬老疋半分

一、同六貫四百文 東海道旅籠錢 下貳人分

但^シ、老人一泊・老昼^ニ付、丁錢貳百貳拾四文^ツ、十四

泊り・十五昼分

一、同拾五貫貳百拾九文 右同断、本馬老疋半

〔五五丁表〕

四筆^ベ、丁錢三拾七貫貳百八拾八文

此銀札、四百三拾八匁六分五厘八毛、但、老匁^ニ付、八拾五文がへ

右^考、此度御参府御供、被 仰付候處、女中同道^ニ而、罷越候^ニ付、前

書之通、請取申候處実正也、為後日、仍^而如件

文政三年辰三月

辛島正庵〇

三好新右衛門 殿

木村仁右衛門 殿

西ノ五月御迎、辛島正庵受取之覺、支度金・藥種料、出立前申ノ年

同様、尤、中津^ニ而達ノ上受取候

御迎被 仰付候節

支度金、五兩貳歩九匁貳分五毛、藥種料銀五枚、願之

〔五五丁裏〕

上受取

一、丁錢九貫貳百三拾文 東海道、馬老疋

一、同四百九拾文 同川越

一、同九貫六百六拾文 東海道、上下三人

十四日泊り・十五昼分

一、銀五拾四匁老分 東海道、日雇老人

札^ニして、貳百七拾八匁六分五厘六毛

同江戸出立御供

一、丁錢七貫文 東海道、下貳人旅籠

一、同拾貫五百七文 馬老疋半分

一、同七百六拾三文

馬越錢

元^ハ江談可申事

船中扶持受取之覺

一、同七貫六百文

中国路、下式人旅籠

一、米式斗

上下三人分

〔五六丁表〕

一、同九貫五百三匁

馬老疋半分

〔五七七丁表〕

但、一日^ニ付上老升、下五合^ツ、十日分

右金、拾六兩二步式朱^ト五匁五分

此金、五兩式步^ト錢六百式

拾四文

一、駕籠人足

三人分

一、長刀持

老人

一、藥箱持

老入

一、藥箱裁料

老入

右金、拾六兩二步式朱^ト五匁五分

右^ハ廿式兩一步式朱^ト五匁五分

外^ニ錢六百四文

征矢野元意、御迎被 仰付候節之覺

支度金、爰元^{ニ而}願之上受取

一、五兩式步九匁式分五厘

〔五六丁裏〕

此銀札、五百八拾六匁八分

支度金

一、銀式百三拾八文目八分七厘

馬錢・旅籠・日雇代

此銀札、三百八拾四匁式分

一、此外、藥種料、銀五枚

願之上受取

札^{ニ而}、五百四拾匁

御取次^江、口上願^{ニ而}、

相渡り申候

百四十匁が^{ニ而}、不殘相場^{ニ而}、御引替^ニ被成下候間、通達之上、引

替相成申候、歸り渡り方^ハ、末不印、辛嶋之書付見たり

元^ハ江談可申事

船中扶持受取之覺

一、米式斗

上下三人分

但、一日^ニ付上老升、下五合^ツ、十日分

〔五七七丁表〕

右^者当已

御帰城御供、御迎罷越候^ニ付、船中十日分、為御扶持、請取申候處

実正也、仍^而如件

已五月

征矢野元意〇

田辺慎四郎

殿

中上川良兵衛

殿

右之通認、御用人中裏判受取、御蔵^江差出候得^者、相渡申候、都^而、

元^ハ小吟味之方^カ、又^ハ、御小納戸御勘定人^江、委細可頼、自分^{ニ而}者、

兎角間違、出来致候間可相頼

一、御立前、脚半六^ツ、長刀印一^ツ、右^者御櫓方^{ニ而}、請取左之通、

〔五七七丁裏〕

半切帋^ニ認候^而宣

覺

御迎被 仰付候節、此元^{ニ而}受取申候

節、左之通、受取認、元^ハ方判頼、御櫓

方^{ニ而}、受取申候事

一、脚半六^ツ

一、長刀印一^ツ

右^者、御参府御供、罷越候^ニ付、請取申候、御用相済次第、上納^ニ致

候 自分伺

何之某判

時々之役人之名

橋本濱右衛門殿

川崎源助殿

森権右衛門殿

鈴木元助殿

於江戸表者、御道具方ニ而相渡申候、着致候上、於江戸表上納、尤、長刀印ハ帰国之節、用申候間、御国着致跡上納

五十四

御鷹野御猪狩御供被 仰付候之節之事

野仕度^{ニ而}、登城可致候、尤、刻限^者、前日申参り候、登城致候ハ、詰所^江刀ヲ置、一刀^{ニ而}御出前^江、御庭^江通り、夫より

〔五八丁表〕

致御供罷出候、朝より昼迄老人、昼より夕迄老人、替り合^ニ相勤申候、御猪狩之場所^江罷出候、御鷹野御供^者、近來無御座候間不印、御猪狩御供斗、あらまし此處^ニ印ス、

五十五

御廻郡御供之節之事

江戸道中御供通、尤、江戸御供^ニ、召つれられ候者^江、多く被仰付、江戸御供之所を、見て知るべし

天保七年御供致候所、江戸道中御供通り、申年又御供

〔五八丁裏〕

〔五九丁表〕

五十六

御傳言御意有之候節之事

御年寄衆、江戸より被帰候節、御傳言之御意^者、御年寄衆、御用所^{ニ而}被仰聞候、御用人被帰候節も、御用處^{ニ而}、被申聞候、前日御目付より、以廻状申参り候、四ッ時より罷出、昼過之頃被仰聞候、

相論御礼廻り、被帰候御方斗り、玄関帳^江、皆々名面印^ス、大身衆御目見番^も、被帰候節^ニ、御傳言之御意御座候、尤、内向之者斗り有之候、表御居間^ニ罷出、皆々相詰申候、大身衆詰處、東向^ニすわり、御傳言之御意、被仰聞候、相済候^而御礼廻り被帰候、大身衆斗り罷出候

五十七

隠居願之事^并 隠居被 仰付候節之事

〔五九丁裏〕

^并御礼申上候節之事

何之何某 御内意申上候

私義、是迄多年、結構被召仕、難有仕合奉存候、然處、兼^而持病積氣強、其上眼病相煩、引續心配之義、多御座候^而、眼気次第相募、別^而近年尤仕衰、御奉公相勤兼候間、重々恐多奉存候得^者、隠居被仰付、忤何々義、当年何歳罷成候間、右之者^江家督、被仰付被下候様、仕度奉存候、此段御内意申上候 以上

正月

願取次御物頭

右之文面式通認、寄親^ニ相談致し、寄親承知之上^ニて、指出可申候、内向^ニて御座候^ハ、御取次^江、御内文可指出候、

〔六〇丁表〕

尤、式通いづれも可指出候、御内意相論候^ハ、表方より可指出候様、申参り候間、其節御内意^ト申候、文字^ハ認不申、申上候^ト斗り、認可指出候、表方より、被仰付候節、御物頭より、手帟^{ニ而}、申参り候間、其返事左之通

御手帟致拜見候、然^者、先日御願申上候、隠居願之義、願之通被

仰付候様、御用人衆より、被 仰聞候趣承知仕候、猶又、御受之義、宜敷御頼申上候、右御報為可得御意、如斯^ニ御座候 以上

月 日

御物頭何之何某様

後日、隠居被 仰付候、御礼願之文面

〔六〇丁裏〕

何之何某申上候

私義、隠居之御礼、御席^ヲ以、被 仰付被下候様仕度、此段奉願候

以上

月

願取次御目付

御肴献上、干鯛三枚

式日御礼之前^ニ、多く被 仰付候、尤、前日御目付^ガ、手帟^ニ申参り候、御礼席之義^ハ、色々認置申候間、其處^ヲ可見
御礼廻り不残廻勤

五十八

死去之節之事

死去之上^ハ、役願^ハ好ノ者ノ願、御物頭迄指出、御内意・御内文共^ニ、不入^スぐ^ニ出^ス、にわか養子^ハ、病中のたいにて、若死去の節^ハ、右之者^江、家督被 仰付被下候様^ニト、願可申候、好ヨリモ願入ル

子忌十日、服三十日

御役被 仰付来候者^者、死去致候^ハ、先ッ御役願指出、相済候^ハ、死去届可指出候、尤、御医師^者 御近習被 仰付来候^ハ、御役^ニ同しく候間、御免之願指出候^而、死去届可

〔六一丁表〕

致候、七才^ニ相成不申候^ハ、七才未滿と、届可申候、七才^ニ相成不申候^ハ、親位牌不持、七才^ニ滿ざれ者、葬式も、格式通り

^ニか、わらず、死去之節、先ッ御目付^江届可致候

以手昏致啓上候、然^者、同苗何義、病氣之處、養生不相叶、何時死去仕候、右^ニ付忌服之義、御聞合申候、左之通御座候間、乍御世話、御報被 仰聞可被下候、右為可得御意、如斯^ニ御座候 以上

月

実父

何之何某

御目付衆中様

先ッ、あらまし如斯印置申候間、餘も是^ヲ推して可知、右之通忌服、聞合相済候^ハ、五十日相済、忌明之義^者、

〔六一丁裏〕

届^ニ不及候、寄親^江為知、其外為知之事^ハ、為知ノ部^ヲ可見

五十九

御加増被下候節之事

御加増被下候節^者、家督被 仰付候節之處^ト、時義同様也、御證文替り申候間、御目付より受取、御勘定所^江可指出候、名目^ハ、御役有之候者^者、七年、御役無之候^者、八・九年目^ニ出申候、乍去、當時^者此通り^ニ無御座候

六十

江戸表^ニて、他所御大名様^江、御療治罷出候節之事

江戸表^ニて、他所御大名様方^江、御療治罷出候節^者、御貸人拝借被 仰付候、但御足輕

〔六二丁表〕

一先年、原岡良甫、酒井若狭守様奥方様、御不快被為有候^ニ付、御療治被 仰付罷出候節、為御当礼、御目録、白銀式枚頂戴仕候、右

者、先様御用人中^方之、添書参り候紙面之写

以手帑致啓上候、甚寒之節、弥無御障珍重奉存候、奥方様御病中
へ、御出格別御骨折、御大儀思召候、仍^而、銀式枚被成御贈之候、此
段、宣得御意候旨、被 仰付候、如斯御座候 以上

月 先様

上書 原岡泉澤様 御用人連名

返書之覚

〔六二丁裏〕

御手帑拝見仕候、如仰、甚寒之節^ミ罷成候處、弥御勇健被成御座
候、珍重之御義奉恭悦候、然^者、御奥様御病中、罷上り候^ニ付、銀式
枚頂戴被 仰付候旨、難有仕合奉存候、罷上り候迄、御札之義、宜
奉願上候、右之段申上度、如斯^ニ御座候 以上

其節御用人名面

針谷天夫様

山口眞三郎様

池上太兵衛様

江口七郎治様

梶川武兵衛様

右之通、返書遣し、翌日御札^江参り候

〔六三丁表〕

六十一 将軍家^并^二御家御忌日之事 下ニ丸ノ有ハ毎月

大膳亮昌能公

徳靈院様

七月二日

昌成公嫡女内殿紀伊守様御室

秋曜院様

九月二日

昌能公御二女昌幸公御室

眞珠院様

六月三日

昌鹿公御嫡女

妙光院様

五月七日

将軍家綱公

巖有院様

〔六三丁裏〕

美作守昌章公實五嶋淡路守盛勝公御^三男

自性院様

四月八日

将軍綱吉公

常憲院様

大膳大夫家昌公

六通院様

十月十日

昌成公御母公

養壽院様

五月十一日

将軍家重公

惇信院様

大膳大夫昌成公 初昌春 熊太郎様

〔六四丁表〕

龍源院様

十一月十二日

天保四巳
□毎月

天保四年巳秋御傳有之
候、御精進日之写

權現様 十七日

有徳院様 廿日

後明院様 八日

久昌院様 十四日

龍源院様 十二日

興隆院様 廿三日

奉徳院様 廿一日

探源院様 晦日

盛徳院様 廿七日

右者毎月

六通院様 十月十日

玄光院様 二月十九日

徳雲院様 七月二日

乾徳院様

九月十三日

天保四巳夏
□毎月

將軍家宣公

是心院様

三月廿二日

文照院様

芳心院様

二月廿二日

東照宮様

四月十七日

昌熟公御母堂

八月廿三日

美作守信昌公

將軍秀忠公

久昌院様

三月十四日

台徳院様

昌成公御三男、式部昌純公

権現様

十七日

全徳院様

十一月十七日

後明院様

八日

〔六四丁裏〕

昌敦公

昌高公御子御幼少

自性院様
○ 四月八日

方廣院様

九月廿四日

美作守忠昌公従四位下

玉清院様 六月十九日
天保五年六月十九日御逝去

方廣院様 九月廿四日
眞珠院様 六月三日
心源院様 五月十五日

昌鹿公

興隆院様

玄光院様

二月十九日

七月廿四日 当地廿三日

昌成公御室阿部飛驒守正香女

本明院様 六月六日
祐祥院様 正月廿日
香林院様 正月廿九日
玉泉院様 六月十日

東照宮御嫡女信昌公御室

〔六五丁裏〕

圓心院様

五月十九日

盛徳院様

五月廿七日

昌成公御二女建部内膳室未嫁メ逝去

桂光院様 七月十日
寂照院様 七月十一日
覺了院様 五月晦日

將軍家継公

總持院様

有章院様

將軍家光公

大膳大夫昌男公

大猷院様

春徳院様

三月廿一日

將軍家宗公

本明院御子

有徳院様

玉泉院様

六月十日

昌成公御嫡男豊太郎

圭太郎様

〔六五丁表〕

宝珠院様

七月十二日

昌高公御女

觀照院様

八月廿六日

〔六六丁表〕

大膳大夫昌暢公

探源院様

十一月廿九日

○

六十二 正月五日御船乗初之事

朝五ツ時より罷出候、御庭より御出、鉄御門より、御召被遊候、御庭より御供仕候、尤、本道斗り

六十三 御國使者御相伴之事

先年文明相勤、近年兼正相勤候處、委敷義者不承、其節御目付之、指図ニ可任、御相伴ノ所ヲ見、其席ノ儀ヲ可知

三御門断之事

大奥ニ罷通候義ハ、上御帰城被遊候而、思召ニ而、たれ 三御門通路被 仰付候間、夫迄ハ不罷出候

〔六六丁裏〕

六十四 上御重年又事ニ依於長福寺御祈禱賴指上候節之事

於長福寺、御祈禱賴候而、御目付迄差出申候、御札之上、又者、紙ニ而、包、水引ニ而、結ひ、御札箱臺共ニ、長福寺ニ而、借用、年行司、御目付部屋江、持参指出申候、尤、長福寺江之礼物、為御祈禱料、仲々間老人前札老山宛、年行司江取集、後日長福寺江致一封、同水引ニ而、結ひ、致持参候

六十五 上御祝儀ニ付御肴指上候節之事

左之通、書様者認置候得共、書法有之事ニ付、御祐筆江頼可申候
〔六七丁表〕

表裏

進上	御肴一折	以上
何之某 実名	何之某 実名	何之某 実名

御目錄

此節御祝儀ニ付川野江頼候、亦上抱ハミの紙衣枚遣申候上包、奉書紙横ニツニ折、又長三ツニ致、上書左之通

奉書紙横ニツニ折、此通ニ認、裏ニ指上候者之姓名、脇ニ実名、書様者如图
川野江頼候、□火すぎわら式枚かさね認くれ申候

六十六 御鷹野鳥頂戴之節之事

御目付方、頂戴被 仰付候旨、申聞られ候間、罷出御祝儀、御目付迄申上候、内向者御小納戸迄、被申聞候間、頂戴之上、御小納戸迄、御禮申上候

〔六七丁裏〕

天保四歲在癸巳仲秋上澣卒業

願取次御使番

大江範吉草記

何某御内意申上候

私義、兼^而病身罷在、安心不仕候^ニ付、何某何男誰、当年何歳^ニ罷成候付、何^ニ賀養子仕度、奉存候間、此段被^レ下候様仕度、御内意申上候

後生願、好身願、五十八條之通

〔六八丁表〕

文政七巳年存立、如斯日記認候所、明治五申年、御法立替り、何共
不別相成申候、当年予ノ五十二年二成

（書狀 四十七丁に挟込貼付）

原岡良甫

御内意申上候

私義、多年結講被^レ 仰付難有仕合奉存候、然^ル所、兼^而持病癩氣強御座候^而、御奉公相勤兼候間、恐多奉存候得共、御近習御免、被^レ 仰付被^レ下候様仕度、此段御内意申上候

以上

八月廿五日

原岡良甫申上候

私義、大病相煩、種々療養仕候得共、全快之程無覺束奉存候、万一死去仕候^{ハ、}、悴泉達義、当年十五歳罷成候間、家督被^レ 仰付被^レ下候様仕度、此段奉願候

以上

八月廿五日

原岡良甫好之者申上候

原岡良甫義、病氣之所、養生不相叶死去仕候、存生之内奉願候通り、悴泉達^{江、}家督被^レ 仰付被^レ下候様仕度、此段奉願候、以上

八月廿五日

右三通、御物頭月番^{江、}指出候得共、取置^ニ相成候^而、相済候間、表方御目付^{江、}忌服聞合之手帟、可指出候、尤、前^ニ寄親^{江、}届可申候、寄親^{江、}口上之願そえ申候、願書持参之人、其段口上^ニ、申候得^者、宜敷御座候

嫁りえん等致候^{ハ、}、忌服聞合之前^ニ、届入り申候

無子

養子等致候^{ハ、}、存生之内、養子願可指出候、文面^者前之通、おして可知候

右之通、奉願置候所、五十一日目、願取次宮野牧右衛門殿^{江、}願指出置候、玄明名当^ニ、御用人中^江傳之趣、手帟三部申参候、其文面之写

以手帟致啓上候、然^者、原岡泉達口、御家督両様、御願之義、未江戸表^江御指図、不申参候間、安心致可罷在候段、御用人中^江被申聞候、此段御傳、可得御意、如斯御座候

以上

十月十六日

大江玄明様

宮野牧右衛門

返報

御手帟拝見仕候、然^者、原岡泉達、家督両様、奉願置候所、未江戸

表^ら、御指図不申参候間、安心仕可罷在候旨、御用人中^ら、被申聞候段、御傳被成下、難有奉存候、猶又御受之義宜敷奉願候、右御報為可貴意、如斯御座候

以上

大江玄明

宮野牧右衛門様

【注釈】

「七丁表」

○大江範吉：本記録の著者（一七九九～一八七七）大江玄明のこ
と。文政七年（一八二四）家督を継ぎ、中津藩医を二五年間務め
る。天保七年（一八三七）参勤交代に随行し記録を残している。

「八丁表」

○鳥渡：（ちよつと）少しの意。「ちつと」の音変化。「一寸」「鳥
渡」は当て字。

「九丁表」

○川口御番所：中津城下にあった七番所のうちの一つ。舟の出入
りを改め、舟手の者が勤番した。出入りの舟は各切手を出して出
入里した。俗に運上場といわれた。

○中津船問屋 福寫屋太郎兵衛：不明

「一〇丁表」

○奥平大膳太夫（天保四年）：中津藩七代藩主昌猷^{まさみち}（一八一三～
一八四二）は、五代昌高の五男で六代昌暢の弟。備後領の一揆や
藩士同士の争い「縁辺事件」「御固メ番」事件が起こる。三河国
矢矧橋造営の手伝い、天保の財政改革を行う。二九歳で死去し、
中津の自性寺に葬られる。中津に墓のあるのは昌猷のみ。

富士野彦助：不明

「二丁裏」

○本道：西洋医学の内科にあたる漢方医療分科の一つ。

「三丁裏」

○十徳：（じつとく）室町時代下級武士の着た、脇を縫った素襖^{すおう}

のこと。江戸時代には腰から下にひだをつけ、医師・儒者・絵師などの礼服となった。絹・紗などを用い色は黒に限った。

「二四丁表」

○駒寄せ：城門の前などに設けて、人馬の侵入を防いだ、竹や角材などで作った柵。また、人家の周りに設ける低い柵。こまよけ。

「二四丁裏」

○伊勢家：武家諸礼式に関与した家で、室町時代中期、伊勢貞親・貞宗のころ形成され、江戸時代に伊勢貞丈に至って大成された。

○小笠原家：武家礼法・兵法・弓馬術を室町時代中期以降、伊勢家と並んで関与した。小笠原氏には諸系がある。

「二八丁裏」

○不快之節誓文状：病氣などを証明する、証拠となる文書。

「三五丁表」

○難渋願：急な参勤交代等の随行などで、路銀不足の場合等の前借願い。

自性寺：臨済宗。奥平家の菩提寺で中津藩七代昌猷公の墓所のほか、家臣の墓も多い。初め三河国設楽郡にあつて、宇都宮等にも移転。享保二年転封の際中津に移る。提州和尚のとき池大雅が逗留したおり描いた書画四六点が「大雅堂」として残っている（県指定有形文化財）。織部燈籠や河童の墓等がある。

「三六丁表」

○安全寺：禅宗。龍穩山と号し本尊は釈迦如来、曹洞派総持寺末。黒田氏入国の初め堂宇を建立。細川氏の頃曹洞派に改め、小笠原氏の時代にも保護を受ける。奥平氏ときは心院（中津藩初代藩

主昌成の嫡男豊太郎）の廟所に定められる。

「三八丁裏」

○脉：脈。

「四二丁表」

○原岡氏：原岡家は代々中津藩医。通（平泉・平庵）一一則（泉達・泉澤・良甫）一通徳（泉達・平庵）と続き、以降の平泉は長崎に種痘の痘苗をもらいに行つたメンバーの一人。

「四五丁表」

○礪与：（はた・と）国語では、石にあたる音の意で「はたと」の当て字に用いる。ふと思ひ当たる様。行き詰まって当惑する様

「五一丁表」

○京和二年：享和二年（一八〇二）

「五四丁表」

○三好新右衛門：三好新右衛門長寛（壱七六参り一八二六）。中津藩土蔵奉行（一八一ー壱八式弍）を勤める。

○辛島正庵：江戸後期の蘭方医（二七七九ー一八五七）。中津藩医。長男を疱瘡で亡くしたことから、種痘の研究に務めた。嘉永二年（一八四九）辛島正庵を筆頭に一〇名の医者達が、長崎に種痘の痘苗をもらいに行き、帰藩後メンバーの子に種痘を行う。（中津最初の種痘）

「五五丁表」

○征矢野元意：征矢野元意宗貞。中津藩医。征矢野平林の二女と結婚、征矢野家を継ぐ。小倉領有安村里見元衡義尚二男（実は豊前上毛郡幸子村今富正悦忠宗二男）

〔六二丁表〕

○原岡良甫：原岡一則（泉達・泉澤・良甫）のこと。中津藩医。酒井若狭守奥方：若狭国小浜藩（一〇万三千五百石）藩主、酒井忠進或は、忠順の奥方のこと。

原岡泉澤：原岡一則（泉達・泉澤・良甫）のこと。中津藩医。

○針谷天夫、山口真三郎、池上太兵衛、江口七郎、梶川武兵衛：若狭国小浜藩家中のことか。

〔六二丁表〕

○大膳亮昌能公：寛永一〇年（一六三三）～寛文一二年（一六七二）父忠昌（宇都宮一一万石）死去に際し、家臣が殉死禁止の法を犯し、山形へ二万石を削られ転封。寛文八年には家臣同士の仇討ち騒動「浄瑠璃坂の仇討ち」が起る。

○昌成公嫡女内殿紀伊守様御室 秋曜院様：不明

○昌能公御二女昌章公御室 眞珠院様：昌能の二女菊姫のこと。

貞享元年（一六八四）昌章と二一歳で婚儀を挙げる。二二歳で没し江戸東海寺中真珠庵に葬る。後品川清光院に葬られる。

○昌鹿公御嫡女 妙光院様：墓は角木安全寺にある。

○將軍家家綱公 厳有院様：徳川四代將軍家綱（一六四一～一六八〇・幼名竹千代）は、父家光の死去により一一歳で將軍に就任。就任後まもなく由比正雪・丸橋忠弥らによる「慶安の変」が起った。延宝八年に四〇歳で没し上野寛永寺に葬られた。

〔六二丁裏〕

○美作守昌章公實五嶋淡路守盛勝公御二男 自性院様：山形九万石後宇都宮九万石藩主昌章（一六六八～一六九五・幼名小二郎）は、

五嶋淡路守盛勝の次男。母は忠昌公の四女。貞享四年豊臣秀吉の小田原攻めるとき、参陣しなかったことで領を奪われた那須氏の烏山城の要請取を行った。二八歳で没し品川清光院に葬られる。

○將軍綱吉公 常憲院様：徳川五代將軍綱吉（一六四六～一七〇九・幼名徳松）は、四代家綱の弟。初めは不良大名や旗本の改易、不良代官の掃を行うなど、將軍專制体制を確立した。しかし後期は「生類憐れみの令」を發して、民衆を苦しめた。宝永二年に六四歳で没し上野寛永寺に葬られた。

○大膳太夫家昌公 六通院様：宇都宮一〇万石の藩主奥平家昌（一五七七～一六一四）。徳川秀忠に従って東山道より関が原の戦いに参戦。父信昌が加納城へ移ってから、宮崎三万石を継承、更に七万石の加増を受け宇都宮一〇万石の領主となる。三八歳で没し宇都宮興禪寺に葬られる。

○昌成公御母公 養壽院様：宇都宮九万石の藩主奥平昌章の側室（岡見氏女）のこと。

○將軍家重公 惇信院様：徳川九代將軍家重（一七一～一七六一・幼名長福丸）は、八代吉宗の子。宝暦一年五一歳で没し、在任期間は一五年であつた。増上寺に葬られた。

○大膳太夫昌成公 初昌春 熊太郎様 龍源院様：中津藩初代藩主昌成（一六九四～一七四六）は、宇都宮九万石奥平昌章の次男。

元禄一〇年丹後国宮津へ転封の後、享保二年（一七一七）一万石の加増を受け、中津一〇万石の藩主として入府。防火法の制定、商業の保護、藩士の文教・武道の奨励等を行う。五三歳で没し、品川清光院に葬られる。

○乾徳院様：不明

〔六三丁表〕

○將軍家宣公 文照院様：徳川六代將軍家宣（一六六二―一七一二・幼名虎松）は、甲府藩主徳川綱重の子。父の死後藩主に就任したが、叔父綱吉の世子と定められ一七〇四年江戸城西の丸に移った。新井白石をして「藩翰譜」を執筆させた。

○東照宮様：初代將軍徳川家康のこと。父は三河岡崎城主松平広忠。慶長五年関が原の戦いで覇権を確立。同八年に征夷大將軍の宣下を受けた。元和二年七五歳で没し、久能山を経て日光に改葬され、朝廷から東照大権現の尊号が送られた。

○美作守信昌公 久昌院様：初め武田氏に従うも、天正三年鳥居強右衛門の活躍もあり、長篠城を死守した。家康の長女亀姫と婚し、三河国新城に築き、小牧山・小田原に出征、天正八年上野国宮崎三万石の城主となったが、後美濃国加納一〇万石を拝領する。正保元年六二歳で没し、墓は加納盛徳寺。

○昌成公御三男 式部昌純公 全徳院様：中津藩初代昌成の三男昌純のこと。宝暦五年に没す。享年二八。

〔六三丁裏〕

○美作守忠昌公従四位下 玄光院様：奥平宇都宮藩主（宇都宮一〇万石↓古河一一万石↓宇都宮一一万石）徳川家康の孫。駿府に家康の病氣見舞いの折り、家康喜び「白鳥の槍」を与える。後江戸城玄関先まで白鳥の槍を持ち込め、諸大名からうらやまれた。寛文八年六一歳で没し、宇都宮興禅寺に葬られるが、後清光院に改葬される。

○昌成公御室阿部飛騨守正香女 圓心院様：中津藩初代昌成の正室（阿部豊後守正喬女）のこと。品川清光院に葬られる。

○昌成公御二女建部内膳室末嫁メ逝去 総持院様：名不明。中津藩初代昌成の長女。品川清光院に葬られる。

○將軍家光公 大猷院様：徳川三代將軍家光（一六〇四―一六五一・幼名竹千代）は、二代秀忠の子。幼児期には父母が弟国松（徳川忠長）を溺愛、一時は將軍就任が絶望視されたが、乳母お福（春日局）が家康に直訴、父の隠居により家光の將軍就任が実現した。慶安四年四八歳で没した。墓所は日光の輪王寺。

○將軍家宗公 有徳院様：徳川八代將軍吉宗（一六八四―一七五一・幼名源六、新之助）のことか。父は紀州藩二代藩主・徳川光貞。

宝永二年紀州藩五代藩主に就任、享保元年將軍となる。初代家康の政策への回帰を標榜、大岡忠相らを用いて幕政のでこ入れを行い、「米將軍」「家康の再来」「幕府中興の英主」といった評価を受けた。宝暦元年六八歳で没し寛永寺に葬られた。將軍在任期間は一三〇年であった。

○昌成公御嫡男豊太郎 是心院様：中津藩初代昌成長男豊太郎（早世）のこと。中津安全寺に葬られる。

〔六四丁表〕

○昌成公御四男萬之丞 芳心院様：中津藩初代昌成四男萬之丞（早世）のこと。品川清光院に葬られる。

○昌熟（？）公母堂 松巖院様：不明

○將軍秀忠公 台徳院様 権現様 後明院様：徳川二代將軍秀忠（一五七九―一六三一・幼名長松君、竹千代）は、初代家康の子。

関が原の決戦に遅参するという大失態を演じたが、慶長一〇年將軍に就任。長女は千姫、五女・和子を後水尾天皇の中宮に送り込む。キリスト教禁教、鎖国の強化などを行った。寛永九年五四歳で没し、芝の増上寺に葬られた。

○昌敦公 方廣院様…中津藩二代藩主昌敦(一七二四)一七五八・幼名熊太郎)は、初代昌成の次男として中津で出生。延享三年藩主に就任、正室は牧野貞通女菊子。郡奉行・町奉行・目付の三役で訴訟を聴断する制度を定め三役所を設置。商品への加税や目安箱の設置、新紙幣の発行を行った。三五歳で没し、墓所は品川清光院

○昌鹿公 奥(興)隆院様…中津藩三代藩主昌鹿(一七四四)一七八〇・幼名熊太郎)は、二代昌敦の嫡男。宝暦三年阿部飛騨守正允女八百姫と婚姻、宝暦八年に藩主に就任。郡村租税の法規「松平賦均録」の編纂をはじめ、家督令の制定等の制度をつくる。三七歳で没し、品川清光院に葬られる。

○東照宮御嫡女信昌公御室 盛徳院様…家康の長女亀姫(一五六〇一六二五)のこと。母は正室築山殿・旭姫で、一七歳で三河国新城城主であった信昌に嫁いだ。亀姫四二歳のとき美濃国加納城一〇万石の城主として転封。信昌に生涯一人の側室も置かせず、四男一女を産み、加納御前・加納殿と敬愛された。

「六四丁裏」

○將軍家継公 有章院様…徳川七代將軍家継(一七〇九)一七一六幼名世良田鍋松)は、六代家宣の子。兄二人が早世したため、正徳二年四歳で將軍に就任。將軍中最年少であった。正徳四年には「絵

島事件」が発覚、千人以上の連座者を出す一大スキャンダルに発展。享保元年わずか八歳で没し、増上寺に葬られた。

○大膳太夫昌男公 春徳院様…中津藩四代藩主昌男(まさお一一七六)一七八六・幼名牧之丞、九八郎)は、安永五年一四歳で薩摩藩島津重豪の長女敬姫と婚姻、同九年に藩主に就任。天明四年初めて桑樹を植えさせる。同六年二四歳で没し、品川清光院に葬られる。

○本明院御子 玉泉院様…本明院は中津藩五代藩主昌高の正室八千姫(昌男の長女)のこと。

圭太郎様 宝珠院様…中津藩六代藩主昌暢の子圭太郎のこと。(早世)

○昌高公御女 観照院様…中津藩五代藩主昌高の九女のこと。

「六五丁表」

○大膳太夫昌暢公 探源院様…中津藩六代藩主昌暢(まさのぶ一八三二)・幼名恒丸、九八郎)は、五代昌高の次男、文政一二年に竜王浜先に水田を開き、三百間と呼ばれる長堤を築く。天保三年二四歳で没する。夫人は一ツ橋徳川斉敦女国子姫。

「六五丁裏」

○長福寺…(ちょうふく・じ)。中津市二ノ丁の中津地方裁判所の敷地内にあった。元観音院といい、真言宗に属す。藩侯代々の祈願所で扶持米を給せられていた。

「一紙」

○宮野牧右衛門…宮野牧右衛門武徳。中津藩士(二〇〇石)。各奉行を歴任。

「一紙」

○原岡泉達：原岡通徳（泉達・平庵）のこと。中津藩医。

【参考文献及び史料】

▲黒屋直房『中津藩史』、碧雲荘、東京、一九三五年。

▲『徳川将軍家歴史大事典』別冊歴史読本四三号、新人物往来社、東京、二〇〇〇年。

▲大分県下毛郡教育会編『下毛郡誌』、大分県下毛郡教育会、中津、一九二二年。

▲秋元茂陽『江戸大名墓総覧』、金融界社、東京、一九九八年。

▲木村礎、藤野保、村上直編『藩史大辞典』第七卷九州編、雄山閣出版、東京、一九八八年。

▲ヴォルフガング・ミヒエル「中津藩医大江春塘について」『医家史料館叢書 VI』、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館、中津市、二〇〇七年、五八～七七頁。

史料

▲「仕事雑記録」写本、丁、中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館蔵。

▲「御家中系図」、中津市小幡記念図書館所蔵。

村上医家

マテオ・リッチ系南北半球図に関する一考察―

村上医家史料館所蔵の「赤道北地半球之図」と「赤道南地半球之図」を中心として―

古賀 慎也

はじめに

中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館に、赤道以北の半球図（直径約五〇センチ）と赤道以南の半球図（直径約五〇センチ）が所蔵されている。前者は北極を、後者は南極をそれぞれ真上から見下ろしたように描かれた半球図である。以下、村上「北半球図」、村上「南半球図」両者をあわせて村上図とする（図一）。本図は地名にカナ書きのものが多く、明らかに西洋系世界図からの影響を受けているものと考えられる。



図一 「村上図」（上 北半球図、下 南半球図）

海野一隆氏によると、近世期に作成された西洋系世界図は安土桃山時代から江戸時代初期にかけて舶載された西洋製地図を資料とする南蛮系（南蛮屏風世界図）、イエズス会士マテオ・リッチ（Matteo Ricci、一五五二―一六一〇）の漢字表記世界図を源流とするリッチ系、蘭学勃興後のオランダ版地図の翻訳に端を発する蘭学系の三系統に分類できるといふ。南蛮系世界図の一部には副図として南北半球図が所載されている。またリッチ系世界図の源流である『坤輿万国全図』にも同様に副図として南北半球図（題名に「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」が与えられている）が所載される。これらの図は共通して北極付近が円形の海になっており、それを取り囲むように杏仁形の小島が描かれている。また、南極には「マゼランが発見した地」に因んで名づけられた大陸「メガラニカ」（現在の南極大陸とオーストラリア、ニューギニアを一続きの陸地として表したもの）が示されている点が特徴的である。南蛮系世界図に載る「南北半球図」には地名がほとんど載せられていないのに対し、リッチ系のものには漢字による地名が多く所載されているという相違もある²。

一方、蘭学系世界図は東西半球図を基にしたものが多い。例えば銅版地図としてはじめて出版された司馬江漢『地球（全）図』（寛

政四一七九二年）が好例である。南蛮系やリッチ系の世界図の原拠が一六世紀の西洋製地図であるのに対し、蘭学系世界図の原拠は主に一七世紀以降の地図、つまりタスマンによるニューギニア調査の結果が反映されている地図であるため、ニューギニアや、オーストラリア（新オランダ）の北辺が示されている。

表一 「南北半球図」諸図（鮎澤信太郎氏の論文から筆者作成）

	図名	作者	作成年代	手書／版本
(1)	武蔵大悲願寺所蔵『北半球図』『南半球図』（仮題）	—	—	手書
(2)	鮎澤文庫『地球南半球図』（仮題）	—	—	手書
(3)	『世界万国地球図』	稲垣 光明	宝永五（一七〇八）年	版本
(4)	『万国一覽図説』所収「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」	古屋野意春	文化七（一八一〇）年刊	版本

さて、近世期に作成された南北半球図に関しては鮎澤信太郎氏の調査が得られている³。鮎澤氏によると表一のものが判明しており、原図はイエズス会宣教師マテオ・リッチ作成した『坤輿万国全図』に副図として描かれた「赤道北地半球之図」と「赤道南地半球之図」であると指摘されている⁴。表一のものと村上図を比較したところ、村上図は

①日本製模写図の『坤輿万国全図』あるいは南蛮系世界図を元に地名の増補を行っている。

②武蔵大悲願寺所蔵図および鮎澤文庫『地球南半球図』と同系統である。

③南北半球図の内、版行された『世界万国地球図』と『万国一覽図説』所収図から派生したものではない。

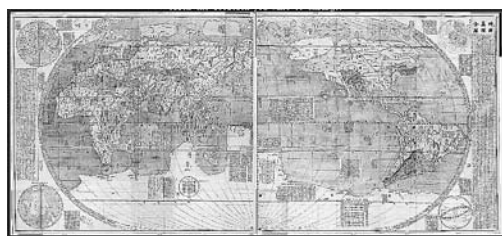
④『万国総界図』（貞享五―一六八八年初版）あるいは『彙輯輿図備攷全書』（崇禎六―一六三三年序刊）所載の「纏度図」系統の地図と類似する表現が見られる。

という四点が明らかになった。以下、これらの点について詳述する。

一、マテオ・リッチ『坤輿万国全図』と日本製模写図

『坤輿万国全図』（一六〇二年刊）は、一五七〇年のオルテリウス（Abraham Ortelius）地図帳や一五九二年のプランシウス（Petrus Plancius）世界図、一五九五年のメルカトル（Gerhard Mercator）地図帳および当時の中国における地理知識を利用して作成された。卵形に記された世界全図（以後「本図」と略称）を紙面中央に据え、アリストテレスの天体構造論に基づく「九重天図」（右上）、「天地儀図」（右下）、「赤道北地半球之図」（左上）、「赤道南地半球之図」から構成される（図二）。また地球球体説、周回説、気候区分説（五帯）などが漢文によって説明されている。東アジアを図面の中央に配置した最初の世界図であったためか、その後、幾度と無く版を重ねられ、また書籍にも多く引用された。ヨーロッパ側の記録によると、マテオ・リッチの作成した地図は中国在住のイエズス会士によって十七世紀はじめに日本に送られている⁵。

『坤輿万国全図』が日本に流入してのち、江戸期を通じて多くの写本が作成され、流布している⁶。青木千枝子氏は、刊行図と日本



図二 『坤輿万国全図』(東北大学附属図書館所蔵)

製模写「本図」の異同について、以下のよう指摘している。まず、日本の形状は改訂され、地名の追加としてはビスカイノ (Sebastián Vizcaino) の探検で知られる金島・銀島、インドシナ半島東岸の万里長砂、プロコンドル島、デカン半島西南のマンチイラ島(マルジブ)、マダガスカル島東方のマスカレイニヤス島(セイシェル)、モザンビーク海峡のカマロ島(コモロ)、アフリカ東岸のベアバ(ペンバ)、サンジバル、モンビア(マフィアル)、大西洋上のヘイルタ(アズレス諸島)、チリスカン(トリニダード)、東南アジア地域のマネラ(マニラ)、マカサル、ジョホル、マルタバン、東寧(ゼーランドディア)が確認される⁸⁾。

また、南アメリカ大陸北部の金加西蠟にカステラドウノというルビが附されている例(これはスペイン語の金のカステーリヤ *Castilla del oro* をあらわす)、あるいは太平洋に浮かぶ強盗島にラダランと注記している例(これはラドローンネス諸島をあらわす)などから、日本製模写図は単なる模倣ではなく、南蛮系世界図から増補されていることがわかる。

これら『坤輿万国全図』の日本製模写図に見られる増補地名は、村上図においても共通にみられる。例えば「金島」「銀島」「万里(長砂)」、「ラタラン」などの地名がそうである。したがって、村上図

は日本製模写図の「本図」あるいは同系統の図を元にして、地名の付加を行っていると考えられる。

二、江戸時代に作成された南北半球図

卵形図法で描かれた『坤輿万国全図』『本図』は江戸期を通じてその亜流が作成されてきた。最も早い時期にあらわれるのが正保期刊の『万国総図』系の地図、や『万国総界図』¹⁰⁾(一六八八年)である。これらに關しても地名表記の点から南蛮系世界図の影響を受けていることがわかる。本稿で主題にするところの『坤輿万国全図』『赤道北地半球之図』『赤道南地半球之図』の模倣図は「本図」ほど多くは作成されていない。江戸期の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」について鮎澤信太郎氏による調査(前掲表一を参照)を参考にして以下に示す。(1)～(4)の記載順は鮎澤氏の論文に従っている¹¹⁾。

(1) 武蔵大悲願寺所蔵『北半球図』『南半球図』(仮題)¹²⁾ 手書

図形については蝦夷地、本州、九州、四国が描かれるなど、『坤輿万国全図』の南北半球図と比べて日本周辺が正確になっている。図中に書き込まれた漢文による説明は『坤輿万国全図』の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」に見られないものである。図中には緯線のみが示されている。なお、芦田惟人氏が昭和四年に模写した図が明治大学芦田文庫¹³⁾に入っている。

(2) 『地球南半球図』(仮題)¹⁴⁾ 手書

鮎澤信太郎氏旧蔵で、現在は横浜市立大学鮎澤信太郎文庫に所

蔵されている¹⁵⁾。南半球図のみで、内容は武蔵大悲願寺所蔵のものとほぼ同じであるという。

(3) 『世界万国地球図』¹⁶⁾ 版

宝永五(一七〇八)年刊。序文に「此図標ハ崎陽小林謙貞ノ製スル所ナリ(中略)小林叟門下浪華散人樂時軒稲垣光朗著」とあることから小林謙貞門下の稲垣光朗によって版行されたことがわかる。小林謙貞は長崎において蘭医カスパルから測量術を学んだ人物で、先に紹介した『万国総図』の作者であるといわれている。なお『世界万国地球図』は小林謙貞の著書『二儀略説』(手書本)に所載されていたものを摘出して版行したという説もあるが¹⁷⁾、今のところこれを立証する根拠は得られていない¹⁸⁾。

紙面上部には右上から一六カ国人物図¹⁹⁾が記されている。そして紙面中央には北半球の図と南半球の図が示されている。半球図の右上下にはオランダ船を、左上下には唐船を描いている。緯線と経線の両方が記されている。

(4) 『万国一覽図説』所収「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」²⁰⁾ 版

古屋野意春『万国一覽図説』に所収のもの。その題名からあきらかに『坤輿万国全図』副図から引用したものである。図形に關してはほぼ正確に復元しているが、地名についてはアメリカ、メカニカ(メガラニカ)、アジア、ヨウロハ(ヨーロッパ)、リビア(現在のアフリカ大陸に相当)が記されているのみである。

(5) 「村上図」

手書筆彩で、それぞれの地域は濃土色、淡土色、白色、灰色、緑色

表一 説明書の比較

北半球				南半球				
山	此処ハ天下第一ノ高山ニシテ而名アタラ	此地上有人至來。	此海中、雖有嶋、未詳此類名。	此地人、口有頭上、育阿利牙。	此海大多船難行。	此海四時波濤。出般魚。以巨有大。	此地未審。或為一斤相連地方。或為一嶋。	(1) 武蔵大悲願寺
	—	—	—	—	此海大多船難行。	此海四時波濤。出鱷魚。以巨船大。	此地未審。或為一斤相連地方。或為一嶋。	(2) 地球南半球
	此所天下大一高山。	此地以上未有人至。	此海中、雖有嶋、未審其類。名水海。	—	此海大般難行。	此海四時有波濤。出鱷魚。以巨舫大。	此地未審。或為一斤相連地。古或為一嶋。	(5) 村上図
	天下唯此山至高	此処以上未有人至。故未審其人物如何。	此係北海、衆書云。有多島。但未載其數、其名。	口有頂上。瞰鹿及蛇。	難行。	此海四時波浪。出鱷魚。以巨舫大。	此処海島甚多。船甚難行。	坤輿万国全図「本図」

で塗り分けられる。このうち、緑色で塗られている地域は「日本(本州)」「および九州、「四国」「ヲキ(隠岐)」「サト(佐渡)」「そして「エゾ」のみである。ちなみに琉球は濃土色で塗られている。陸地の周囲は淡青色で塗られており、また山地と思われる部分には緑色で印がつけられている。

(1)～(5)の地形に関していえば、『坤輿万国全図』の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」に類似している。鮎澤氏は(1)(2)と『坤輿万国全図』『本図』に記されている漢文による説明書を比較している。これらに(5)村上図のものを加えて作成したのが表二である。

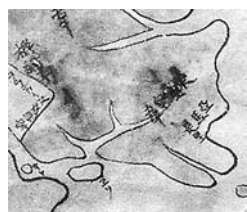
これら漢文による説明書は『坤輿万国全図』『本図』から引用あるいは抄出されたもので、「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」には見られない文章である。(1)(2)(5)の説明書は概ね同文ではあるが、それぞれが独自に『坤輿万国全図』からこれらの文章を採り入れたとは考がたいので、これらは同系統の図と考えてよいであろう。(1)(2)(5)の漢文による説明書は(3)と異なり²¹⁾、また(4)には見られない。したがって、手書図である(1)(2)(5)は版行された(3)(4)の写しというわけでもないようである。

三、図の比較

村上図と『坤輿万国全図』の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」を比較すると、両者の間には共通する地名は少ない(図四～一九参照)。したがって、村上図は『坤輿万国全図』以外の資料をも参照して作成されたものということになる。

例えば、村上図において東南アジアの地名「占城」(チャンパー)を「古城」と誤記している点に着目する(「古城」については図六を参照のこと)。「占城」を「古城」としている例は、貞享五年に版行された石川流宣『万国総界図』にも見られる²²⁾。そして、『万

国総界図』の情報源としてこれまで指摘されているのは『方輿勝略』(万暦四〇「一六二二」年刊)、『彙輯輿図備攷全書』(崇禎六「一六三三」年序刊)、『明清閩記』(寛文元「一六六一」年刊)である²³⁾。この中に「古城」の地名表記をしている図は見られないが、『彙輯輿図備攷全書』所載の「纏度図」(ただし、これは東西半球図である)を見てみると、村上図と共通の地名が見られるだけでなく、少なからず地形に関しても一致を見る部分がある。例えばアジア北東端の拡大図を示したのが図三である²⁴⁾。『坤輿万国全図』『北半球図』のアジア北東部が丸みを帯びた地形であるのに対し、村上図および『彙輯輿図備攷全書』の「纏度図」、『万国総界図』の地形はクチバシが突き出たように二本(あるいは三本)の細長い半島が示されている。このようなクチバシ状の半島表現はこれらに特有のものであり、三者の間に関係がみられるものと思われる。より詳細な検討については後考を期さなければならぬ。



図三 上から①村上図 ②「纏度図」 ③「万国総界図」

④「坤輿万国全図」「北半球図」

おわりに

近世期における「半球図」の作成史には三つの画期がある。まず一六世紀末から作成された南蛮系世界図の副図としての南北半球図、次に一七世紀、『坤輿万国全図』に副図として描かれた「赤道北地半球之図」と「赤道南地半球之図」の登場。そして一八世紀末、蘭学系東西半球図の登場である。川村博忠氏は、「十八世紀末から十九世紀にかけて、我が国で世界図と言えは双円図（引用者注：東西半球図）でなければならぬという雰囲気」であり、また「従来の楕円図（卵形図）とは世界の図形が大きく異なり、庶民にとっては目新しい世界図の出現」²⁵でもあったと評している。

本稿で紹介したマテオ・リッチ系の南北半球図の登場は、蘭学系のそれよりも一世紀ほど早い。しかしながら、管見の限り南北半球図に関しては鮎澤氏の論考の他にまとまったものが見られない。南北半球図に関しては、地名表記の詳細な比較検討など、残された課題もまだまだ多い。地図作成史において、また受容史において、南北半球図はどのように位置づけられるか。村上図、そして本稿における考察がその足がかりとなれば幸いである。

【資料】

以下、中津市歴史民俗資料館分館村上医家史料館所蔵の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」（仮題）の図版を掲載する。なお、対照の為、東北大学附属図書館狩野文庫の手写図『坤輿万国全図』副図の「赤道北地半球之図」「赤道南地半球之図」を掲げている。狩野文庫図は手写図ではあるが、陸地の形状や地名に関してはほぼ原図に忠実に写してある。

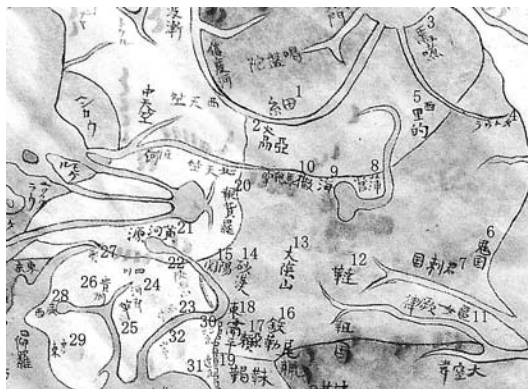
なお、図四〇図一四までは「赤道北地半球之図」の部分図、図一五〇図一九までは「赤道南地半球之図」の部分図である。前者は表三、後者は表四にそれぞれ地名や説明書を翻刻しており、判読不明の文字については■であらわしている。全体図については図一を参照されたい。



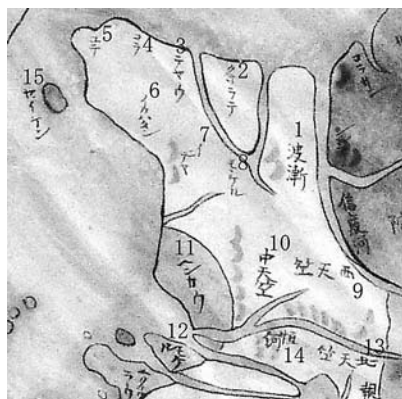
図四 東アジア(上) 村上図、
下 坤輿万国全図



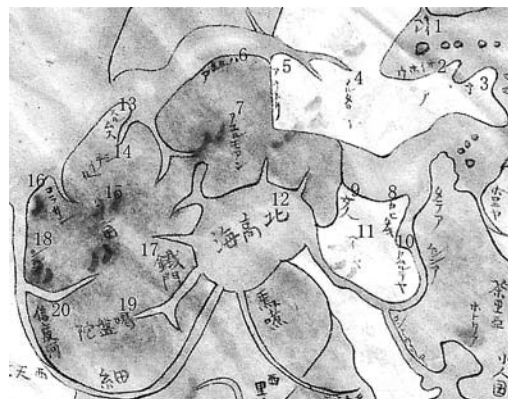
図六 東南アジア(右 村上図、
左 坤輿万国全図)



図五 北・中央アジア
(上 村上図、下 坤輿万国全図)

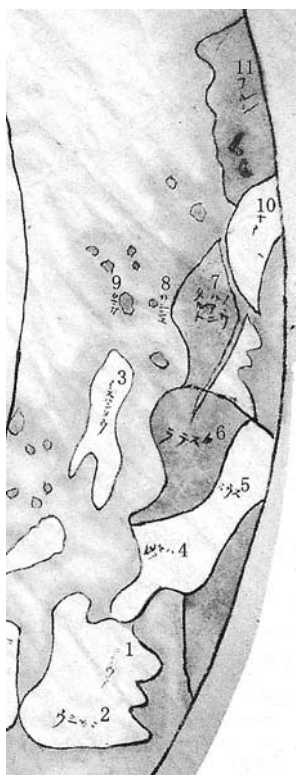


図八 南アジア(上 村上図、
下 坤輿万国全図)



図七 西アジア(上 村上図、
下 坤輿万国全図)

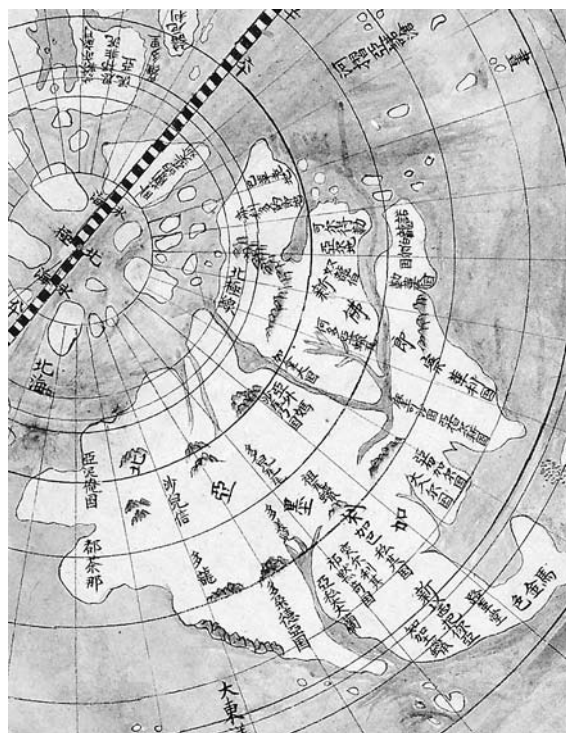




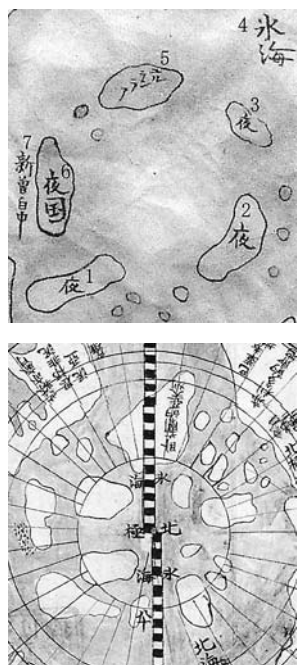
図一〇 アメリカ中部（上 村上図、下 坤輿万国全図）



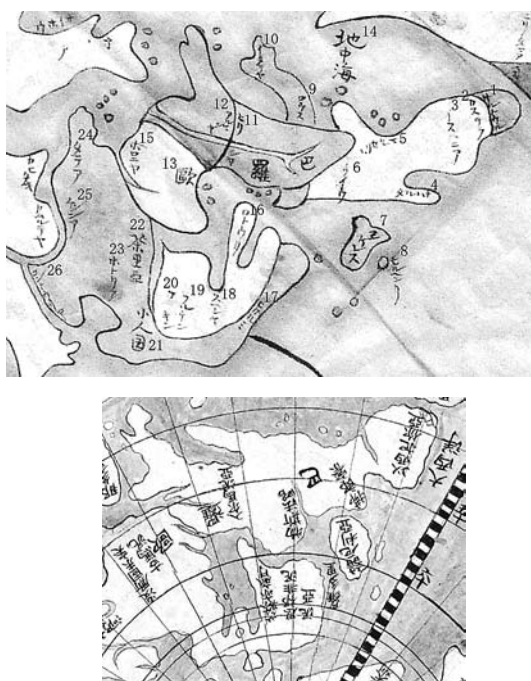
図九 北アメリカ（上 村上図、下 坤輿万国全図）



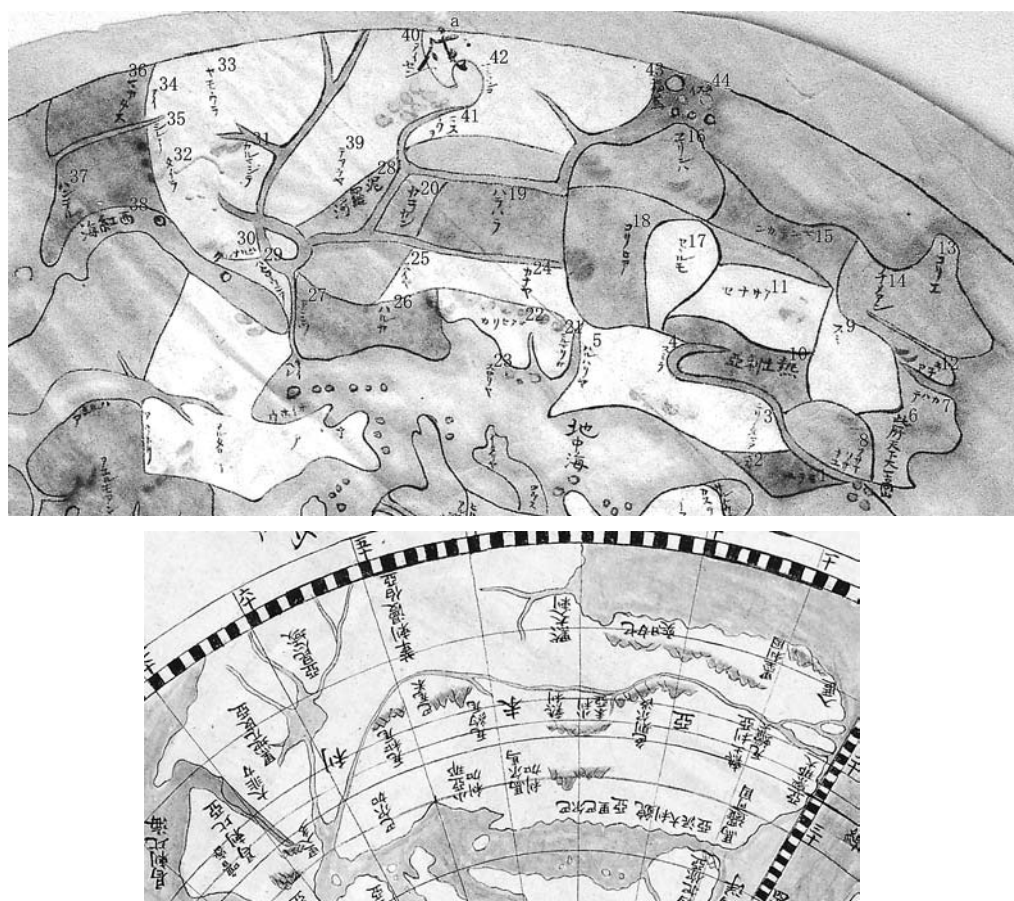
図二 北極周辺（上村上図、下坤輿万国全図）

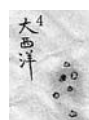
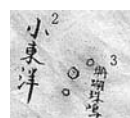
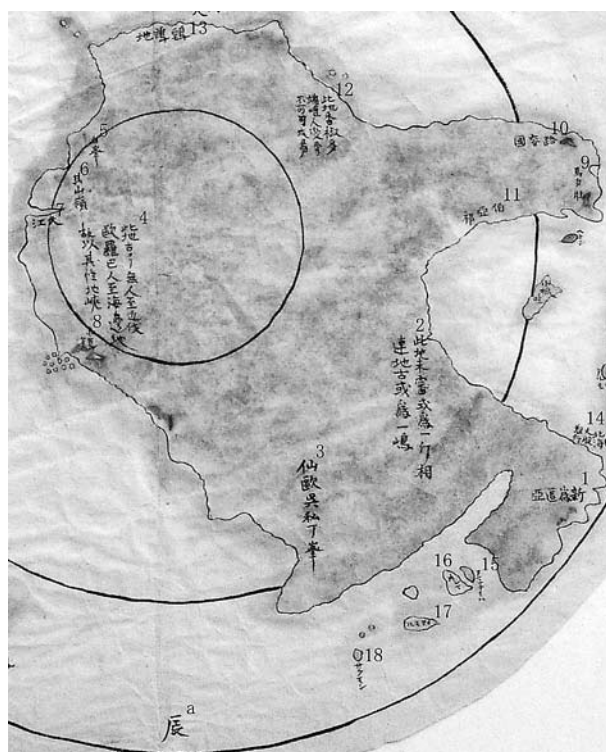


図一 ヨーロッパ（上村上図、下坤輿万国全図）



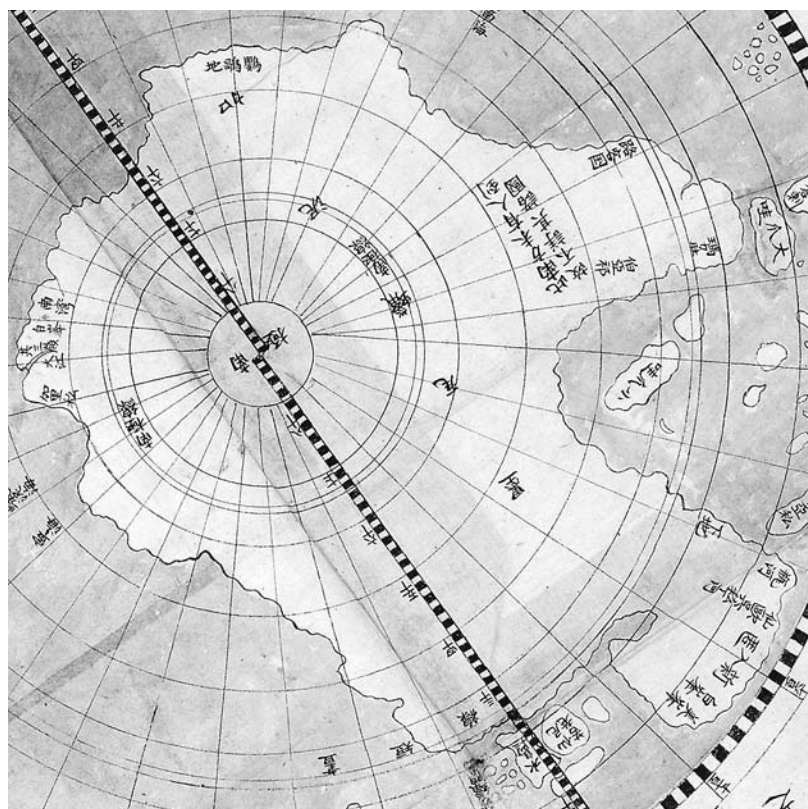
図三 北アフリカ（上村上図、下坤輿万国全図）



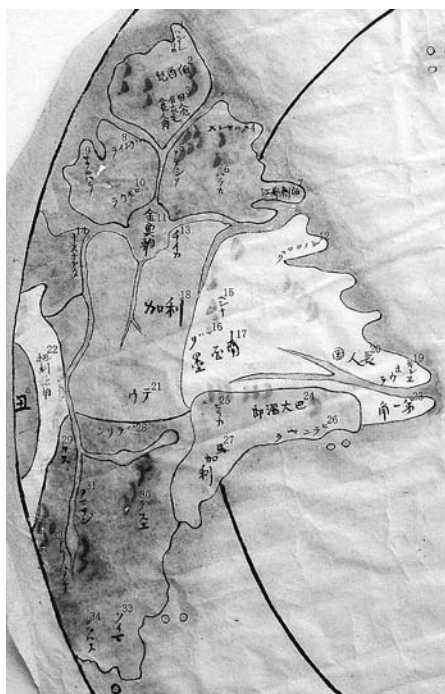
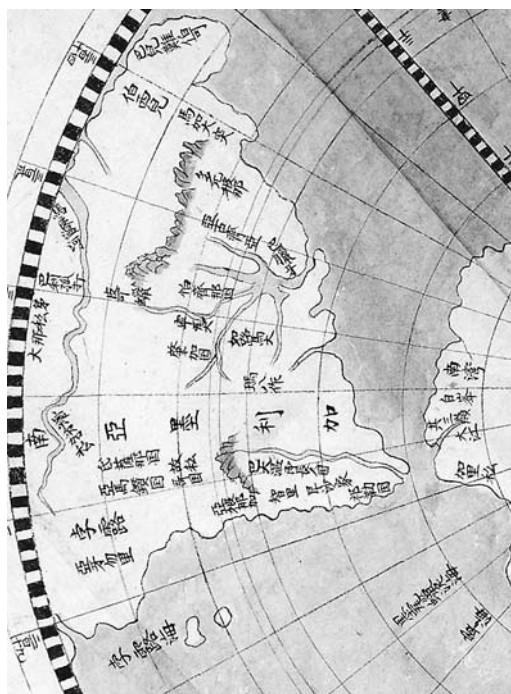


図一四 その他(村上図)

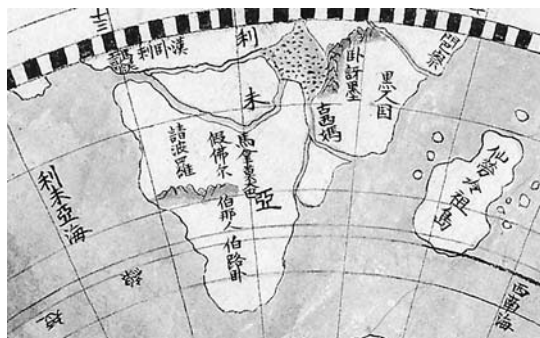
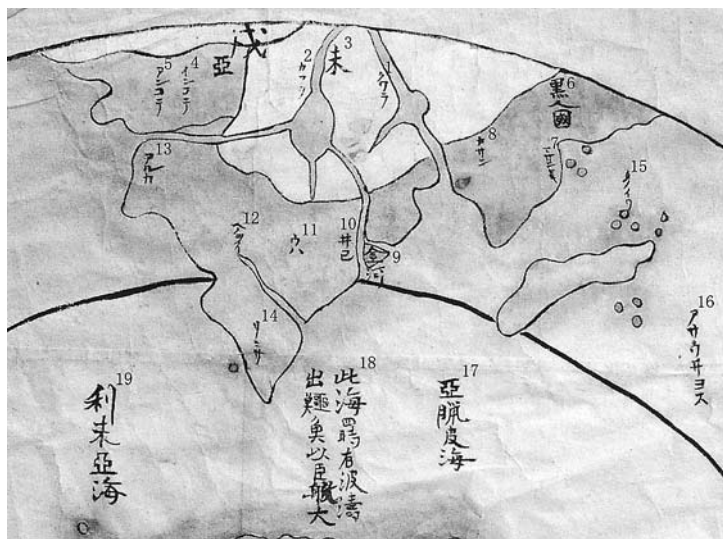
図十五 メガラニカ(上村上本、下坤輿万国全図)



圖一六 南アメリカ（右 村上本、左 坤輿万国全図）



圖一七 南アフリカ（上 村上本、下 坤輿万国全図）



表三 村上图「北半球図」地名および説明書

東アジア	北・中央アジア	東南アジア	西アジア	南アジア	北アメリカ	アメリカ中部	ヨーロッパ	北極周辺	北アフリカ	その他
1 鴨泉江	1 細亜	1 ヘクウ	1 キイヘシ	1 波漸	1 ヘコウル	1 ■■ウ■	1 サルトウル	1 夜	1 モデエ	1 大東洋
2 女直	2 火焔	2 ケノシリ	2 サイホウ	2 クナラテ	2 アラン	2 マカシウ	2 カステラ	2 夜	2 ヘス	2 小東洋
3 朝鮮	3 焉廞	3 ヘンテ	3 テハア	3 テヤウ	3 サカナイ	3 イスハンヨウ	3 イスハニア	3 夜	3 ニリタマア	3 珊瑚珠嶋
4 ブランカイ	4 キトウラ	4 六甲	4 アルタリア	4 コラ	4 北亜墨	4 ハヤマアシ	4 ナヘルタ	4 氷海	4 スミテ	4 大西洋
5 奴兒罕	5 西里の	5 大泥	5 アリトリ	5 ユテ	5 利加	5 スウイ	5 マルセリル	5 コルデンラア	5 ハルハリヤ	a 辰
6 靺鞨	6 鬼国	6 東京	6 ハルシア	6 イカハタン	6 ソカラ	6 カステラ	6 テライウ	6 夜国	6 此所天下大高山	
7 大室韋	7 君刺国	7 廣南	7 アエルモアン	7 イニテヤ	7 アサウ	7 ノウハンタルト	7 エケレス	7 新曾白中	7 カハテ	
8 尾觚	8 蒲昌	8 遼羅	8 カヒタキ	8 モハケル	8 コルランアン	8 サンシユ	8 モルヘンリ		8 アサナソサナユ	
9 羅荒野	9 海	9 東補	9 女人	9 西天竺	9 イルハタラン	9 クマク	9 ロウス		9 スミ	
10 狗国	10 撒馬兒罕	10 大佛	10 カムルテヤ	10 中天竺	10 此地以上未有人至	10 ナア■	10 イタリア		10 熟土利亞	
11 深未但	11 軻厥律	11 古城	11 ヘイ■ヤ	11 ヘンカウ	11 ホタラアカ	11 フルシ	11 ヒリシヤ		11 アサナセ	
12 室韋	12 驪靬国	12 フルシリ	12 北高海	12 モケル	12 ホサルカ		12 アルマンヤ		12 キ子ア	
13 東驪靬	13 大陰山	13 フカテマン	13 スルムス	13 北天竺	13 テイラノウハ		13 歐羅巴		13 コリエ	
14 機■子	14 砂漠	14 フル子ル	14 シテイロ	14 恒河	14 鬼シマ		14 地中海		14 チメアン	
15 東頭室韋	15 陽関	15 仰羅	15 クサシ国	15 セイラン	15 ハルモタ		15 ホロニヤ		15 マンデカン	
16 亞馬是里	16 鉄勒	16 万里	16 コラサン		16 河擲亜諾滄		16 ロトウリ		16 エリンハ	
17 ツシマ	17 朶頼	17 フントモテ	17 鐵門		17 イカリヤ		17 ヒカルミ		17 セハルモ	
18 四国	18 東海	18 カシマヤトケル	18 シチ■		18 イルテンタ		18 スヘシヤ		18 コリセア	
19 日本	19 開平	19 ハカシナ	19 喝盤陀		19 此海中雖有焉未審其類其名氷海		19 フルナン		19 ハラハラ	
20 ラキ	20 靺貨羅	20 ハナイタトル	20 信度河		20 ノロンヘルコ		20 フ■キン		20 カラカン	
21 サト	21 黄河源	21 スリノウ	21		21 モコクサ		21 小人国		21 マルマリカ	
22 エソ	22 陝西山	22 大窠			22 花地		22 茶里亞		22 コアセリカ	
23 琉球	23 西中	23 呂宋			23 カリ国		23 ホトリア		23 スロリヤ	
24 ヤハマ	24 河南	24 ヤリシテツ			24 アエルカン		24 タデア		24 カナヤ	
25 タイタ	25 華	25 シュエン			25 アハカル		25 ケンシア		25 スイヤ	
26 金崙	26 貴州	26 オルヘトウ			26 ノ■ムスフシナ		26 コントウリア		26 ハルカ	
27 銀崙	27 癸	27 イリキテ			27 ニイラ				27 アミツ	
28 ラタラン	28 廣西	28 ソモンタラ			28 ム				28 泥羅河	
	29 廣東	29 ラウ			29 リ				29 ハトカウニア	
	30 北京	a 丑			30 キヒラ				30 ハルナアタ	
	31 達京				31 トリテ				31 カルマシテ	
	32 山東				32 チファイ				32 タイラ	
					33 チリウ■				33 ヤモウラ	
					34 コリマルシヲ				34 アイ	
					35 ハサン				35 シレイ	
					36 アスヒアス				36 マカタス	
					37 テンハンテヘ				37 ハンデル	
					38 カハスキ				38 西紅海	
					39 アスタチヤ				39 テアラヤ	
					40 ノウハイスハニヤ				40 アイセン	
					41 メイシユ				41 マスウヨ	
					42 マキンシ				42 マニコンコ	
									43 福崙	
									44 タスイ	
									a 戌	

表四 村上図「南半球図」地名表記および説明書

メガラニカ		南アメリカ		南アフリカ		東南アジア		その他	
1	新為匿亞	1	ハルナシワロ	1	クワラ	1	ソモンタラ	1	無名嶋
2	此地未審或為一斤 相連地古或為一嶋	2	伯酉兒	2	カフリ	2	大呱呱	2	無福嶋
3	仙歐吳私丁峯	3	国人穴居衣毛食人 肉	3	未亞	3	シカタラ		
4	此地古ヨリ無人至 近伐歐羅巴人至海 邊地故以其性地峽	4	タハセレス	4	インコテ	4	小呱呱		
5	白峯	5	アタシア	5	アンコテ	5	ヘトン		
6	其山嶺	6	ハラカ	6	黒人國	6	レイマ		
7	大江	7	伯刺耶江	7	マサンヒキ	7	マカサル		
8	小鳶濱	8	ラシイラ	8	カサン	8	アンテ		
9	馬力肚	9	ヤラニハラ	9	金河	9	マロク		
10	路容國	10	ヒモウラ	10	井巳	10	テルモ		
11	伯亞祁	11	金魚朝	11	ウハ	11	アンホイナ		
12	此地香椒多端唯人 變骨不可司交易	12	シノコロマリ	12	ヘノライ	12	セイラ		
13	鵠鵠地	13	チイカ	13	アルカ	13	サイリ		
14	此海大般難行	14	ナスナアタ	14	リンサ	a	未		
15	アマ子イハ	15	ヘシナ	15	クイワ				
16	大シマ	16	マハリ	16	アサウ井ヨス				
17	イサモル	17	南国墨	17	亞臘皮海				
18	サラモン	18	利加	18	此海四時有波濤 出鱈魚以臣舫大				
a	辰	19	キレエホウラ	19	利未亞海				
		20	長人国						
		21	テウ						
		22	把利■■■						
		23	第一角						
		24	巴大渴郎						
		25	ヒラカ						
		26	ヒランヤラ						
		27	馬加利						
		28	ハラリン						
		29	カス						
		30	クスエ						
		31	アマサン						
		32	アリハアナ						
		33	ソイマ						
		34	コラハス						
		a	丑						

【参考文献及び史料】

- ▲青木千枝子「日本に現存する「坤輿万国全図」諸図について」『ギンタン文化研究会会報』、一〇二号、一九九三年。
- ▲鮎澤信太郎『大日本海』京成社、東京、一九三三年。
- ▲鮎澤信太郎「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究―近世日本における世界地理知識の主流―」『横浜国立大学紀要』、Series A-4, No. 18、一九五三年。
- ▲海野一隆「江戸時代における『二儀略説』の流布」『東洋地理学史研究 日本篇』清文堂、大坂、二〇〇五年。
- ▲海野一隆「南蛮系世界図の系統分類」『東西地図文化交渉史研究』、清文堂、大坂、二〇〇三年。
- ▲海野一隆「明・清におけるマテオ・リッチ系世界図」『東西地図文化交渉史研究』、清文堂、大坂、二〇〇三年。
- ▲川村博忠『近世日本の世界像』、ぺりかん社、東京、二〇〇三年。
- ▲古賀慎也「ケンペルが持ち帰った『万国総界図』」『九州大学総合研究博物館研究報告』第六号、二〇〇八年。
- ▲平岡隆二「写本『天文方書留』に見る南蛮・蘭学系天文学の混在」『科学史研究』、四六号、二〇〇七年。
- ▲渡辺美季「竹森道悦と地図奉納―『世界図』・『肥前長崎図』の紹介を中心に―」『九州史学』、一四六号、二〇〇六年。
- ▲『芦田文庫目録 古地図編』明治大学人文科学研究所、東京、二〇〇四年。
- ▲『鮎澤信太郎文庫目録』、横浜市立大学図書館、横浜、一九九〇年。

- ▲『日本古地図大成 世界図編』、講談社、一九七五年。
- ▲『日本思想体系』六十三巻、岩波書店、東京、一九七二年。

史料

「赤道北地半球之図」、「赤道南地半球之図」手稿、二枚、村上医家史料館蔵。

- 1 海野一隆「南蛮系世界図の系統分類」(『東西地図文化交渉史研究』清文堂、大坂、二〇〇三年)による。
- 2 現在アメリカのピーボディ・エセックス博物館所蔵の『世界図』副図の南北半球図は海野一隆氏が南蛮系世界図として分類している図だが、この南北半球図には「北極」「アメリカ」「日本」「大明」「南之極」「人有無不知」の地名および説明書しか記載されていない。図版については渡辺美季「竹森道悦と地図奉納―『世界図』・『肥前長崎図』の紹介を中心に―」(『九州史学』一四六号、二〇〇六年)を参照。
- 3 鮎澤信太郎「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究―近世日本における世界地理知識の主流―」(『横浜国立大学紀要』Series A-4, No. 18, 一九五三年)の一五七〜一六一頁、一六八〜一六九頁、二二三頁を参照。また、武蔵大悲願寺所蔵南北半球図の調査に関する随想記が鮎澤信太郎『大日本海』(京成社、東京、一九三三年)九二〜一〇五頁にある。鮎澤氏の紹介する東京朝日新聞昭和十六年五月十四日の記事によると、「この地図は大悲願寺十三世海誓上人が徳川家康公の大將軍になったとき

江戸城で謁見、家康公から葵章の袈裟や軍扇と一緒に拝領して来たもので、それに同上人の弟子で伊達政宗の弟である十五世秀雅が山田長政の用ひた地図を、模写添書したといひ伝へられてゐる。」とある。

4 前掲「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」

5 海野一隆「明・清におけるマテオ・リッチ系世界図」(前掲『東西地図文化交渉史研究』)

6 鮎澤氏の紹介する「世界地図に関するマテオ・リッチの手記」によると一六〇〇(慶長五)年に南京で刷り上ったリッチの地図(これは『坤輿万国全図』の原型と考えられる)は、イエズス会士によって長崎へ送られたという記録がある。この点、前掲「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」の五頁、一六一―一六三頁を参照。

7 青木千枝子「日本に現存する『坤輿万国全図』諸図について」(『ギリシタン文化研究会会報』一〇二号、一九九三年)

8 前掲「日本に現存する『坤輿万国全図』諸図について」

9 図版については『日本古地図大成 世界図編』講談社、一九七五年)を参照。刊記「貞享五年」。縦二二八×横五七・五センチの世界図。絵師は菱川師宣門下の石川流宣(とものぶ)。書肆は江戸の須原屋茂兵衛。宝永五(一七〇八)年の再版もある。

11 前掲「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」

12 図版は「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」の一五九頁にある(モノクロ複製)。

13 『芦田文庫目録 古地図編』(明治大学人文科学研究所、東京、二〇〇四年)の二二九頁を参照。架蔵番号は(01-9)

14 図版は『鮎澤信太郎文庫目録』(横浜市立大学図書館、横浜、一九九〇年)

の三三頁にある(カラー複製)。

15 なお、架蔵番号は(WC-035)

16 図版は『日本古地図大成 世界図編』にある(カラー複製)。

17 前掲「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」の一六八頁。

18 『二儀略説』は写本で伝わっている。このうち国立国会図書館内閣文庫蔵のものは『日本思想体系』六十三巻(岩波書店、東京、一九七二年)に翻刻および解説がある。また『二儀略説』に関する研究としては海野一隆「江戸時代における『二儀略説』の流布」(『東洋地理学史研究 日本篇』、清文堂、大坂、二〇〇五年)、平岡隆二「写本『天文方書留』に見る南蛮・蘭学系天文学の混在」(『科学史研究』四六号、二〇〇七年)がある。

19 大日本・琉球・大明国・黒人国・アメリカ・阿蘭陀・女真・長人国・韃靼・小人国・天竺・食人国・シヤワ・アタニヤ・サモ・ロレンの一六カ国である。

20 図版は「マテオ・リッチの世界図に関する史的研究」の二二二頁にある(モノクロ複製)。

21 今回、筆者は(3)の原史料を実見する機会を持つことが出来なかった。そのため、検討にあたっては『日本古地図大成 世界図編』による複製版によっている。複製版では全ての文字を完全に判読しうるわけではないが、(1)(2)(5)と(3)の説明書が相違していることは確認できる。

22 『万国総界図』の図版については拙稿「ケンペルが持ち帰った『万国総界図』」(『九州大学総合研究博物館研究報告』第六号、二〇〇八年)にカラー複製がある。

23 この点については青木千枝子氏が明らかにしたという。なお青山宏夫

「万国総界図の系譜と「越中後」」（同『前近代地図の空間と知』校倉書房二〇〇七年所収）を参照。

24 図版の引用については以下の通りである。① 村上図。② 前掲『東

西地図文化交渉史研究』の七八頁。③ 拙稿「ケンペルが持ち帰った『万国総界図』」。④ 東北大学附属図書館所蔵手写図『坤輿万国全図』。

25 川村博忠『近世日本の世界像』（ぺりかん社、東京、二〇〇三年）の一六三頁。なお、この後に「双円図は赤道投影による平射図法によって作図され、図面に東西両半球の二つの円を左右に配する構図」と述べている。

村上玄水卓の「六祖玄水医案」と「賀来氏證治」

細田 富多

はじめに

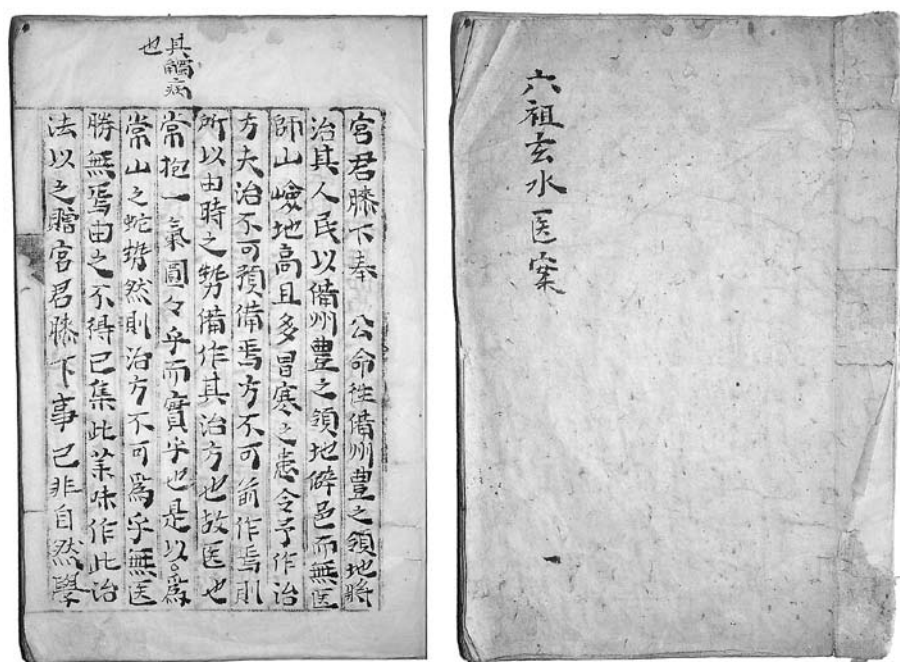
中津の村上医家史料館には村上玄水卓（一七八一―一八四三）による「六祖玄水医案」という写本が保管されている（図一）。漢籍の書名によく見られる「医案」とは医学全般または診断・処置・薬方などに関する考え方や事例を示す意味合いである。ところが玄水には「賀来氏證治」と言う史料があり、診断と治療を述べるこの文章も同様な内容なので、ここでこの二つの写本を紹介することにする。

一、両写本の書誌と構成

（ア）「六祖玄水医案」

字が平たく、右払いや右はねに力が込められた独特の筆記体で書かれている「六祖玄水医案」は村上家の七代目家督玄水卓の自筆本に違いない。「六祖」と自称した玄水は、三代目家督の死後十八歳で約四年間だけ四代目としてあとを継いだ玄洞を無視し、自分を六代目と位置づけたようである。写本には加筆や修正が多く、草稿として書かれたものであると思われる。

「六祖玄水医案」は墨書き打付の標題があり、縦二四・八糎×横



【図一】「六祖玄水医案」

一七・一糎の大きさである。一丁と最後は白紙で表紙と裏表紙に使用されている。二丁目以降は一丁一八行の罫線を刷った紙二九枚を袋状にし、紙平紐で上下二カ所一糎ほど綴じられている。内容は一四の事例から成り立っている。冒頭の数字は便宜のため筆者がつけたものである

表表紙 一丁目表

一、宮君²膝下

二丁目表 二丁目裏 二行目

二、送中川為仁序

二丁目裏 三行目

三、孝子

三丁目表 九行目

四、送平野玄遂³之京師序

四丁目裏 一行目

五、送湊先生還東都序

五丁目表 九行目

六、八月七日夕陽宮野君⁴之老大人 八丁目表 一行目

七、奥尊大夫之症治

九丁目表 五行目

八、中西尊老母之症治

一一丁目表 一行目

九、玉江⁵令郎之案

一二丁目表 六行目

一〇、奥洞水隠大夫之症治

一四丁目表 一行目

一一、与中島泰亮書

一五丁目表 一行目

一二、山崎大夫⁶之尊夫人之案

一六丁目表 七行目

一三、丸岡君⁷之証治

一七丁目裏 三行目

一四、小倉伊崎屋平助子息之案

一九丁目表 一行目

以後は二〇丁目から二八丁目までの九丁は空白で、終わりの二

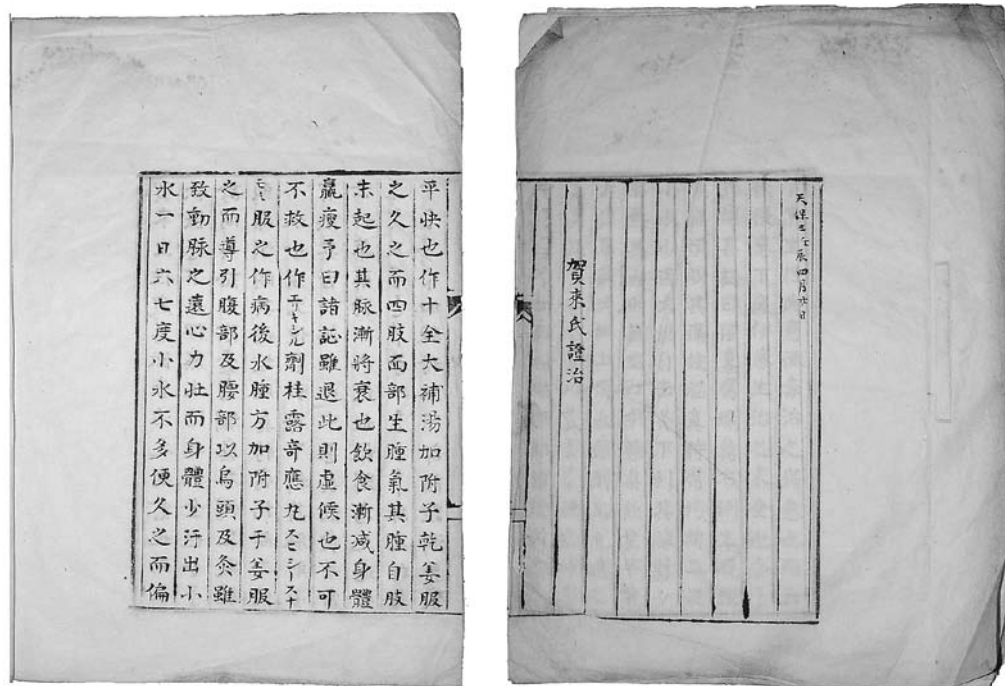
九丁目から村上宗伯からのメモや年代が雑記風に書かれている。

尚、この中の二・五は孝行な子供の実例や送別の文で医案ではないのでここでは触れないことにする。

(イ)「賀来氏證治」

天保三(一八三二)年四月廿日の写記がある「賀来氏證治」は縦二七、三糎×横一九、八糎の大きさで一丁十八行の罫線を刷った紙三枚を袋状にし、紙平紐で中一カ所六糎ほどを綴じている。一丁表に墨書き打付の標題と年代が記されている。一丁裏は空白で二丁表から三丁九行にわたって書かれている。分量的には「六祖玄水医案」の「小倉伊崎屋平助子息之案」の後に書けるがわざわざ別に一冊に綴じている。表紙には年代と題名が清書され、文末には玄水の署名もなされている。この「賀来氏」は文政二(一八一九)年に玄水が中津藩刑場長浜で行った解剖に参加した賀来道一であろう

と思われる。



【図二】「加来氏證治」

二、両写本の写本の内容について

(ア)「六祖玄水医案」

医案としては一〇の事例が挙げられているが、ここに登場してくる人物は身分が高い事がある特徴としてあげられる。

患者に「大夫」、「老大人」、「尊夫人」などの尊称が用いられていることから、大名の家臣など社会的地位の高い人物であると考えられる。

「奥尊大夫之症治」は文政七（一八二四）年十一月に書かれたことがはっきりと記されている。これは玄水が四三歳の時に書いたことになる。

各事例は次のとおりである。

一、宮君膝下

六、八月七日夕陽宮野君之老大人

僻地における医療について。

危篤の患者を寝台に乗せて

家に帰ったが死亡した。

七、奥尊大夫之症治

病は退いても体力が持たずに死亡した。

八、中西尊老母之症治

老齢で身体が衰弱して死亡した。

九、玉江令郎之案

濕邪の病が治癒した。

一〇、奥洞水隠大夫之症治

長年の病の末、死亡した。

一一、与中島泰亮書

友人の中島泰亮に自分の医療に関する考えを述べる。

一二、山崎大夫之尊夫人之案

お産の疲労の末、死亡した。

一三、丸岡君之証治

辛島正庵及び玄水による治療がうまくいかず、江戸での治療を勧めた。

一四、小倉伊崎屋平助子息之案

診断困難の病気に冒された児童に蘭方薬品を投与した。

内容は成功した事例より患者の死亡に終わる事例が多いので、自己点検する玄水の真剣さと厳しさが伝わる。

(イ)「賀来氏證治」

これは天保三年四月廿日との写記があることから五十一歳の時に書いたことが判明する。カタカナ表記の薬名が多い。黴毒を患った賀来氏に、ファン・スイーテンに遡る水銀薬を投与した症例が記されている。

【史料】

一 宮君膝下

【原文】

「一丁表」

宮君膝下奉公命往備州豊之領地將治其人民以備州豊之領地僻而邑無醫師山嶮地高且多冒寒之患令予作治方夫治不可預備焉方不可前作焉則所以由時之勢備作其治方也故医也常抱一氣圓々乎而實乎也是以爲常山之蛇勢然則治方不可爲乎無医勝無焉由之不得已集藥味作此治法以之贈宮君膝下事已非自然學

「二丁表頭注」

其觸病也

「二丁裏」

医之術取捨之察覽之

右藥方之序

村上玄水深淵識

【書き下し文】

宮君の膝下しつか公命を奉じ、備州豊の領地に往き將に其の人民を治めんとす。備州豊の領地は僻邑へきゆうなるを以てして而も医師無し。山嶮けわしく地高く且つ冒寒うれえの患多し。予をして治方を作らしむ。

夫れ治は備へに預かるべからず。方は前に作るべからず。則ち時の勢に由りて備へて其の治方を作す所以なり。故に医は常に一氣の圓々たるを抱きて實なるなり。是を以て常山の蛇勢を爲す。然らば則ち治方は爲すべからざるかな。医無くして勝つは之に由る無し。

已むを得ずして此の藥味を集めて此が治法を作りて之を以て宮君膝下の事に贈ふのみ。自然に医の術を學ぶに非ず。之を取捨して察して之を覽よ。

【注釈】

○膝下…父母の膝元。幼少の時を言う。

○備州豊の領地…中津藩の備後の領地。

○僻邑…片田舎。

○圓々…丸い形の形容。「一氣圓々」で氣力が充実していることを言う。

○常山蛇勢…前後左右どこにも隙がないこと。常山に両頭の蛇がいてどこを打つても反撃して、隙がなかった故事による。

六 八月七日夕陽

【原文】

「七丁表」

八月七日夕陽宮野君之老大人歳七十餘下
利三行于時有奥平氏喪事黄昏會之歸路
元氣衰弱行路甚難由之過博多街幾田屋

茂助之宅告急於貴宅及黑屋氏黑屋氏先令大人執事者擁之歸黑屋氏令予診之元氣衰弱言語無力下利暴行大便惡臭手足厥冷脉甚微細是則暑毒內長而天火敗績之症也何則元氣衰弱言語無力手足厥冷者亡陽也下利暴行大便惡臭者有暑邪腐敗之毒也

「七丁裏」

脉甚微細數者內有毒欲去不能去焉鬱結脉爲微細也作桂附理中加黃連香需飲用之作熱塩包之温其腹部用之一時半不回陽欲令他医診之不能焉又作桂附理中加肉豆蔻丁子茯苓訶子兼桂枝水用之諸症不退脱汗益甚貴體如氷之寒始大人欲歸宅問其意又將歸宅諸君問予曰以輜乎不能也靜持此臥牀上爲雨露之覆携藥湯衆皆圍之遲々還之何乎予曰此甚危篤之証也如此則可耳遂爲還

「八丁表」

矣予亦往診之夜曉而還八日前方加味兼回陽丸用之嗚呼危篤漸進遂不回陽

右宮野氏之按

【書き下し文】

八月七日夕陽、宮野君の老大人、歳七十餘にして、下利三行なり。

時において、奥平氏の喪事有り。黄昏、會々、之きて歸路に元氣衰弱し、行路、甚だ難し。之に由りて博多街幾田屋茂助の宅を過ぎて急を貴宅及び黒屋氏に告ぐ。黒屋氏先づ大人の執事なる者をして之を擁して歸さしむ。黒屋氏、予をして之を診しむるに、元氣衰弱し、言語力無く、下利暴行し、大便惡臭にして、手足厥冷し、脉甚だ微細なり。是則ち暑毒内に長じて天火敗績の症なり。

何となれば則ち元氣衰弱し、言語力無く、手足厥冷する者は、陽亡ぶなり。下利暴行し、大便惡臭なる者は、暑邪腐敗の毒有るなり。脉甚だ微細なる者は内に毒有りて、去らんと欲すれど去る能はざるなり。脉を鬱結して微細と爲るなり。

桂附理を作りて中に黄連香を加へ需めて之を飲用し、熱き塩を作りて之を包みて其の腹部を温む。之を用ふること一時半、陽、回らず。他医をして之を診せしめんと欲するも能はず。又桂附理を作りて中に肉豆蔻茯苓訶子を加へ桂枝を兼ねて水之を用ふるも、諸症退脱せず。汗益々甚だしく、貴體氷の寒さのごとし。

始めて大人歸宅せんと欲す。其の意を問ふに、又將に歸宅せんとす。諸君子に問ふて曰く「輜を以つてするも能はざるなり。静かに此を持ちて牀上に臥せ、雨露の覆を爲り、藥湯を携へて、衆皆圍みて遅々として之を還すは何ぞや」と予曰く「此甚だ危篤の証なり。此のごとくなれば則ち可なるのみと。」遂に還るをなす。

予亦、之を夜曉に往診して還る。

八日、前の方に加味して、回陽を兼ねること、之を九用す。嗚呼危篤漸く進みて遂に回陽せず。

【注釈】

- 下利三行：「しばしば下痢をした」の意。
- 執事：従者。
- 下利暴行：下痢が激しくなった。
- 厥冷：手足が冷え、頭がのぼせること。
- 天火：病名、丹毒。
- 敗績：大敗して今までの功績を失うこと。失敗する。
- 鬱結：氣が塞いでむしやくしやる。
- 黄連：生薬名。
- 一時半：現在の約三時間。
- 肉豆蔻：生薬名。
- 丁子：生薬名。
- 茯苓：生薬名。
- 訶子：かし。生薬名。
- 輜：やまかご。竹で編んだ駕籠。
- 牀：寝台。
- 回陽：よみがえる。蘇生する。
- 九用：九とは数が多いことを言う。

七 奥尊大夫之症治

【原文】

「八丁表」

奥尊大夫之症治

但馬 玄水口謹記

尊大夫體素虛弱往年患淋症諸医雖治之不全治

使予治之淋症雖治從來時々無二便閉塞膀胱盈滿橢圓二果瓜如入之常作當歸芍藥大黃甘草之劑進用之二便利毒液以六君加干姜

「八丁裏」

或四物等之藥調理之安矣當月九日患便秘亦治之安^{于時}後天寒日嚴由之患惡寒發熱項強身痛腰痛多痰無汗脉浮大之症作桂枝芍藥半夏貴茯苓麻黃杏仁白芷干姜之湯進用之一日○左腋下疼痛乳背之部位攣急牽引不能臥不得眠心下按之有痛二便由舊閉塞其狀似無熱邪而實有熱邪作小青龍或清濕化痰三五劑○進用之而便秘雖少淋瀝膀胱盈滿腋痛不堪小水黃色是邪客

「九丁表」

胸膈浸胃部膀胱二腸亦受其邪也以常用潤劑合大柴胡三劑兼用之滋潤胃腸淨除熱邪○用之一二日二便順通寒熱大發煩燥大渴口乾乾咳出不得眠脉來浮大是表裏之症也由之作柴葛解肌合瀉心導赤加半夏生地黃粳米去人參進之三四大熱大解潤咳吐痰腋痛漸退床臥則安置米煎汁至進稀粥□□然二便時々閉塞^兼進常用潤劑亦安用之有日前症漸退小水淨清然身

「九丁裏」

體羸瘦餘熱潤咳吐痰未止于時他医有

側與之計而以人參養榮加麥門冬湯調

理之而一日壯熱暴行結胸煩悶氣急舌強

不語膀胱閉塞二便不通腹內大滿脉來

洪大医計作竹茹溫膽小陷胸桂苓飲子等之

藥進之然危篤漸進遂不得治文政七^甲申十一

月^{廿五}

村上玄水謹記

「九丁表頭注」

即與他医計之

【書き下し文】

尊大夫の體は素より虚弱にして往年淋症を患ふも諸医之を治すと雖も全治せず。予をして之を治せしむ。淋症治ると雖も從來時々二便膀胱を閉塞し盈滿して橢圓の果瓜の之に入るがごとし。常に當歸芍藥大黃甘草の劑を作りて之を二便に進用す。毒液を利して六君を以て干姜に加ふ。或は四物等の藥は調理の安なり。

當月九日便秘を患ひ亦之を治す。時に安んじて天寒く日嚴しく之に由りて惡寒發熱を患ひ項強く身痛く腰痛くして痰多くして汗無し。脉は浮大の症にして桂枝芍藥半夏、貴なる茯苓麻黃杏仁白芷干姜の湯を作りて之を進用す。一日然る後に左腋の下に疼痛あり。乳背の部位は攣急し牽引するも臥す能はず、眠るを得ず。心の下之を按づるに痛有り。二便舊に由りて閉塞し、其の狀は熱無きか、實に熱有るかに似たり。小青龍或は清濕化痰三五劑を作り

て並に之を進用す。而るに便秘は少と雖も淋瀝し、膀胱は盈満し、腋痛は堪へず、小水は黄色にして是邪客なり。胸膈は胃部膀胱を浸し、二腸も亦其の邪を受くるなり。常用の潤劑を以て大柴胡三劑に合せ兼ねて之を用ふれば胃腸を滋潤にし淨らかに熱邪を除く。之を進用すること一二日にして二便は順にして寒熱を通じて大いに煩燥を發し大いに渴きて口乾く。乾咳出でて眠るを得ず。脉は浮大を來たす、是表裏の症なり。之に由りて柴葛解肌を作り瀉心導赤を合せて半夏生地黃粳米を加へ人参を去りて之を進む。

三四日にして大熱大いに解け咳を潤し痰を吐き腋痛は漸く退き床臥すれば則ち安置す。米煎汁にして稀き粥を進むに至る。然れども二便時々閉塞し常用の潤劑を兼用し亦安らかに之を用ふれば日有りて前症漸く退き小水は淨清なり。然れども身體は羸瘦し餘熱は咳を潤し痰を吐きて未だ止まず。

時に于いて他医側に有りて之と計りて人参を以て榮を養ひ麥門冬湯を加へて之を調理す。而して一日壯熱暴行し結胸煩悶し氣急に舌強く語らず。膀胱は閉塞し二便は通ぜず。腹内大いに滿ち脉洪大を來たす。医計に竹茹溫膽小陷胸桂苓飲子等の藥を作りて之を進む。然れども危篤漸く進みて遂に治るを得ず。

文政七甲申十一月 村上玄水謹記

【注釈】

○二便…大便と小便。

○六君…生藥名。

○浮大…定めが無く脈打つこと。

○芍藥…生藥名。

○半夏…生藥名。

○麻黃…生藥名。

○杏仁…生藥名。

○白芷…生藥名。

○干姜…生藥名。

○欒急…引きつること。

○淋瀝…したたる様子。

○胸膈…胸と腹との間。隔膜。

○乾咳…からげき。

○潤…うるおす。

○地黃…生藥名。

○羸瘦…やせ衰える。

○麥門冬…生藥名。

○竹茹…たけの青皮を取り去った肉で作った藥。

八 中西尊老母之証治

【原文】

「二〇丁表」

中西尊老母之証治

尊老母歳七十四往歳患吐血他医治之而腸胃不清或瀉或止自往歳及今歳今歳七月上旬令予診面黃脱色四肢及腰部水液溜滯爲水腫其舌無胎紅色其腹脂肪洋解其胃痞滿不化其腸雷鳴不固問其二便曰或瀉或止或通

或閉問其飲食曰嗜酒不能飲馨穀不能食飯粥減平日之半進則患心下腹滿予曰得吐血胃部損傷衰弱之症也胃部損傷則三液不得其宜三液不得其宜則水穀不化水穀不化則良液不生良液不生則精神不

「二〇丁裏」

得其養精神不得其養則神經衰弱而稠粘液生

是以邪閉四肢四肢水腫塞胃部胃部痞滿胃失其官

能故酸液生酸液益進故舌紅色而脂肪洋解也良液不生故面色黃也酸液不■故腹滿也腹滿不得不利故二便利

覺平快然而倉廩敗績身體何以立謂不可治也強所請

其治不得已作溫腎加白木人參兼進肉豆蔻良姜

丁子草藓等之丸人參以補安神氣肉桂以強壯諸

臟白木干姜以投濕邪茯苓澤瀉以利水道丸亦

以強壯神經也已而瀉利發作無止更作桂附理中

「二〇丁裏頭注」

生

「二一丁表」

加陳倉米進之飲食漸減胃之酸液益長腸及胃

酸痛或吐或瀉兼進順氣和中投其邪其邪雖退

身體衰弱諸症日進遂不回陽

村上玄水案

【書き下し文】

尊老母歳七十四、往歳患ひて吐血し、他医 之を治すも腸胃 清

らかならず、或ひは瀉し、或ひは止まり、往歳より今歳に及ぶ。今歳七月上旬、予をして診しむ。

面は黄脱色し四肢及び腰部の水液は溜滞し水腫と爲り、其の舌は紅色を胎む無し。其の腹の脂肪は洋解し、其の胃は痞滿して化せず、其の腸は雷鳴して固まらず。

其の二便を問ふに、曰はく「或は瀉し或は止まり、或は通じ或は閉づ」と。其の飲食を問ふに、曰はく「酒を嗜めども飲む能はず、馨穀も食ふ能はず、粥を飯ふに減すること平日の半なり、進めば則ち心を患ひて下腹滿なり」と。予曰く「吐血を得るは胃部損傷衰弱するの症なり。胃部損傷すれば則ち三液其の宜しきを得ず。三液其の宜しきを得ざれば則ち水穀化せず。水穀化せざれば則ち良液生ぜず。良液生ぜざれば、則ち精神其の養を得ず。精神其の養ふを得ざれば、則ち神経衰弱し稠なる粘液生ず。是を以て四肢を邪閉し四肢は水腫し、胃部を塞ぎて胃部は痞滿す。胃は其の官能を失ふ、故に酸液生ず。酸液益々進む、故に舌は紅色にして、脂肪は洋解するなり。良液生ぜず、故に面色黄なり。酸液順ならず、故に腹滿するなり。腹滿つれば得ず利あらず、故に二便利にして平快を覺ゆ。然れども倉廩敗績すれば、身體何を以て立たん。治るべからずと謂ふなり。」と

強いて其の治を請ふ所は、已むを得ずして腎を温たむるを作し白木人參を加ふ。兼ねて肉豆蔻良姜丁子草藓等の丸を進む。人參は以て神氣を補安し、肉桂は以て諸臟を強壯にし、白木干姜は以て濕邪を投ず。茯苓澤瀉は利水道丸を以てし、亦た以て神経を強壯にするなり。已にして瀉利の發作止まる無きは、更に桂附理

を作り中に陳倉米を加へ、之を飲食に進めば、胃の酸液を漸減し、益々腸及び胃酸の痛を長くす。或は吐き或は瀉し、兼ねて順氣和中に進み、其の邪を投ず。其の邪退くと雖も、身體衰弱し諸症日に進みて遂に回陽せず。

【注釈】

- 往歳…過ぎ去った年。前年。
- 溜滯…たまりとどこおる。
- 痞滿…腹がつかえる。食欲が無い。
- 腸…腸
- 馨穀…良い肴。
- 水穀…水分と穀物。
- 倉廩…倉。倉庫。
- 白木…樹木の名。
- 人參…朝鮮人參。
- 姜…生薑
- 藪…草の名。
- 神氣…万物を生成する靈妙な力。精神。
- 濕邪…湿氣と邪氣。ロイマチス性の病氣。
- 澤瀉…生藥名。
- 瀉利…下痢。
- 陳倉米…長い間貯藏されたうるち米の玄米。

九 玉江令郎之案

【原文】

「一二丁表」

玉江令郎之案

玉江令郎遊于崎陽所冒濕邪歸令諸君医診而亦令予診問其症曰在崎陽時每夕陽患發熱及下利歸後亦時々發熱下利漸々無

「一二丁裏」

止食進食米粥少許面色失色小便黃大便兼下粘稠如水腰脚軟弱不能立也予診其脉或數或緩胃腸按之疼痛予曰其每夕發熱者類瘧狀爲伏邪其下利腹內按之疼痛者有邪毒也歸後時々發熱漸々無止者腹內邪毒釀成每夕發熱長者也小便黃者欲令邪自小便去也大便如水或粘稠者欲令邪自大便去也腰脚軟弱不能立者燠土所謂腎水虐者也是以隨自

「一二丁表」

然導師與諸君計之作柴令加黃連生地黃及枳實大黃少許令服之令服之半日一夜水液枯渴舌胎乾燥大便四五行且粘稠又與諸君計之作柴胡養榮逐邪或燥服之半日前症益進元氣衰弱脉將無力咽喉不利由之又與諸君計之作復元加

鮮地黄湯令服之兼用甘桔湯嗽以陰煎

半日而舌胎或潤或燥二日而大便將復平

色舌胎雖潤燥勢未退熱亦在

「二二丁欄外」

北小倉公ノ医士松下二見 北小倉公ノ医士見 玄節

「二二丁裏」

予有医役○歸中津間日而又來○松下氏二見○氏

既計○事謂予曰始來時令服君之方于時

舌胎○變無胎赤^{紅色}滋潤市塩酸味而時々□□

發汗下利尚在衰弱亦甚呼吸促迫雖熱勢

未退爲虛候由之作眞武加鮮地黄黃芪人參

或四逆等令服之云予診之燥勢退潤益來是

此熱退而虛進也與諸君計之作眞武加人參

黃芪令服之二日而諸症退三日而脉益順

【書き下し文】

玉江令郎崎陽に遊び濕邪に冒せらる。歸りて諸君医をして診しめ亦予をして診しむ。其の症を問ふに曰く「崎陽に在りし時、毎夕陽發熱及び下利を患ふ。歸りて後亦時々發熱下利し漸々無にして食を止め、進めて米粥少許を食するも面色、色を失ひ小便は黃にして大便は兼ねて粘稠を下し水のごとし。腰脚は軟弱にして、立つ能はざるなり」と。予其の脉を診るに或は數々にして或は緩く胃腸之を按づるに疼痛あり。

予曰く「其の毎夕發熱する者は瘡狀に類し伏邪と爲り其れ下利

す。腹内之を按づるに疼痛ある者は邪毒有るなり。歸りて後時々發熱漸々止む無き者は腹内邪毒釀成し毎夕發熱すること長き者なり。小便の黃なる者は邪自ら小便をして去らしめんと欲するなり。大便水のごとく或は粘稠なる者は邪自ら大便をして去らしめんと欲するなり。腰脚軟弱にして立つ能はざる者は燠土所謂腎水の虐なる者なり」と。

是を以て自然の導師に隨ひて諸君と之を計りて、柴を作りて黃連生地黃及び枳實大黃の少許を加へしめ之を服せしむ。之を服せしむること半日一夜にして水液枯渴し、舌は乾燥を胎み大便は四五行にして且つ粘稠なり。又諸君と之を計りて柴胡を作り、柴を養ひ邪を逐ひて或は燥して之を服す。半日にして前症益々進み元氣衰弱し脉將に無力ならんとし、咽喉利あらず。之に由りて又諸君と之を計りて元に復せんと作し鮮地黄湯を加へて之を服せしむ。兼ねて甘桔湯を用ひて嗽に一陰を以てす。煎ずること半日にして舌は或は潤に或は燥を胎む。二日にして大便將に平色に復せんとす。舌胎は潤燥と雖も勢は未だ退かず熱も亦在り。

予医役有りて中津に歸る。間日にして又來る。松下氏二見氏既に事を治めんと計り予に謂ひて曰く「始め來る時君の方に服せしめん」と。時において舌黑變を胎み紅色を胎む無し。滋潤惡く塩酸味にして時々發汗し下利尚ほ在す。衰弱すること亦た甚し。呼吸迫を促し熱ありと雖も勢未だ退かず。虛候と爲りて之に由る。眞武を作りて鮮き地黄黃芪人參或は四逆等を加へ之を服せしむ。予に云ひて之を診しむ。燥勢退きて潤益々來る。是れ此の熱退きて虚進むなり。諸君と之を計りて眞武を作り人參黃芪を加へて之

を服せしむ。二日にして諸症退き、三日にして脉益々順なり。

【注釈】

○令郎…令息。

○濕邪…ロイマチス性の病氣。

○稠…多い。こまやか。

○瘡…一種の熱病。間欠的に発熱し、震えを発する病氣。

○釀成…かもしなす。作り出すこと。

○腎水…精液のこと。

○虐…そこなう。しいたげる。

○枳實…からたちの実。

○柴胡…生薬名。

○松下氏二見氏…「小倉侯ノ医師、松下二見。玄節」と書き込み有り。

○黄芪…柴胡。

一〇 奥洞水隠大夫之症治

【原文】

「一二丁表」

奥洞水隠大夫之症治

奥隠大夫閣下連年患疝疾脱肛往歳貴齡六十三患疝及溜飲痰咳令予治之雖疝溜漸治痰咳不止而又患肺血者三次肺血雖止痰咳尚在今歳又加惡寒及發熱或靜或動○或起貴體羸瘦骨蒸時在進十藥之奇方或キナ玫瑰硝石等之藥

千轉萬變九月十六日脱肛腫痛令外治貫卿治其瘡由之作内托養榮之藥進之者有日膿血多出腫痛雖硝脱肛尚在而胸膈不利痰塊

「一二丁裏」

如見膿作人參歸補肺進之者月余貴體漸羸瘦熱便瀉利心下溜滯飲食漸不進作眞武平胃等之藥兼進之瀉利雖止血液枯渴胸膈不利痰咳不止遂粘酸毒閉塞於心肺遂致危篤

【書き下し文】

奥隠大夫閣下連年疝疾脱肛を患ひ往歳貴齡六十三にして疝及び溜飲痰咳を患ふ予をして之を治せしむ疝溜漸く治ると雖も痰咳止まずして又肺血を患ふこと二三次なり。肺血止むと雖も痰咳尚ほ在り。今歳又惡寒及び發熱を加へ或は靜に或は動に或は治し或は起くる。貴體羸瘦して骨蒸すの時十藥の奇方或はキナ玫瑰硝石等の藥を進む在り。千轉萬變し九月十六日脱肛腫痛外に卿を貫きて治らしめ其の瘡を治す。

之に由りて内に養榮を托するの藥を作りて、之を進むれば日に膿血多く腫より出づる有りて痛む。硝脱肛尚ほ在りと雖も胸膈痰塊に利あらずして膿を見るがごとし。參歸補肺を作りて之を進むれば月余にして貴體漸く羸瘦して熱便瀉して心に利して下り溜滯す。飲食漸く進まず眞武平胃等の藥を作りて兼て之を進む。瀉利止むと雖も血液枯渴して胸膈痰咳に利あらずして止まず。遂に粘

酸毒心肺を閉塞し遂に危篤を致す。

【注釈】

○溜飲…胃の不消化によつて飲食物が胃につかえて酸敗液がの出る症状。

○羸瘦…やせ衰える。

○玫瑰…美石の名。

○硝石…硝酸カリ。

○腫…はれもの。

一一 與中寫泰亮書

【原文】

「一四丁表」

與中寫泰亮書

辱貴翰來意曰有玉江豐女主劑以胃虛之故減劑中之大黃而令服用之之事予前讀玉江氏之病症而作其方其症曰五月朔下利便色深茶色又三日下利五六行其色下如痰色粘稠者少許度々腹内不快通其夜下血及痰色之物少許其後大便晝夜十二三行每行勞疫苦痛行後則平快進食如常外面無熱氣云夫大便深茶色者膽汁腐敗之症也何則黃色之深爲「一四丁裏」

茶色也苦味之劑主之下痰及血勞疫苦痛

者粘毒與酸毒固着大腸中破裂腸之裏

面有裏急後重也譬之水蛭百足等蝕胃百

體豈誰敢不退乎況酸粘二毒爲害者也乎百倍

水蛭百足也所以加大黃去之也行後則平快進食

如常無身熱者其毒無散入於胃然則何見胃虛

也唯其毒在大小腸已也若彼膽汁敗毒及粘酸瘴

毒波及於諸臟百體將爲大事矣故預關其謀

也又唯吾等者從天命爲治療也故察三所以

「一五丁表」

彼人常虛弱也是人常強壯也以不治病也何

則虛人有虛人天賦強人有強人天賦○而有強

人之症則以強人治之強人而有虛人之症則

以虛人治之處之之道從賦命也與足下交

厚故述心意呈足下伏請足下之医按也

【書き下し文】

辱けなくも貴翰の來意に曰はく「玉江の豐女、劑を主^{つかさ}どるに胃虛の故を以て劑中の大黃を減じて之を服用せしむるの事有り。」と。

予前に玉江氏の病症を讀みて其の方を作る。其の症に曰く「五月の朔、下利便色は深茶色なり。又三日下利五六行、其の色は下痰色のごとくに粘稠なる者少^{すこしばかり}許、度々腹内不快なり。其の夜を通じて下血及び痰色の物少許、其の後、大便晝夜十二三行、行く毎に^{ごと}勞疫苦痛なり。行く後は則ち平快にして食を進むこと常のごとし。外面熱氣無し」と云ふ。夫れ大便の深茶色なる者は膽汁腐敗の症

なり。何となれば則ち黄色の深きは茶色と爲るなり。苦味の劑は之の下痰及び血を主とするなり。勞疫苦痛なる者は粘毒と酸毒と固より大腸の中に着き、腸の裏面を破裂し、裏に急有れば後に重くなるなり。之を譬ふれば水蛭百足等蝕胃百體、豈に誰か敢て退けざらんや。況んや酸粘二毒の害を爲す者をや。水蛭百足に百倍するなり。大黄を加えて之を去る所以なり。行ひて後は則ち平快にして食を進むること常のごとし。身に熱無ければ其の毒散じて胃に入る無し。

然らば則ち何の胃虚を見んや。唯だ其の毒大小腸に在るのみなり。彼の膽汁のごときは敗毒及び粘酸瘡毒は諸臟百體に波及し、將に大事に爲らんとす。故に預かり其の謀に關はるなり。

又唯だ吾等は天命に従ひて治療を爲すなり。故に彼の人の常に虚弱なる所以を察するなり。是れ人の常は強壯なり。病を治せざる以なり。何となれば則ち虚人には虚人の天賦有り。強人には強人の天賦有り。虚人にして強人の症有れば則ち強人を以て之を治す。強人にして虚人の症有れば則ち虚人を以て之を治す。之に處するの道は賦命に従ふなり。足下と交はり厚き故に心意を述べて足下に呈す。伏して足下の医按を請ふなりと。

【注釈】

- 大黃…生藥名。
- 稠…多い。こまやか。
- 蝕胃…人を刺す虫。
- 酸…つらい。くるしい。

○瘡…血のやまい。

○天賦…天が与えたもの。うまれつき。

○賦命…うまれつき。生来の運命。

一二 山崎大夫之尊夫人之按

【原文】

「一五丁表」

山崎大夫之尊夫人之按

天保二年二月七日山尊夫人平産其脉平常無頭痛無發熱飲食有味如平也十日而下瘡露少許

「一五丁裏」

其後飲食不進腸胃不清按腹部則右脇左脇皆痛而右脇尤痛下部無痛小水深黄色舌胎乾燥而黑色寒熱往來類癰狀其脉浮是則心下有毒之所致也作柴苓加大黃呈進之大便滑利四五行其色黑黃粘稠而無便色作柴苓加當歸川芎呈進之數日也雖舌胎更變黑爲黃每

寒熱往來微汗出而有煩渴前方加葛根芍藥

羌活麻黃呈進之汗出而渴亦減也自三月一二日脇熱下利十行或十八行其色深黃黑色而粘稠亦在

「二六丁表」

按脇下痛亦在寒熱往來則煩熱或寒戰前方減加味加三稜莪米胡黃連呈進之數日也舌無胎潤滑小便清如常而大便黄色然下利無止按

脇下疼痛微熱少往來作温経益元湯兼以除湿加

柴胡黄芩湯清除腸胃補益元氣一日脇下積痛

大甚也以産後之故身體大勞脉將絶也作眞

武加三稜莪木胡黄連呈進之而與正庵養賢道

一等計治事或枳實芍藥二味湯或淨府加陳

皮枳實或サフラン湯或^眞武加味湯纈草湯連

「二六丁欄外」

眞

「二六丁裏」

進之二日二夜遂積痛不止身体漸勞邪攻

胸膈致困篤

【書き下し文】

天保二年二月七日、山尊夫人平産し其の脉平常にして頭痛無く発熱無く飲食も味有りて平のごとし。十日にして瘵^おを下すこと露^{すじはかり}少許なり。其の後飲食進まず、腸胃も清らかならず腹部を按^なづるに則ち右脇左脇皆痛みて右脇尤も痛し。下部痛み無く小水は深黄色にして舌は乾燥を胎^{はら}みて黒色なり。寒熱往來して瘡^{ざやく}状に類す。其の脉の浮くは是則心の下の有毒の致す所なり。

柴苓を作り大黄を加へ呈^{しめ}して之を進む。大便滑利にして四五行、其の色は黒黄にして粘稠して便色無し。柴苓を作りて當歸川芎を加へ呈して之を進むること数日なり。舌胎更に黒に變じて黄と爲ると雖も、寒熱往來する毎に微汗出でて煩有り。渴く前に方^{まさ}に葛根芍藥羌活麻黄を加へ呈して之を進む。汗出でて渴きも亦減るな

り。

三月一二日より脇熱あり下利十行或は十八行なり。其の色は深黄黒色にして粘稠も亦在り。脇下を按づるに痛も亦寒熱往來に在り。則熱或は寒の戦ひに煩ふ前に方に加味を減じ、三稜莪木胡黄連を加へて呈して之を進むること数日なり。舌は潤滑を胎^{はら}む無く小便は清きこと常のごとくして大便は黄色なり。然れども下利は止む無し。

脇下を按^なずるに疼痛微熱あり、往來すること少し。温経益元湯を作りて兼ねて以て湿を除き柴胡黄芩湯を加えて、腸胃を清除して元氣を補益するも、一日脇下に痛を積むこと大いに甚だし。産後の故を以て身體大いに勞し脉將に絶えんとす。眞武を作り三稜莪木胡黄連を加へ呈^{しめ}して之を進む。而して正庵養賢と一等の計^{みちび}を道きて事を治めんとす。或は枳實芍藥二味湯を、或は淨府に陳皮枳實を加へ、或はサフラン湯を、或は眞武加味湯纈草湯を、連^{つら}ねて之を進む。

二日二夜にして遂に積痛止まず。身体漸く勞邪にして胸膈を攻め困篤を致す。

【注釈】

○瘵…血の病。

○柴苓…生薬名。

○稠…多い。こまやか。

○當歸…生薬名。

○川芎…生薬名。

○羌活…草の名。ウコギ科の多年草。

○三稜…草の名。みくり。

○莪…きつねあざみ。

○黃連…生薬名。

○正庵…辛島正庵(中津藩医)。

○陳皮…生薬名。

○枳實…生薬名。

○續草…生薬名。

○サフラン…鬱金、生薬名。ラテン語Saffronより。

一三 丸岡君之証治

【原文】

「一六丁裏」

丸岡君之証治 森五太衛門殿

丸岡尊大人有病令辛島正庵治也不治也令_予木浦

診問其證胸膈不利飲食不下其不下也不

吐則必不平快也心下痞滿左脇有動其飲食

也飲酒他食者多下米食者多不下_於他食多下

其不飲食_更如_平予問其不下者在○何部

謂在於蔽骨劍端狀之部予曰胃之上口瓣

「一七丁表」

部神經衰弱也是以粘痰生瓣部失官能

也其酒麥蕎麥等者下而米食不下者

彼三種者皆有開閉塞之能米穀者有治下

利之能少收斂故也將爲噎塞之證也重則

致死輕則平愈是腹心之病也不可縱也即

作黃芩加半夏生薑湯當嘔家作黃檀肉

桂紫蘇白芷肉豆蔻沒藥橙皮人參丁子

羌活松浦桂根皮干姜草薢之酒劑強壯神經

又溫中良姜圓爲湯用之又良方昆布丸爲湯

「一七丁裏」

用之兼以簡易究原雙神丸又作二陳菝木

三稜_湯○兼以人參利膈丸于茲數月也皆其意

通利胸膈強壯神經補益血液開發粘痰散流

頑結推陳致新也一日尊大人謂予曰有

君命將之于江府問治也乎不治也乎與往也乎

不往也乎相對語曰致季秋孟冬可治今也往

即敗績也

村上六祖玄水謹書

【書き下し文】

丸岡の尊大人病有り。辛島正庵をして治せしむるに、治らざる

なり。予をして診しむ。其の證を問ふに、胸膈飲食に利あらずし

て下らず。其の下らざるや吐かざれば則ち必ず平快ならざるなり。

心の下痞滿して左脇に動く有り。其の飲食するや飲酒他食の者は

多く下り、米食の者は多く下らずと。予問ふ「其の下らざる者は何

の部に在ると」蔽骨劍端狀の部に在りと謂ふ。

予曰く「胃の上の口瓣の神経衰弱するなり。是粘痰を以て瓣部

に生じ官能を失ふなり。其の酒麥蕎麥等は下りて米食は下らざる者は彼の三種は皆開閉塞の能有り。米穀は下利を治すの能有り。収斂すること少きが故なり。將に噎塞の證を爲さんとするなり。重ければ則ち致死し輕ければ則ち平愈す。是腹心の病なり。縦るべからざるなり。」と。

即ち黄芩に半夏生姜を加え湯を作り當に嘔るべし。家に黄檀・肉桂・紫蘇・白芷・肉豆蔻・沒藥・橙皮・人參・丁子・羌活・松浦・桂根皮・干姜・葶藶の酒劑を作り、神經を強壯にす。又中良姜の圓を温めて湯と爲し之を用ふ。又良方の昆布丸を湯と爲し之を用ふ。兼ねて簡易究原雙神丸を以て、又二陳菰朮三稜湯を作る。兼ねて人參利膈丸を以て茲において數月なり。皆其の意は、胸膈を通利して神經を強壯にし、補いて血液を益し、粘痰を開発し、頑結を散流し推し陳して新に致すなり。

一日尊大人予以謂ひて曰く「君命有り。將に江府に之かんとす」と。治なるか治ならざるか、往くなるか往かざるかとを問ふ。相ひ對へ語りて曰く「季秋孟冬に治すべきと致す。今や往けば即ち敗績す」と。

【注釈】

- 胸膈…胸と腹との間。隔膜。
- 痞滿…腹がつかえる。
- 瓣…瓜の種。果実のふさ。
- 収斂…収縮させる。引き締まること。
- 平愈…病氣が治り元の身体になること。

○縦…ゆるめる。見逃す。

○黄檀…生薬名

○沒藥…生薬名

○橙皮…生薬名

○羌活…生薬名

○菰…藥草の名。

一四 小倉伊崎屋平助子息之按

【原文】

「一八丁表」

小倉伊崎屋平助子息之按

小倉伊崎屋平助小兒右手不仁令予診問其証因患

熱二三日其後患不仁性元多痰云診脉平見體情

平也只右手不仁按摩之軟弱無痛熱異左手之強

壯也按右脇下有辟塊無疼痛夫自然學之爲道也從

因治其病也今也脉平體情平何以治其病也乎故欲治

其病因患感冒乎或患熱性之時於治某病之内加

硝石硫黄可治之硝石清血消痰硫黄包血中之毒運

送體外導之作奇應丸扶持其勢熱補助胃化其可

「一八丁裏」

治也乎又常作淨府湯治右脇下其有扶持之也

村上玄水按

【書き下し文】

小倉伊崎屋平助の小児の右手、仁ならず。予をして診しむ。其の証を問ふに、熱を患ふこと二三日にして其の後、仁ならざるの性を患ふに因る。元々痰多くして脉を診れば平にして體情も平なり見ゆと云ふなり。只右手は仁ならず、之を按摩するに軟弱にて痛熱無し。左手の強壯と異なるなり。

右脇下を按ずるに辟塊有りて疼痛無し。夫れ自然にして之を學べば道を爲すなり。因に従ひて其の病を治すなり。

今や脉平にして體情平なり。何を以て其の病を治するか。故に其の病を治せんと欲せば、感冒を患ふに因るか、或は熱性を患ふの時に某の病の内に硝石硫黄を加ふ。治すべきの硝石は血を清くし痰を消し、硫黄は血中の毒を包みて體外に運送す。之を導くに奇應丸を作りて其の勢を扶持し、熱は胃を補助して其の治すべきを化すなるか。又常に淨府湯を作りて右脇下を治して其れ之を扶持する有るなり。

別冊 賀來氏證治

【原文】

〔一丁表〕

天保三_{壬辰}四月廿日

賀來氏證治

〔一丁裏〕

賀來生往歲患黴毒治之病愈也而去
秋復患下疳伊藤生治之未全也今予

診問其証曰陰囊腐爛鼻右側生凝腫頭痛煩悶其痛控腦鼻將腐朽問二便小水少濁大便自去冬下利其脉則少有熱其舌則無胎口中惡臭飲食平常云作葷蕪湯加土伏水銀劑爲丸進之ドルシス及フレシヒタート等以テレヒンテイ練之挿鼻中カンフラスト加輕粉貼下部諸證漸退覺

〔二丁表〕

平快也作十全大補湯加附子乾姜服之久之而四肢面部生腫氣其腫自肢末起也其脈漸將~~ル~~衰也飲食漸減身體羸瘦予曰諸証雖退此則虛候也不可不救也作エリキシル劑桂露奇應丸スヒシースナモミ服之作病後水腫方加附子于姜服之而導引腹部及腰部以烏頭及灸雖致動脈之遠心力壯而身體少汗出小水一日六七度小水不多便久之而偏

〔二丁裏〕

身漸腫凝結爲痛以手導引之痛去覺平快也又作壯原湯加紫蘇硝石以清血然其腫漸凝結適爲咽喉不利咳嗽呼吸促迫由之鍼而水氣引自足也。

村上玄水識

【注釈】

- 黴毒…梅毒。
- 愈…治る。
- 下疳…性病の一。
- 草薢…生薬名。
- 輕粉…水銀に明礬塩を和して製した化粧粉。
- 附子…生薬名。
- 羸瘦…やせ衰える。
- 烏頭…生薬名。
- 咳嗽…せき。
- 促迫…厳しく迫ること。
- 自足…自分の置かれた状況に満足すること。
- ドルシス…塩化第一水銀。ラテン語Mercurius dulcisより。
- フレシヒタート…沈殿物。ラテン語Precipitatusより。酸化水銀の意。
- テレヒンテイ…テレピン油。ラテン語Terpenhinaより。
- カンフラスト…未定
- エリキシル…エリキシル剤、万能薬。ラテン語Elixierより
- スヒシースナモミ…未定

【書き下し文】

天保三壬辰四月廿日

賀來氏治を證す

賀來生往歲黴毒を患ひ之を治して病愈ゆ。而るに去秋復た下疳を患ひ伊藤生之を治すも未だ全からず。

今予診て其の証を問ふに曰く「陰囊は腐爛し鼻の右側に凝腫を生じ頭痛煩悶し其の痛は腦を控へて鼻は將に腐朽せんとすと。」二便を問ふに小水は少し濁りて大便は去冬より下利し其の脈は則ち少熱有りて其の舌は則ち胎む無く口中は惡臭にして飲食は平常なりと云ふ。

草薢湯を作りて土伏水銀劑を加へ丸と爲して之を進む。ドルシス及びフレシヒタート等にテレヒンテイを以て之を練りて鼻中に挿す。カンフラストに輕粉を加へ下部に貼りて諸證漸く退きて平快を覺ゆ。十全大補湯を作り附子乾姜を加へ之を服すること之を久しくす。而して四肢面部に腫氣を生じ其の腫は自ら肢の末に起るなり。其の脈漸く將に衰へんとするや飲食漸く減じ身體は羸瘦す。

予曰く「諸証退くと雖も此則ち虚候なり。救はざるべからざるなりと。」エリキシル劑桂露奇應丸スヒシースナモミを作り之を服せしむ。病後水を作り、腫は方に附子干姜を加へ之を服せしむ。而して腹部及び腰部に導引し烏頭を以て灸するに及ぶ。動脈の遠心力を致すと雖も壯にして身體は少汗出づ。小水は一日に六七度なり。小水は多からず、便は之を久しくす。而して偏すら身は漸く腫凝結し痛を爲す。手を以て之を導引し痛去りて平快を覺ゆ。又壯原湯を作りて紫蘇硝石を加へ以て血を清くす。然るに其の腫漸く凝結し適々咽喉の爲にして咳嗽に利あらず。呼吸は促迫し之に由りて鍼して水氣引きて自足するなり。

村上玄水識

【参考文献及び史料】

- ▲今永正樹『医亦従自然也 村上医家事歴志』、村上記念病院・村上医家史料館、中津、一九八二年。
- ▲川島真人『蘭学の泉中津に湧く』、西日本臨床医学研究所、一九九二年、一六四～一六九頁。
- ▲ヴォルフガング・ミヒェル「村上玄水の略歴」、『中津市歴史民俗資料館 分館村上医家史料館資料叢書』第一巻、中津、二〇〇三年、一～六頁。
- ▲生田重倫編『奥平藩臣略譜集録』謄写版、「出版地不明」、私版、一九七二～一九七三年。

史料

- ▲村上玄水「賀來氏證治」、写本、村上医家史料館蔵。
- ▲村上玄水「六祖玄水医案」、写本、村上医家史料館蔵。
- ▲『嘉永三年改 御家中系図』複写、中津市立小幡記念図書館蔵。

- 1 村上玄水の詳細について、(一)今永正樹『医亦従自然也』一〇一～一七四頁、(二)川島真人『蘭学の泉中津に湧く』、(三)ヴォルフガング・ミヒェル「村上玄水の略歴」を参照。
- 2 この人物は中津藩士で文政七(一八二四)年正月二三日に備後にある中津藩領に向向した中津藩士宮野権六と推察される。『嘉永三年改 御家中系図』複写、中津市立小幡記念図書館蔵(575/18/30)、五七～六八頁。文政二(一八一九)年玄水が長浜刑場で刑屍体解剖を行った際、参加者の一人だったと思われる。ヴォルフガング・ミヒェル「村上玄水の略歴」、三頁。
- 4 一の「宮君」と同一人物と思われる。
玄水の解剖に立ち会った助手画員佐久間玉江のことか。今永正樹『医亦従自然也 村上医家事歴志』一二二頁。
- 6 「山崎大夫」は中津藩士山崎定保であろう。文化六(一八〇九)年に学問出精につき御麻下一具を賜っている。弘化二(一八四五)年正月四日五三歳で病死した。『嘉永三年改 御家中系図』複写、中津市立小幡記念図書館蔵(58/18/4)、六四～六六頁。
- 7 「丸岡君」は中津藩士丸岡平右衛門と考えられる。文政二(一八二九)年七月四日に江戸番勤務を命じられており、「六祖玄水医案」の記述と符合する。しかし、丸岡平右衛門は江戸での治療の甲斐なく同年一〇月一二日六三歳で歿した。『嘉永三年改 御家中系図』複写、中津市立小幡記念図書館蔵(576/18/40)、一九～四五頁。
- 8 ヴォルフガング・ミヒェル「村上玄水の略歴」、三頁。

【索引】

あ

青……………33
跡田……………35
……………37
……………38
……………39
……………40
……………42
……………48
……………50
……………51

い

池上太兵衛……………88
伊崎屋平助子……………116
伊藤東所……………9
陰瘡之外治……………12

え

瘻瘤……………12
江口七郎治……………88
エリキシル劑……………132

お

大江雲澤……………1
大江玄明……………53
奥平家昌……………94
奥平昌高……………9
奥平昌成……………88

か

落合小左衛門……………49
オルテリウス……………99

疥癬……………13
臥雲堂……………31
賀來……………132
賀來氏……………132
賀來氏證治……………115
梶川武兵衛……………88
辛島正庵……………84
辛島泰庵……………3
川崎源助……………86

き

氣腫……………11
木村仁右衛門……………84
教育功績碑……………3
金匱要略……………13

く

熊谷克己……………8
倉成龍渚……………7

け

外療内治法……………7

こ

坤輿万国全図……………98
……………99

さ

采藥漫筆……………9
佐間徳勝郎……………40
三因極一病症方論……………13
三因方……………29

し

四季衣服……………55
詩經……………56

仕事雜記録……………53
周易本義……………9
書經……………8
鍼灸資生經……………12
進脩館……………9

す

鈴木元助……………86

山口眞三郎	88	や	屋形四男之助	6	も	メルカトル	99	む	村上玄水卓	115
山口太忠	49	屋形川	2	森権右衛門	86					
耶馬溪	31	屋形家	2	諸道	8					
屋形養民	10 12	屋形家史料	31							
屋形村	3	屋形権八	3							
屋形秀策	5	屋形権八郎	3							
屋形小学校	2									

ろ	六淫	11	れ	癘氣	11	る	龍戸	13	り	来徳	8	ら	山崎定保	134
六祖玄水医案	115	癘節風	13	瘰癧馬刀瘡瘻	12				羅漢寺	33				

表紙作成：W・ミヒエル

Wolfgang MICHEL (ed), Source Material and Personalities. Nakatsu Municipal Museum for History and Folklore - Medical Archive Series, no. 7, City of Nakatsu: Takahashi Printing Co., March 2008.

Shûji TOMIDA: On the Yakata-Family Materials (Yabakei, City of Nakatsu).

Akihide OSHIMA: The Yakata-Family and Kuranari Ryûsho

Yôichi YOSHIDA: Medical Treatment in the Yabakei Area During the Meiji Period.

Makoto HOSHINA: The Manuscript *Shigoto zakkiroku* ("Work Miscellanea") of Oe Genmei.

Shinya KOGA: On Two Matteo Ricci-Style Maps kept by the Murakami Medical Archive.

Tomita HOSODA: The Medical Manuscripts *Rokuso Gensui i-an* ("Medical Proposals by Gensui") and *Kaku-shi shôji* ("Diagnosis and Treatment of Mr. Kaku") Written by Murakami Gensui.

●執筆者一覧

富田 修司

中津市教育委員会文化振興課

大島 明秀

九州大学大学院比較社会文化学府

吉田 洋一

久留米大学文学部講師

保科 眞

中津市教育委員会文化振興課

古賀 慎也

九州大学大学院比較社会文化学府

細田 富多

中津市歴史民俗資料館分館大江医家史料館

Michel, Wolfgang (W・ミヒェル)

九州大学大学院言語文化研究院教授

中津市歴史民俗資料館 分館

医家史料館叢書VI『史料と人物 I』

ヴォルフガング・ミヒェル編

平成20(2008)年3月

発行者 中津市教育委員会

刊行 中津市歴史民俗資料館

〒871-0055 大分県中津市1385番地(殿町)

TEL 0979-23-8615

印刷 高橋印刷所

〒871-0056 中津市片端町1358-1

TEL 0979-22-1066
